

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第3回幕別町議会定例会
(平成30年8月31日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 板垣良輔 2 荒貴賀 3 高橋健雄
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 報告第6号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第4 報告第7号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
日程第5 報告第8号 平成29年度幕別町健全化判断比率の報告について
日程第6 報告第9号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
日程第7 報告第10号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
日程第8 報告第11号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
日程第9 報告第12号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
日程第10 報告第13号 平成29年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
日程第11 議案第57号 指定管理者の指定について
日程第12 議案第64号 名誉町民の決定について
日程第13 議案第59号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第61号 平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第62号 平成30年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第63号 平成30年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
決算審査特別委員会の設置
- 日程第17 認定第1号 平成29年度幕別町一般会計決算認定について
日程第18 認定第2号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第19 認定第3号 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第20 認定第4号 平成29年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第21 認定第5号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
日程第22 認定第6号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
日程第23 認定第7号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
日程第24 認定第8号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第25 認定第9号 平成29年度幕別町水道事業会計決算認定について
日程第26 陳情第9号 「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成30年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年8月31日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 8月31日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
16 千葉幹雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建設部長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
教育部長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将
総務課長 新居友敬 地域振興課長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 こども課長 高橋宏邦
保健課長 白坂博司 農 林 課 長 香田裕一
農林課参事 松井公博 商工観光課長 亀田貴仁
土木課長 小野晴正 水 道 課 長 山本 充
保健福祉課長 半田 健 生涯学習課長 石野郁也
学校給食センター所長 宮田 哲 図 書 館 長 武田健吾
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 板垣良輔 2 荒貴賀 3 高橋健雄

議事の経過

(平成30年8月31日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） ただいまから、平成30年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、1番板垣議員、2番荒議員、3番高橋議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月25日までの26日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月25日までの26日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が、また、第2回定例会で決定した、北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査に係る議員派遣結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「平成29年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。
後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
○議会事務局長（細澤正典） 16番千葉議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 平成30年第3回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
本年も、10月1日に122年目の開町記念日を迎えます。
偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の精神で本町発展の礎を築かれて以来、町民各位の

限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として発展を続けておりますことに対し、深甚なる敬意と感謝をささげるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、各団体から産業功労賞として3名、スポーツ功労賞として1名の方々の推薦をいただいたところであります。

今後は、9月5日に開催されます表彰者選考委員会の答申を経て、表彰者の決定をさせていただく予定としております。

次に、本年度の普通交付税について申し上げます。

7月24日、国は、平成30年度の普通交付税大綱に基づき、各自治体へ交付する普通交付税の総額を15兆480億円、前年度との比較では3,021億円、2.0%の減と決定いたしました。

本年度の算定にあつては、昨年に引き続き、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた経費の加算や見直しが行われましたが、地方交付税の上乗せ措置である地方財政計画の歳出特別枠であった「地域経済基盤強化・雇用等対策費」の廃止に伴い、平成24年度から臨時費目として措置されていた「地域経済・雇用対策費」が皆減し、基準財政需要額が大幅に減額となったところであります。

こうした状況のもと決定されました本町の普通交付税額は52億2,365万円で、前年度との対比では9,751万7,000円、1.8%の減となりました。

減額となった要因といたしましては、先ほど申し上げました「地域経済・雇用対策費」の皆減に伴い、基準財政需要額が前年度に比べ減額となった一方で、町民税の増収など基準財政収入額については前年度に比較して増となったことなどが、減額となった主な要因と分析いたしております。

なお、本年度の決定額と当初予算計上額の比較におきまして、約1億2,000万円の留保財源が生じたところでありますが、今後の補正予算の財源として有効に活用し、特別交付税や町税など、他の財源の状況を勘案しながら、今後の財政運営を慎重に進めてまいりたいと考えております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、6月上旬までは気温が高く、日照時間も多く、作物にとって順調な気候で推移してまいりましたが、6月中旬以降の低温や日照不足、さらには7月上旬からの継続的な降雨や台風7号の影響による大雨により、作物の生育に遅れが出始め、7月中旬以降の好天により一部回復したものの、8月に入り低温、日照不足が続いており、作物への影響が心配されるところであります。

8月15日現在の主な農作物の生育状況につきましては、秋まき小麦は、収穫が昨年より6日遅い7月26日から始まり8月7日に終えたところですが、収穫量につきましては、天候不順の影響もあり、10アール当たりの粗原反収で、平年の10俵を下回る約9俵と報告を受けているところであります。

馬鈴しょは5日遅れでやや小玉傾向であり、てん菜では3日、大豆は1日早く生育しておりますが、小豆につきましては開花が4日遅れ、さやの数が平年に比べ少ない状況となっております。

また、牧草は収穫期の天候が安定せず1番草の収穫が遅れ、その影響により2番草の生育に遅れが見られ、さらにサイレージ用とうもろこしも低温と日照不足により3日遅く生育しており、良質な粗飼料の量的な確保と栄養価の確保が心配されるところであります。

いずれの作物におきましても、日照不足と低温の影響により収量及び品質の低下が心配されるところでありますが、今後、収穫最盛期を迎えるに当たり、好天に恵まれ、農業者の皆さんの的確な管理により、農作業事故がなく、豊穰の秋を迎えられますことを心から願っているところであります。

次に、平成28年の台風10号災害により閉鎖していた札内川河川緑地の供用再開について申し上げます。

札内川河川緑地につきましては、パークゴルフ場や野球場、サッカー場などの主要な運動施設を中心に甚大な被害を受け、全面的な閉鎖を余儀なくされていたところであります。

その後、昨年2月から国の補助事業である都市災害復旧事業を活用した復旧工事を進め、今年度につきましては主に芝生の養生に努めていたところであります。

当初は、本年8月末を目途に再開する予定でしたが、芝生の生育が順調に進みましましたことから、生育状態が遅れているサッカー場の一部を除いて、8月11日に供用を再開したところであります。

今回の復旧に当たりましては、パークゴルフ用具工業会からコース表示板やスタート台、OB杭など1,200点余りの資材をいただきましたことに感謝とお礼を申し上げる次第であります。

約2年間、利用者の方々には大変ご不便をおかけいたしました。この再開を機に住民の皆さんのさらなる健康増進とスポーツ振興につながるものと期待しているものであります。

次に、猿別水門に係る損害賠償の進捗状況について申し上げます。

平成28年8月に発生した猿別水門の閉扉遅れによる浸水被害の拡大につきましては、発生から2年を経過しようとしております。

平成28年12月、北海道開発局が閉扉遅れによる被害拡大の責任を認め、賠償方針を決定し、昨年6月から被災者の申し出に基づく被災状況の調査と賠償額の算定などの手続が進められてきました。

その結果、損害賠償の対象件数が全体で79件となり、そのうち本年7月末までに45件の和解契約が調い、賠償金の支払いを終えたところであります。

契約に至っていない被災者につきましても、「賠償額の算定作業と並行して個別説明を進め、順次、契約手続に移行していきたい」との話を伺っておりますが、町といたしましては、引き続き北海道開発局に対し速やかな対応を求めてまいります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月22日現在の公共工事の発注済額は、昨年度からの繰越事業を含め10億4,069万円で、発注率にいたしますと65.9%となっております。

現在までのところ、土木関係では、札生北通、忠類24号線などの道路整備工のほか、札内コミュニティプラザ外構工事や札内スポーツセンターテニスコート改修工事を、また、水道関係では、道道豊頃糠内芽室線栄橋水道管移設工をはじめ、桂町4号配水管布設工事などの発注を終えております。

このほか、建築関係では、春日東団地公営住宅建設工のほか、保健福祉センター屋上防水改修工事や幌内近隣センター改修工事などの発注を終えております。

今後は、春日東団地公営住宅外構工事や桂町2号配水管布設替工事等の発注を予定しており、安全に工事が進められるよう適切な工期設定と適時発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ合宿誘致について申し上げます。

本年度から実施いたしております「アスリートと創るオリンピックの町創生事業」の一環として、スポーツ交流人口の拡大や地域の活性化を図ることを目的に「幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会」が主体となり、8月4日から11日までの8日間、「慶應義塾体育会野球部」総勢42名を合宿モニターとして招聘し、幕別運動公園野球場を主会場に夏季合宿が行われました。

合宿期間中、野球部員による小中学生を対象とした野球教室や星槎道都大学、北海道ガスとの練習試合が行われたほか、監督、トレーナーによる特別講演会も開催されるなど、町内外の多くの方々が日常では触れることができない高いレベルの大学野球を楽しんでいました。

幕別町での8日間の合宿を終えた際、監督や選手の皆さんからは、「手厚いサポートと最高の環境で充実した合宿が行え、来年もぜひ幕別で合宿を行いたい」「秋の東京六大学リーグ戦で3季連続優勝を達成して、幕別の皆さんに恩返ししたい」などの感想が述べられておりました。

町といたしましては、今回の合宿モニターの分析を行い、今後の合宿誘致の手法、体制等に生かしてまいりたいと考えております。

次に、学校法人日本体育大学との連携協定について申し上げます。

東京都世田谷区に本部キャンパスを構える日本体育大学は、今年度からスポーツマネジメント学部を新設し、5学部9学科、大学院3研究科を擁し、体育スポーツ学を中心に、教育学、保健医療学の各分野において、教育と研究に取り組まれている大学であります。

また、日本体育大学は高木美帆選手の出身大学でもあり、現在は助手として大学に所属しておりますが、同大学の出身者には、体操競技の内村航平選手、競泳の北島康介さん、柔道の田村亮子さんなど、数々のオリンピックのゴールドメダリストを輩出しているほか、現役のトップアスリートや世界レベルの優秀な指導者も数多く輩出しております。

こうした体育スポーツの普及・発展を積極的に推進する人材育成を目指す一方で、同大学は社会貢献事業にも積極的に取り組まれており、平成 26 年度からは自治体連携事業の推進を強化し、現在では道内の網走市、中標津町を含む全国の 53 の自治体と「体育・スポーツ振興」に関する連携協定を締結しております。

本町におきましても、「オリンピックの町」としてスポーツを通じたまちづくりのさらなる推進を図るため、去る 7 月に担当職員を日本体育大学に派遣し、今後のスポーツ交流人口増加の方策や指導者の育成、スポーツと食・健康を通じた健康増進対策など、連携の方向性について協議を行ったところであります。

大学側からも、指導員の派遣や相互の施設利用に関する連携のほか、本町の体育施設の維持管理に関する技術的な支援などについて、大学のノウハウを生かした提案も可能であることなど、連携に向けてご理解をいただいたところであります。

今後につきましては、連携の項目・内容を調整し、年度内に日本体育大学との連携協定を締結すべく協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、報告第 6 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第 6 号、専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第 4 号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成 30 年 7 月 24 日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成 30 年 6 月 20 日午後 7 時 30 分ころ、幕別町字千住 93 番地 1 地先の町道千住北 14 号線において、相手方の運転する車両が当該道路を走行中、道路の陥没箇所を通過した際にタイヤがはまり、車両左側前後輪のアルミホイール 2 本を損傷する事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺した額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、1 万 7,712 円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、幕別町在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 6 号を終わります。

日程第 4、報告第 7 号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第7号、専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告するものであります。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第5号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成30年7月26日付で専決処分を行ったものであります。

理由につきましては、平成30年5月28日午後2時40分ころ、幕別町字明野137番地1の幕別墓地において、町職員が刈り払い機を使用し草刈り作業を行っていたところ、誤操作により墓石に接触し墓石に損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、8万6,400円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、千葉県在住の男性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は墓石修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては全額保険給付されるものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号を終わります。

○議長（芳滝 仁） 日程第5、報告第8号、平成29年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第8号、平成29年度幕別町健全化判断比率の報告につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります健全化判断比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

はじめに、「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計において実質収支が黒字であり、同じく「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計と国民健康保険特別会計以下7特別会計及び水道事業会計において、各会計の実質収支等の合計が黒字でありますことから算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります。算定結果につきましては11.8%となり、平成28年度と比べまして0.9ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、償還終了による「元利償還金の減少」と、平成28年度をもって償還が終了した「旧みどり資源公団営の土地改良事業に係る負担金の減」などでありました。

次に、「将来負担比率」であります。算定結果につきましては106.5%となり、平成28年度と比べまして8.5ポイントの減となっております。

主な要因といたしましては、公営企業の地方債償還財源とみなされる「一般会計からの繰入金金の減

少」などであります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしました。各比率に対する早期健全化基準につきましては表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はありません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

日程第6、報告第9号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから日程第10、報告第13号、平成29年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 報告第9号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告から報告第13号、平成29年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書の6ページから10ページにわたってごらんをいただきたいと思います。

このたびの報告内容であります資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定に基づき、対象となる会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから、算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、5議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号から報告第13号までを終わります。

[委員会付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第11、議案第57号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第57号、指定管理者の指定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の14ページ、議案説明資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案書の14ページをごらんください。

本件につきましては、幕別町札内スポーツセンター及び幕別町農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者の候補者は、中川郡幕別町札内中央町532番地12、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブ理事長、笠谷直樹氏であります。

指定の期間につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。次に、議案説明資料の 6 ページをごらんください。

はじめに、1、指定管理者が管理を行う施設の概要についてであります。

札内スポーツセンターは平成元年度に竣工し現在に至っておりますが、平成 29 年度の利用者数は年間 9 万 5,236 人となっております。

農業者トレーニングセンターは昭和 58 年度に竣工し現在に至っておりますが、平成 29 年度の利用者数は年間 3 万 3,110 人となっております。

両施設とも、町民の健康増進及び体育向上に資することを目的とした体育館であります。

次に、2、指定管理者が管理を行う業務についてであります。

業務内容につきましては、(1) から (4) までに記載しております施設全体の管理運営に関する業務をはじめとして、(5) のスポーツ教室の実施に関する業務、さらに (6) の本町出身オリンピック選手を活用する事業やスポーツイベント等に関する業務となっております。

7 ページをごらんください。

次に、3、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブの概要についてであります。

当法人は、平成 23 年 8 月に特定非営利活動法人としての認証を受けて設立された法人であり、総合型地域スポーツクラブとして、地域のスポーツ活動及び振興を中心に活動されております。

また、資本金、売上高、職員数等及び事業内容につきましては、記載のとおりであります。

次に、指定管理者の候補者の選定につきましてご説明申し上げます。

はじめに、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき、本年 7 月 10 日に指定管理者を公募いたしましたところ、1 団体からの応募がありました。

次に、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」の規定に基づき、有識者 5 名に町職員 5 名を加えた 10 名による選定委員会を設置し、当委員会で定めた候補者選定基準に基づき資格審査と書類審査を行った後に、評価審査として 8 月 10 日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定作業を進めてきたところであります。

当委員会においては、応募のあった 1 団体について、選定基準を満たしているとともに、当該施設の目的にあった施設利用の促進が期待できること、また、地域スポーツの好循環を生み出すことでスポーツ文化の醸成や地方創生の実現が期待できるということで、委員一同より高い評価を得られたことから、特定非営利活動法人幕別札内スポーツクラブを指定管理者の候補者として選定したところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

したがって、本件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 57 号、指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） 日程第 12、議案第 64 号から日程第 16、議案第 63 号までの 5 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 64 号から日程第 16、議案第 63 号までの 5 議件については、委員会

付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 12、議案第 64 号、名誉町民の決定についてを議題といたします
説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 64 号、名誉町民の決定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の 16 ページ及び説明資料の 9 ページをお開きください。

はじめに、議案書の 16 ページをごらんください。

本件は、幕別町札内中央町 528 番地の 9 にお住まいの岡田和夫氏が、本町の行政及び産業経済の振興など広く幕別町の発展に多大の貢献をし、その功績が卓越であり、深く町民から尊敬されていることから、幕別町名誉町民として決定いたしたく、お諮りするものであります。

なお、平成 30 年 7 月 31 日に幕別町名誉町民審査委員会を開催し、本件について諮問したところ、同氏が幕別町名誉町民としてふさわしいとする旨の答申をいただいたところであります。

同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 9 ページに記載しておりますので、ご参照の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。
お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり決定いたしました。

日程第 13、議案第 59 号、平成 30 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 59 号、平成 30 年度幕別町一般会計補正予算（第 4 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,523 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 148 億 8,822 万 3,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目防災諸費 300 万円の追加であります。

札内中学校敷地内（札内南地区）に設置しております「耐震性貯水槽」の機材の一部が凍結により破損したため、その修復費用につきまして、当該貯水槽が広く一般町民を対象とした防災対策の役割も担っていることから、一般会計から水道事業会計に対し負担するものであります。

次に、17 目諸費 64 万 1,000 円の追加であります。

8 節につきましては、幕別町名誉町民条例等に規定する幕別町名誉町民章及び略章等の作成、その他記念品の贈呈に要する費用、11 節につきましては、名誉町民顕彰式に係るしおりの印刷製本に要する費用等、12 節につきましては、顕彰状の筆耕に要する費用、13 節につきましては、名誉町民肖像画の作成に要する費用を、それぞれ追加するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費 487 万 7,000 円の追加であります。

13 節につきましては、障害福祉サービスにおける報酬改定に伴うシステム改修に要する費用を追加するものであり、23 節につきましては、平成 29 年度分の障害者自立支援給付費等に係る国・道の負

担金の確定に伴う精算還付金であります。

7ページになります。

2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費42万1,000円の追加であります。

札内さかえ保育所の非常灯の電池交換及び暖房用ボイラー1台が故障したことによる取り替え費用を追加するものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費255万9,000円の追加であります。

現在、南十勝圏域の中で唯一人工透析医療を行っている大樹町の医療法人社団慈弘会森クリニックに対する人工透析機器の更新に係る補助金であります。

平成12年の開院時に導入して現在も使用している人工透析機器の経年劣化が進行し、喫緊に更新する必要があることから、その更新に要する費用6,397万9,200円に関して、当法人から通院対象地域である南十勝5町村、いわゆる広尾町、大樹町、更別村、中札内村及び幕別町に対して、支援の要請がありました。

5町村と当法人にて協議を重ねた結果、当法人が今後とも人工透析医療を継続するというを前提として、5町村が更新に要する費用の2分の1を助成するというので、合意に至ったところであります。

その後、5町村にて各町村の負担割合を協議した結果、平成12年の助成時における各町村の負担割合に準じることとなりましたので、本町の助成額については、当法人への補助金総額となる3,198万9,000円の8%相当額である255万9,000円となるものであります。

5目環境衛生費260万1,000円の追加であります。

個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1億1,334万8,000円の追加であります。

細節27の「畑作構造転換事業補助金」につきましては、畑作産地の生産性向上や労働力不足の解消等を図るため、馬鈴しょ・てん菜の省力作業機械等の導入に対して、その経費等の一部を支援するものであり、幕別地区の経営体1戸に対する北海道からの間接補助金であります。

細節28の「経営体育成支援事業補助金」につきましては、平成29年度の大雪により被災した農業用施設を融資機関からの融資を活用して再建・修繕等を行い農業経営の改善に取り組む場合に、その経費等の一部を支援するものであり、札内地区の経営体1戸に対する北海道からの間接補助金であります。

次に、細節29の「産地パワーアップ事業（整備事業）補助金」及び細節30の「産地パワーアップ事業（生産支援）補助金」につきましては、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備や農業機械等の導入等に係る経費等を総合的に支援するものであり、細節29については、「駒島てん菜育苗センター利用組合」が整備するてん菜共同育苗プラント、細節30については、「糠内ビーンズ組合」など6地区のコントラクター組織が導入する大豆用コンバイン等に対する北海道からの間接補助金であります。

細節31の「GPS基地局設置事業補助金」につきましては、生産コストの削減や労働時間の短縮を可能とするICT技術活用による高精度作業を実現するため、幕別町全域を対象とするGPS基地局設置に係る費用等の一部を補助するものであり、幕別町農業協同組合に対して費用の2分の1を町が助成するものであります。

8ページになります。

7目農地費10万1,000円の追加であります。

農地面積の確定に伴う平成27年度及び平成28年度分の多面的機能支払交付金の精算還付金であります。

7款1項商工費、3目観光費932万円の追加であります。

11節につきましては、「道の駅・忠類」の外壁石飾りとトイレに係る修繕費を追加するものであり、18節につきましては、「アルコ236」で使用しているホテルの客室管理等のコンピューターシステム

で不具合が発生し故障したため、現在、予約管理、客室情報の管理、会計処理等に大きな支障を来している状況にあります。

これまでの間、復旧に努めてまいりましたが、既に部品供給は終了し修理不可能と判断せざるを得ないことから、このたび当システムを更新するために所要の費用を計上するものであります。

次に、4目スキー場管理費48万円の追加であります。

本年5月に、幕別町スキー協会長及び幕別スキー学校長から、明野ヶ丘スキー場の整備に係る要望を受けたことから、現地調査をした上で関係者と協議した結果、安全性をさらに高める必要があると判断し、このたび「初心者コース」を改良するために、所要の費用を計上するものであります。

9ページになります。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費であります。

13節及び14節につきましては、当初予定していた民間借り上げの除排雪機械での対応から委託車両に1台分変更したことに伴い、所要の費用を組み替えるものであります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費29万5,000円の追加であります。

町内の樋門において、動作に不具合を生じている箇所があることから、部品交換に伴う修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、3目道路維持費2,559万3,000円の追加であります。

14節につきましては、道路側溝に堆積した土砂撤去等に要する費用の追加、15節の細節1につきましては、歩道及び車道の修復工事の追加、細節2につきましては、街路樹の剪定工事等の追加に伴う補正であります。

10ページになります。

3項都市計画費、2目都市環境管理費540万円の追加であります。

11節につきましては、公園施設等の修繕に要する費用を追加するものであり、15節につきましては、スマイルパーク内の樹木の剪定工事等の追加に伴う補正であります。

10款教育費、1項教育総務費、6目学校給食センター管理費400万円の追加であります。

厨房機器等の修繕に要する費用を追加するものであります。

5項社会教育費、7目図書館管理費169万4,000円の追加であります。

現在、図書館では地方創生推進交付金を活用した各種の事業に取り組んでおり、業務量が増大しておりますことから、通常業務も含めて各種事業を円滑に推進していくために、臨時職員1名分の費用を追加するものであります。

11ページになります。

6項保健体育費、2目体育施設費90万円の追加であります。

各体育施設等の修繕に要する費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページまでお戻りいただきたいと思っております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金11万3,000円の追加であります。

障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修に対する国の補助金であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金1億1,259万8,000円の追加であります。

細節10につきましては、畑作構造転換事業に係る道補助金、細節11につきましては、経営体育成支援事業に係る道補助金、細節12につきましては、産地パワーアップ事業（整備事業）に係る道補助金、細節13につきましては、産地パワーアップ事業（生産支援）に係る道補助金であります。

20款1項1目繰越金6,238万5,000円の追加であります。

5ページになります。

21款5項4目雑入13万4,000円の追加であります。

多面的機能支払交付金の農地面積確定に伴う受益者からの返還金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小島議員。

○6番（小島智恵） 6ページ、13目防災諸費のところなのですけれども、細節5耐震性貯水槽修繕費負担金300万円ということなのですけれども、冬場の凍結はある程度想定できたと思うのですけれども、そういった凍結に耐え得るような整備が、設備が、これはなされていらっしやらないのか、今後についてもこういったことが起こり得るのか、お伺いしたいと思います。

○建設部長（笹原敏文） まず、町内に4か所耐震性貯水槽がございまして、そのうちの1か所の札内中学校の部分が、今回の凍結によって漏水が発生をしたという状況です。

この貯水槽自体が完成から2年ほどたっておりまして、最初の年は大丈夫だったのですけれども、原因としてちょっと考えられたのは、ほかの3か所と比べますと実は地下水位の高さがちょっと低くなっておりまして、ほかの3か所は大抵貯水槽の半分から上ぐらいまで地下水位があるという状況になっていますので、きっと周りの地熱の温度自体もちょっと違って、その漏水箇所はマンホール内での機材で起きたのですけれども、その部分の凍結が起きて、これは発見したのが3月15日だったのですが、ちょうど3月に入りましてからかなり暖気が入ってきました、それで凍結箇所が融解して漏水したのだろうというふうに、まず原因としては考えています。それら、基本的にはマンホールで地面に見える状態になっていまして、それをあけますとさらに内ぶたがありまして、それで一定程度保温されているのではないかというふうにこれまで考えていました。こういうやり方は、道内どの場所でもこのような形でやられておりました。ただ、先ほど申し上げていましたような、あの場所での地下水位の事情ですとかで凍結が入ったのかなというふうに考えています。

今後においては、内ぶたの部分ですとかマンホールの内側に発泡ウレタンを吹きつけまして、保温効果をさらに高めて、同じような凍結を発生しないような手だてを講じていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第61号、平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）から日程第16、議案第63号、平成30年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第61号、平成30年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,795万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ25億5,899万6,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金2,795万6,000円の追加であります。

平成 29 年度の介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 340 万 6,000 円の追加であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 2,455 万円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 62 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）につきま
してご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,958 万 9,000 円を追加し、予算
の総額をそれぞれ 2 億 1,667 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳
出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」であります。

変更であります、「個別排水処理施設整備事業」につきまして、事業費の追加に伴い起債の借入
額について変更を行うものであります。補正前の限度額に 1,540 万円を追加し、限度額を 5,790 万
円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 1,958 万 9,000 円の追加であります。

浄化槽の設置数の増加に伴い、事業費を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

10 ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 158 万 8,000 円の追加であります。

浄化槽の設置に伴う受益者分担金の追加であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 260 万 1,000 円の追加であります。

6 款 1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債 1,540 万円の追加であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 63 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきま
してご説明申し上げます。

12 ページをお開きいただきたいと思います。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正であります。

収入であります。第 1 款水道事業収益既決予定額 5 億 8,094 万 1,000 円に補正予定額 300 万円を
追加し、5 億 8,394 万 1,000 円と定めるものであります。

次に、支出であります。第 1 款水道事業費用既決予定額 5 億 5,641 万 3,000 円に補正予定額 300
万円を追加し、5 億 5,941 万 3,000 円と定めるものであります。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 300 万円の追加であります。

一般会計補正予算でもご説明したとおり、札内中学校敷地内に設置しております「耐震性貯水槽」
の修繕に要する費用を追加するものであります。

次に、収益的収入をご説明申し上げます。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、7 目雑収益 300 万円の追加であります。

「耐震性貯水槽」の修繕に係る一般会計からの負担金であります。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 61 号、平成 30 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 62 号、平成 30 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 63 号、平成 30 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会設置、付託]

日程第 17、認定第 1 号、平成 29 年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第 25、認定第 9 号、平成 29 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 29 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く 18 人の委員で構成する平成 29 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[陳情付託]

○議長（芳滝 仁） 日程第 26、陳情第 9 号、「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 9 号、「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜

本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月1日から9月9日までの9日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、9月1日から9月9日までの9日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月10日午前10時からであります。

10：59 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第3回幕別町議会定例会
(平成30年9月10日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
4 小田新紀 5 内山美穂子 6 小島智恵
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成30年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年9月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸
- 6 欠席議員
18 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農業委員会会長 谷内雅貴
代表監査委員 八重柏新治 企画総務部長 山岸伸雄
住民福祉部長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建設部長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠類総合支所長 伊藤博明 札内支所長 坂井康悦
教育部長 岡田直之 政策推進課長 谷口英将
総務課長 新居友敬 地域振興課長 川瀬吉治
糠内出張所長 天羽 徹 防災環境課長 寺田 治
こども課長 高橋宏邦 保 健 課 長 白坂博司
農 林 課 長 香田裕一 商工観光課長 亀田貴仁
保健福祉課長 半田 健 学校教育課長 山端広和
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
4 小田新紀 5 内山美穂子 6 小島智恵

議事の経過

(平成30年9月10日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番小田議員、5番内山議員、6番小島議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで諸般の報告をいたします。

町長から、平成30年度幕別町功労者の報告についてが、議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしました。

後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長。

○事務局長（細澤正典） 18番乾議員から、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しいたきましたので、功労者の顕彰、台風21号による強風被害の状況と平成30年北海道胆振東部地震の影響に伴う対応につきましてご報告をさせていただきます。

最初に、このたびの平成30年北海道胆振東部地震において、亡くなられた方々にお悔みを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

はじめに、功労者の顕彰についてであります。

お手元に資料を配付しておりますが、例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいており、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、本年は4名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

産業功労賞としては、忠類農業協同組合の代表理事組合長として、永きにわたり農業設備の近代化や経営規模の拡大、担い手の育成に尽力されました忠類新生の多田智さん、同じく幕別町商工会理事、幕別町観光協会会長として、小規模事業者の発展や観光振興に貢献されました札内青葉町の馬淵輝昭さん、同じく幕別町商工会理事として、金融・税務・経理に関する支援など、経営改善普及事業の推進に尽力されました宝町の西田正康さんの3名の方々を、顕彰させていただくことといたしました。

スポーツ功労賞としては、幕別町体育連盟事務局長、幕別町スポーツ推進委員として、永きにわたり町民の健康増進とスポーツの推進に尽力されました緑町の岩井浩さんを、顕彰させていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご活躍とご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

次に、台風 21 号による強風被害の状況等についてであります。

9 月 4 日夜から 5 日にかけて、日本海を北上した台風 21 号の影響で、本町では 5 日の早朝から暴風が吹き、糠内では 9 月の観測史上最大となる最大瞬間風速 23 メートルを観測いたしました。

この台風の影響について、現時点において把握しております強風被害の状況について申し上げます。

はじめに、農業被害につきましては、飼料用とうもろこしに 14 ヘクタールの折損被害があり、その他、飼料用とうもろこし、スイートコーン、長芋で 373 ヘクタールの倒伏が発生しましたが、収量・品質への影響については、現在のところ少ないものと伺っております。

また、営農施設につきましては、牛舎、倉庫それぞれ 1 棟の屋根の一部とビニールハウス 2 棟の合計 4 棟が強風により損壊したところであります。

次に、道路関係につきましては、道道生花大樹線で倒木による通行止め、町道糠内古舞線ほか 34 路線 45 か所まで倒木による交通障害が発生しましたが、いずれの路線も復旧が完了しているところであります。

また、本町近隣センターのフェンス、パークゴルフ場の掲示板及び公園の園名板の一部破損や、幕別小学校の防風ネットの倒壊、まなびや中里の体育館外壁の破損等の被害のほか、保健福祉センター、公園、小中学校等 9 施設の敷地内で計 16 本の倒木がありましたが、いずれも応急処置が完了し、今後復旧に向け準備を進めているところであります。

このたび台風の影響の詳細につきましては、現在調査中ではありますが、早期に被害額等、全容の把握と速やかな復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、平成 30 年北海道胆振東部地震の影響に伴う対応等についてであります。

9 月 6 日、午前 3 時 7 分に発生した、平成 30 年北海道胆振東部地震は、厚真町で震度 7 を観測し、北海道ではじめての最大震度を観測する大震災となり、震源に近い厚真町では山林の大規模な土砂崩れにより、複数の住宅が巻き込まれるなど、道内全体で 600 人を超える死傷者を出したほか、道央を中心に建物被害が多数発生するなど、甚大な被害となっております。

この地震により、本町では最大震度 4 を観測したため、直ちに第 1 種非常配備体制を敷くとともに、公共施設をはじめ町内の被害状況の把握に努めたところであります。

地震発生から約 1 時間後の午前 4 時過ぎに、日新、豊岡の一部において断水が確認されましたが、速やかに復旧したほか、2 人の方が負傷される人的被害も発生しましたが、大事には至らなかったところであります。

今回の地震につきましては、震源地周辺の道央では、揺れによる大きな被害をもたらしましたが、道央以外の地域では、北海道全域で発生した地震直後からの停電により、住民生活に大きな影響を受けました。

本町におきましては、役場本庁舎と忠類総合支所を結ぶ通信回線に障害が発生し、忠類総合支所において住民票等の発行手続に支障が出ましたが、7 日早朝までに回復したところであります。

また、6 日、7 日の両日、町内の幼稚園、全小中学校を休園、休校とし、僻地保育所、学童保育所についても休所としたほか、札内コミュニティプラザを除く停電中の公共施設については、利用時間の短縮または休館としたところであります。

6 日午後からは、道内の一部地域で電力の供給が開始され始め、本町においても 6 日深夜から町内の一部地域で供給が始まりましたが、町内全域の復旧の見込みが立たないことから、住民の皆様の情報取得手段の確保を図るため、7 日午後 1 時から役場 1 階ロビー及び忠類コミュニティセンターに携帯電話の充電場所を、午後 4 時には札内コミュニティプラザ内に充電場所を設置するとともに、長引く停電に備え、自主避難所を開設したところであります。

町内の停電につきましては、7 日午後 10 時 23 分に全域で電力が完全復旧したことから、翌 8 日午前 10 時をもって、全ての充電場所及び自主避難所を閉鎖したところであります。

設置しました自主避難所及び各充電場所の利用者数につきましては、自主避難所には 7 日午後 5 時

45分に停電地域の住民1人が避難されましたが、午後9時30分に帰宅され、充電場所につきましては、役場に87人、札内コミュニティプラザに152人、忠類コミュニティセンターに23人の合計262人の方が利用されたところであります。

次に、農業関係につきましては、生乳出荷農家全93戸のうち、自家発電機により搾乳した農家が37戸で、残りの56戸につきましても、農業協同組合が調達した発電機を使い回すなどして対応したと伺っております。

しかしながら、一部地域において、受け入れ先となる乳業工場の操業が停止したため、搾乳農家15戸で生乳32トンが廃棄となったところであります。

次に、7日午後4時ごろに発生した下水道施設である札内中継ポンプ場の機械設備の故障についてであります。

町内の電力が徐々に復旧し始め、各家庭において水の使用量が多くなってきた7日夕方に、札内中継ポンプ場において機械設備の故障が発生し、札内市街全域の汚水を送水することができなくなり、直ちに復旧作業に取りかかりましたが、作業に時間を要する見込みでありましたことから、各家庭にトイレ以外の水の使用を控えていただくよう下水道の使用制限について、防災メールや広報車を使って周知したほか、報道機関に協力を依頼し、テレビ、ラジオ等による周知を行ったところであります。

その後、午後8時ごろに機器の整備を終え、安定稼働を確認したことから、午後8時27分に下水道の使用制限を解除したところでありますが、停止の原因については現在調査中であり、判明次第、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上、3点につきご報告申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで行政報告は、終わりました。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項1点目、2020東京オリンピックに向けてのホストタウン登録についてであります。

56年ぶりに東京で開催される夏季オリンピック・パラリンピックが再来年に迫ってきています。幕別町においても、町出身3名の夏季オリンピックの出場並びに活躍が期待され、今後さらに応援への機運が高まってくることと予想されます。

今大会は東京開催ではありますが、全国各地でそのメリットを分かち合える取組の一つに「ホストタウン」という制度があります。パートナー国・地域との交流事業を通して、ホストとなる自治体がまちづくりを進め、地域活性化を果たすという目的のある取組となります。

具体的には、住民が世界各国のオリンピックとの交流を通してスポーツの素晴らしさを学んだり、外国人選手と競技を楽しんだりといったメリットが期待されています。また、スポーツだけではなく、相手国の歴史や文化を学んだり、日本文化を学びながら、地元を見詰め直し、その魅力を再認識したりする機会となります。また、パラリンピックとの交流を通して、バリアフリーやユニバーサルデザインの必要性を学ぶ機会にもつながります。

本制度の事業推進には、地方財政措置も充実しており、交流事業のみならず、既存体育施設の改修

や、バリアフリー化への支援も見込まれています。既に登録している自治体においては、道内外問わず、本町と同規模以下の人口や予算のところも見られ、どの自治体でも実現可能な制度です。

夏季・冬季合わせて5名のオリンピック等、多くのトップアスリートを輩出する本町ですが、まだまだ国内ばかりか道内にも浸透はしていません。本制度は、町を世界に知ってもらえる機会であるとともに、地域住民にとっても、東京オリンピック・パラリンピックが、これまでのオリンピック・パラリンピック以上に大きな地域へのレガシーとなる事業と考えます。

つきましては、本町におけるホストタウン登録へ向けての意向について見解を伺います。

2点目の質問です。小中学生の自転車乗車時のヘルメット着用についてであります。

小中学生が、通学時や放課後あるいは休日などに自転車に乗車する際、他の自治体ではヘルメット着用を義務付けている例があります。

法律的には義務付けられているものではありませんが、平成20年6月1日の道路交通法改正により、幼児及び児童に対するヘルメット着用の努力義務が施行されています。基本的には保護者の努力義務ということになりますが、大型車などが行き来する国道や、信号機のない団地内道路も多く有し、児童生徒へのヘルメット着用を積極的に推進すべきと考えます。

自転車乗車中の死亡事故において、頭部損傷の割合が特に高いとも言われています。しかしながら、本町では、日常的にヘルメットを着用している児童生徒が現状ではほとんど見られません。今後も、単に各家庭に向けて着用を促す声かけだけでは、なかなか浸透しないと考えられます。

つきましては、以下の点について伺います。

(1) 過去5年間における町内での児童生徒の自転車事故の件数は。

(2) 自転車乗車時のヘルメット着用について、町から各家庭あるいは各学校に向けての取組は。

(3) 今後、ヘルメット購入の費用について、町からの補助等の考えは。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の1点目につきまして答弁させていただきます。

「2020東京オリンピックに向けてのホストタウン登録について」であります。

ホストタウンの制度は、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の自治体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化を推進することを目的に創設されたものであります。

本年8月末現在のホストタウンの登録状況は、登録総件数が264件で、道内の五つの市を含む全国334自治体が登録を受け、平成27年11月から開始された登録申請の受け付けは、大会の直前まで行われる予定となっており、本町においても、これまで国と北海道の双方からホストタウンに関する情報収集を行っていたところであります。

ホストタウンの登録に当たっては、「交流計画」を定め、その交流計画が確実に実行される見通しであることとされており、交流を行うことを成約している証明書類の提出が必要であること、また、未成約の場合においても、相手国を選定した理由及び交渉経過、今後の成約に向けた交渉方策等の熟度を示すことが必要であり、さらには、一つに「2020東京大会に参加するために来日する選手等」、二つに「大会参加国・地域の関係者」、三つに「日本人オリンピック・パラリンピアン」の三者全てと住民が交流を行うことが要件とされているほか、大会前・大会中・大会後のそれぞれにおける交流手法について計画に定める必要があります。

このようなことから、既に登録を受けているほとんどの自治体は、過去からの交流やつながりを持った国を相手国としており、相手国探しから始めなければならない場合には、相当な時間を要することが想定されるところであります。

オリンピックを契機として、諸外国との交流を深めることは、まちづくりや人材育成の上で、とて

も意義深いものと認識しておりますが、現時点におきましては、町として、これまで交流やつながりのある国はほとんどなく、相手国の選定、競技の絞り込み、交流手法、そして何よりも必要となるであろうホストの主役となる町民の意識の醸成など、整理すべき課題が多いことから、2年足らずの中でホストタウンの登録を実現することは難しいものと考えております。

しかしながら、本町には、他の自治体にはない、5人の現役オリンピックアスリートがおり、その貴重な資源を最大限に活用すべく、現在「アスリートとつくるオリンピックの町創生事業」を展開しており、この事業を着実に進めていくとともに、今後、予定しております学校法人日本体育大学との連携も含め、海外との交流やつながりを意識しながら、本町におけるスポーツ振興、教育文化の向上、ひいてはまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「小中学生の自転車乗車時のヘルメット着用について」であります。

自転車乗車時のヘルメット着用については、平成19年6月に改正された「道路交通法の一部を改正する法律」の施行に伴い、20年6月から自転車利用者対策として、13歳未満の児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務として規定されたところであります。

また、北海道においても自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進するため、本年3月に「北海道自転車条例」を制定し、4月1日から自転車利用者の責務として、ヘルメットを着用するよう努めなければならないとされております。

ご質問の1点目、「過去5年間における町での児童生徒の自転車事故の件数は」についてであります。

過去5年間に町内で発生した児童生徒による自転車事故の件数については、小学生の自転車事故が27年度、29年度の各年度にそれぞれ1件の合計2件、中学生による自転車事故が25年度に1件で、いずれも交差点内での自動車との接触事故であります。

ご質問の2点目、「自転車乗車時のヘルメット着用について、町から各家庭あるいは各学校に向けての取組は」についてであります。

現在、町内の各小中学校において、自転車通学が認められている児童生徒数については、小学校では6校71名で児童数全体の5.0%、中学校では4校496名で生徒数全体の65.5%となっております。

また、自転車通学が認められている児童生徒のヘルメットの着用状況につきましては、小学校では6校全て義務付けておりますが、中学校では義務付けてはおりません。

ヘルメット着用に対する教育委員会の取組といたしましては、毎年、小学校を通して、新入学児童や保護者に対し、自転車に乗るときのルールや決まりをまとめたリーフレットを配付しているほか、各小中学校に対し、北海道や帯広警察署の通知文書等を送付するなど、ヘルメット着用の普及啓発を行っているところであります。

このほか、各小学校の取組といたしましては、町や帯広警察署など関係機関の指導を受けながら交通安全教室を開催し、ヘルメットの着用を含めた正しい自転車の乗り方や訓練などを通して、自転車事故の防止に努めております。

また、中学校においては、保健体育授業や特別活動を通して安全教育の学習を実施しており、実践的な取組の一例といたしましては、自動車学校の協力をいただきながら、ヘルメットを着用することで安全性が高まるといったことや、イヤホンを着用しながら自転車を走行することは、危険な行為につながるといったことなどの講習を実施しているところであります。

ご質問の3点目、「今後、ヘルメット購入の費用について、町からの補助等の考えは」についてであります。

警察庁では、「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」をまとめており、自転車関連事故に係る分析の中で、自転車乗用中の死者、負傷者の人身損傷主部位を比較し、負傷者の人身損傷主

部位が脚部、腕部である場合が多いのに対して、死者は頭部損傷によるものが多く、死者に占める頭部損傷の割合は63%を占めていると分析しており、またヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べ約3.3倍高いとしております。

こうした報告を踏まえますと、ヘルメット着用が事故発生時に被害軽減効果があり、有効な手段の一つであると認識しておりますが、自転車通学者のみならず全ての児童生徒に手だてする場合、大きな費用が伴うことから、限られた予算の中では、難しいものと考えております。

教育委員会といたしましては、自転車の安全な走行の観点から、今後も学校を通して児童生徒や保護者に対し、自転車を使用する場合のヘルメット着用の重要性について、普及啓発に努めてまいります。

以上で、小田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一つ目の2020東京オリンピックに向けてホストタウン登録についてということであります。

私自身も最初に見聞きしたときは、非常に時間的にも厳しいかなと。また、内容的にも非常に負担が大きいのかなということで、また費用の部分もいろいろと大きくかかるのではないかなということで、一自治体、町村でやるということについては、簡単なことではないなというふうに認識はしました。

ただ、そういった中でいろいろと見えない部分もありまして、内閣の担当の参事官に直接話を聞きまして、そういった中でいろんな情報をいただきましたので、そういった情報も紹介させていただきながら、今後への道を探っていければなというふうに考えます。

まず、今回、創生事業についても紹介ありまして、今後そちらのほうに力を入れてということで、それはそれで非常に大切なことだというふうに認識しておりますが、志向というか、内容、狙うところが少し異なる部分もありまして、特に教育文化の向上であったり、それから共生社会の実現といったものも見込んだものでありますし、またこれまでこういった事業の中では、事前交流というのが非常に多くて、それは各自治体においても、非常に負担が大き過ぎてなかなか手を挙げられないということで、それは国のほうで反省というか改善という部分で、今回の部分については、主に事後交流型のホストタウンというようなことに、力を入れてやっていっていますということであります。

まずもって、登録の締め切りが直前までという話もありましたが、一応、来年の1月までということで、さらに一層厳しいというような、約半年くらいしか時間がないということで、簡単なことではないというふうには認識しております。

今、答弁の中でも、いろいろと内容について非常に難しいとありましたけれども、詳しく聞くと、意外にハードルは低いということで、かなり取っつきやすいというようなことで聞いてまいりました。

そして、今後の成約に向けた交渉の熟度を示すことが必要というふうにありますけれども、そのとおりではあるかというふうに思うのですけれども、ある程度、見通しが見えればということは話されていまして。

特に、大会前という部分については、そんなに大きなことではなくて、例えば学校の授業の中で相手国に対して学ぶとか、そういった程度でもいいということで、かなり内容的には各自治体のアイデアに任されているというようなことでした。

相手国探しからというふうにあるわけですが、どうでしょうか。幕別町こそ、今までの交流している町、国というものもありますし、それから現在やっぱり5名のオリンピック選手がおられるということで、そのオリンピック選手自体のつながりという部分で、非常に逆にほかの町よりも探しやすいのではないかなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、これはまずホストタウンになるためには、相手国のこういった競技を主に考えなくてはならないというところから、一番最初始まるのだというふうに思うわけでありまして。

そんな中で、5人のオリンピックアスリートがいる。実は私も、各国を転戦している山本幸平選手

にも確認をしました。まずまず、彼自身からの距離が近いといいますか、親交のある国としては、スイスであったり、あるいはタイであったりと、そんな話も伺ったところでもあります。あるいは、スピードスケートであれば、高木菜那選手がオランダに留学もしているということもありますので、全く白紙の状態から取っかかるということではないというふうに思っているところでもあります。

ただ、では次に、相手国がここが多分なじみがあるからいいだろうとなったときの、次の競技をどの競技にしていくかということが、かなり私は難しいな。というのは、国民にとって、ある程度なじみというものが必要なのだろうなど。全く体験したこともない競技ということになると、これまた町民の意識を醸成していく、機運を高めていくという点では、一から始めなければならないということがあって、一番手っ取り早いのは野球とか、バレー、バスケットだとか、いわゆるメジャーなスポーツが一番いいのでしょうけれども、これはなかなか、もう今、既に決まっています。では、穴場的なそういう競技があるのかということも考えなくてはならないわけでありまして、ただいづれにしても、その辺、スポーツの絞り込みが、山本選手から聞いた中でも、スイスといっても、これがというものはないのでですね。一番今までで有名な、力を入れてきた競技として体操だと言うのです。体操だと、なかなか本町にとっては難しいなとも考えたりもしまして、今、正直なところ思案をしているということでもあります。

ただ、これが一つの契機となって、将来続くべきものでありますので、私は期間は短いですが、さきの福祉的な観点も含めて、ずっと模索していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 今、競技の話がありました。確かに私もメーンの競技のほうが、住民のほうは取っつきやすいなというふうには思うわけですが、逆にこういった機会の中で、今、町長も少しお話しされましたけれども、今まで町にとって、全く縁のなかった競技であったりとか、それからやはり団体種目となると、なかなか相手国の人数も多かったりとかするわけですが、個人種目ということであれば、その国の、たった一人しか出ていないという場合も多々あるわけでありまして、そういったその選手とコーチとかということも可能だというふうにありましたし、団体種目であっても、例えば全員がその町に来るという必要が全くないということで、まだ日本に残れるよという選手であったり、あるいは例えば陸上という種目の中で、400メートルが終わって、でもまだ国の陸上チームとして残っているのだけれども、閉会式までの間に、その選手だけ来るといような交流も可能だということもありました。

いづれにしても、かえってメジャーじゃない種目という部分が、うちの町にとってはより必要かなというふうに思いますし、もっと言えば、オリンピックとのつながりというのが、我が町は非常に強いと思うのですが、パラリンピックのほうについての興味という部分については、日本全体が言えることですが、まだまだという部分がありまして、かなりいい機会、チャンスかなというふうには思うわけですが、そういった部分で、あまり難しく考えないというか、本当に知られていない、逆にマイナーな、もっと言えば、パラリンピックも含めたそういった部分でということ、同じ、改めてということになりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、マイナーな競技で、少ない人を呼んでくるというのは、比較的ハードルが低いかなというふうに思います。ただ、やはり町民との交流というものが欠かせないということになりますと、やはり町民理解、町民の機運の醸成を考えたときに、今までなじみのなかった競技を理解してもらうことが、当然必要であるというふうに思いますし、パラリンピックも非常に意識が低いわけですから、こんなに素晴らしいことをやっているのだねということ、理解してもらうことが必要であろうというふうに思うのですが、そこを多くの町民の方に関わっていただきたい。しかも、単発ではなくて、継続していきたいということを見ると、やはりなじみのある競技にどうしても目が向いてしまうというのが実態でありまして、今、言われた観点も、十分に私も必要だろうと

いうふうに認識しておりますので、そこも含めて、この短期間の中に、あるいはこれを契機として、どういったところとの交流、おつき合いができるのかということについては、ずっと模索、検討をしなくてはならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

次に、三つ、内容的に、来日する選手、それから参加国・地域の関係者、それから日本人オリンピック・パラリンピアン、三者全てと住民が交流を行うことが、というふうに答弁がありましたけれども、これも私ちょっと確認したところ、一つでいいということで直接話されていましたが、全部やる必要はないですよということで、できるもので大丈夫ということで話がありましたので、それも含めてハードルが低いということで、ちょっとお伝えさせていただければというふうに思います。

その後、町民意識の醸成という部分についてもですね……。もし今の部分で答弁があれば。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（谷口英将） 三者の交流について、私も国、道を通じて直接お話を伺いました。恐らく同じ担当の方とお話をさせていただいたかと思うのですが、今、既に公表されている交流計画の手引というものにも、三者全てという規定がございます。

我々情報交換している中で、なぜ継続審査になっているのかという内容の情報収集を行ったところでもありますけれども、大きくはやはり三者の交流、それと事後交流の継続性の計画の熟度が少ないので、今、知り得る上では58件が継続審査になっているのですけれども、そういう状況であるということでありました。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。私のほうでも再度、確認してみたいというふうに思います。

それから、町民の意識が種目によってということであるわけですが、ある意味やっぱりこの事業を通して、逆に、町民の意識の醸成を待っていて、この事業に取り組むという、その考え方もあるかなというふうにも思いますけれども、それは逆にこの事業を通して、そういった町民の意識を醸成していくということに対して、効果があるというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私が考えていますのは、並行してということが一番いいのだろうなど。いわゆる行政側のある程度の仕掛けというものがあって、それと相手国を探していく、機運の醸成をしていくということが必要なかなと。ですから、全く待っているわけでもなく、こちらから全てを仕掛けるわけでもなく、両面というか、並行して進めることが一番いいのかなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） おっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、この事業に関しては、なかなか実は知られていないという部分も多々あるかというふうに思いますので、一定程度、町のほうからの大きな仕掛けというものは必要なかというふうに思いますし、またやはり5人のオリンピック選手がいるという世界でも類を見ない町でもあります。その担当の方も、それを聞いて驚いて、かなり幕別町に魅力を感じて、ぜひと、私の名前を挙げてもいいから、ぜひということで話はされていましたが、それだけ特異な町と、非常にいい意味の特徴のある町という部分がありますので、大きな仕掛けというものは、期間が短いけれども必要なかというふうに思っております。

これに関わって、今後も期間が短い中で検討を進めていってもらいたいと思うわけですが、もう一つ、バリアフリー化への支援というものが財政措置でありまして、そちらのほうについては、ホストタウン登録云々ということではなく可能だということでありました。ホストタウンに対しても、事業費の半分の国からの補助があったりとか、かなりの財政措置があるわけですが、こちらのバリアフリー化という部分については、かなり総務省が力を入れているというふうにありましたけれども、そちらのほうもあわせて仕掛けていくというようなことについてのお考えはいかがでしょうか。

- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） バリアフリー化につきましては、この制度と関係なく、やはりどんな方も暮らしやすいまちづくりというのは必要でありますから、そこはバリアフリー化計画などをつくる中で、どういった形の中で、手順で、バリアフリー化が進められるかということは、検討しなくてはならないというふうに思っております。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） そのとおりだというふうに思いますけれども、そういった部分で、今回、特に個人としては、パラリンピックの種目という部分が、非常に我が町にとっては意味があるかなというふうに思っているわけですが、そういったホストタウン登録とともに、そちらのほうもあわせてやっていくということで、また相乗効果や町民に対する意識醸成という部分も図れるのかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。
- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） 先ほどそういう観点で申し上げたつもりだったのですが、この登録のするしないに関わらず、やはり健全者も障害者も、どなたも老若男女が暮らしやすい段差解消等のバリアフリー化というは、これは進めなければならないというふうに考えておりますので、それはそれで今後十分検討して、改修などを進めていかなければならないというふうに思っております。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） いずれにしても、町の職員だけで、ホストタウン登録に向けてという部分の動きであったりとか、具体的な取組という部分は、非常に負担も大きいと思いますし、大変だというふうに思うのですけれども、いずれにしても、自治体が窓口になるというのがこの制度のあれなので、そういったことを通して、その事業をよりよくするためにということも含めて、町の商工会も含めたいろいろな関係団体と、そういったところと、この事業をつくっていくという観点で、可能性としては広がっていくのではないかなと。期間は短いのですけれども、それだけにより一層広がっていくのかなというふうには思いますが、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。
- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） そうですね。おっしゃるとおり、町が窓口になるのはもちろんでありますけれども、やはりオリンピックがそうであります。オリンピックの友人のつてをたどる、あるいは所属する企業等をたどるということもありましょう。あるいは町内のスポーツ団体をたどっていく。一般町民で、特にどこかの国と交流があるということもありましょうし、商業的なおつき合いもあると思います。その辺はこういった事業がありますので、どなたかそういうつてがあれば、教えてくださいといったことも広く周知をして、この事業につながるように取り組んでまいりたいというふうに思います。
- 議長（芳滝 仁） 小田議員。
- 4番（小田新紀） 本当に期間が短い中ではありますけれども、この事業が実現できるようにということで、期待して願っております。
- では、二つ目の質問のほうに移らせていただきます。
- まず、ヘルメットの着用についてということですが、過去5年間の自転車事故の件数ということでお示しいただきました。比べるものがあれですので、多いか少ないかというのはあれですが、割とこのあたりの大きな町としては、事故件数としては少ないのかなというふうには、私は個人的には感じているところであります。
- その合計3件の状況ですね。もし、わかる範囲で信号機がある場所とかな場所とかも含めて、状況がわかる範囲で構いませんので、もしあれば教えていただければと思います。
- 議長（芳滝 仁） 防災環境課長。
- 防災環境課長（寺田 治） 3件の事故件数でございますけれども、状況としては、交差点での出会い頭、信号機があるかないかまではちょっとわからないのですけれども、交差点の出会い頭の接触事故というふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 3件とも出会い頭ということですね。

けがの具合というか、そのあたりの被害というのですか、状況というのは。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） けがの程度までは、ちょっと教えてくれなかったのですけれども、いずれも軽傷としか調査の段階では教えていただけませんでした。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。件数が多い少ないということでもありますけれども、いずれにしても事故自体は発生しているということで、今後も十分その可能性はあるかなというふうに思うところでありますけれども、特にかえって幕別町の子供たちは、かなり交通ルールは守っているというふうに私は思っています。それは、いろんな学校教育であったり、いろんな取組が功を奏しているという部分は、非常に感じておりますが、それだけに、信号のあるところではかえって安全、安全とは言えないのですけれども、逆に信号がないところという部分のほうが、より危険性が高いのかなと。

市街地や、市街地も関係なくですけれども、いわゆる交差点というところが非常に多いところなので、見通しの悪い交差点もたくさんありますし、子供たちはルールを守っているけれども、自動車を運転されている方のルールをあるいは運転ミスと、そういった部分ということもありますので、大きな事故につながる可能性というは、今後も全くないというか、明日、今、起こってもおかしくないというような状況だということの認識の中で、質問をさせていただきたいというふうに思います。

二つ目の各学校での取組でということではありますが、小学校の6校は、今、自転車通学を認められている子供たちについては、ヘルメットの義務付けをされているということでありましたけれども、中学校では義務付けはされていないということでもあります。道路交通法の一部改正する法律においても、13歳未満というようなことがありましたけれども、我が町にとって、中学校で義務付けていないという何か違いとか理由とかがもしありましたら、お示しいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小学校では義務付けをされていて、中学校では義務付けをしていないという実態でありますけれども、まず小学生においては、これは学校判断ではあるのですけれども、年齢的体力的にも、危険性が中学生よりも高いというようなことがあって、ヘルメットを義務付けているという状況であります。

中学校につきましては、先ほど小田議員からもありましたように、義務付けが、道交法での規定が13歳未満ということでもありますので、中学生が全て義務付けされている、努力義務の規定があるということではないものですから、生徒の自主性等に鑑みて、中学生については義務付けをしていないという状況であります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 実態については承知しました。

現在、取り組んでおられるさまざまな啓発事業、普及事業ということで答弁ありました。

先ほど申し上げましたとおり、交通ルールについては、非常に守っている子が多いというような印象が強いわけですが、ただ、ヘルメットということに限定しますと、私が見る限りでは、ほとんど町内で、ふだんの生活の中でも見られないかなというふうに思っているわけですが、そうした普及啓発等と、効果が出ているかどうか、ヘルメットということに限定してということですが、効果が出ているのかどうかという部分については、どのようにお考えになられているでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたように、通学の許可要件として、小学生においては、

ヘルメットを義務付けているということでありまして、少なくとも通学時においては、ヘルメットを着用しているというふうに考えております。

その意味では、効果についてはある程度あるのではないかなとは思いますが、ただ、通学以外のときにヘルメットをきちんと着用しているかどうかについては、把握をしていないところがありますので、その辺については、なかなかちょっと把握していないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 通学のときは、そういった義務化ということで、子供たちや保護者の気持ちが、こういった意識の中でヘルメットを着用しているかについてはわかりませんが、ある程度しなければならぬからしていると、通学のときの条件になっているから、しなければいけないという意識でとどまっているのであれば、ちょっとさらに一層の意識醸成というのが必要なかなと思うわけですが、あと、通学で使っていない日常生活の中で、自転車利用をしている子供たちという部分については、やっぱりその安全という部分で、ヘルメットをしなければいけないという部分については、あまり十勝管内全てもそんなのですけれども、意識としては高くはないだろうというふうに思っているわけですが、そういった部分で、ヘルメットをかぶりましょう、交通事故になったときに、ヘルメットがあったほうが大丈夫ですよというような、一般的な普及啓発というものをされているかなというふうには思うわけですが、そういった部分では、これまで取り組んできたさまざまな事業が、そこまでの効果を上げていないのではないのかなというふうに推測されるわけですが、改めていかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたけれども、各種リーフレットですとか、道あるいは警察からの通知等も活用させていただきながら、児童生徒のみならず、家庭にも、保護者にも、普及啓発に努めているところではありますけれども、通学以外で使用されているかどうかということは、把握はしていないわけなのですけれども、その辺がどこまで行き渡っているか、保護者の方も含めて意識的に行き渡っているかという点については、まだまだ不十分な点があるかと思っておりますので、今後も引き続き、普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えているのです。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） そういった意味で、一つの方法として、町からなどの補助という部分でひとつ促すというのも、一つの手としてあり得るのかなという思いでおります。

初期にかかる費用というのは、非常に大きな金額がかかるというのは重々承知しています。また、補助することがいいのかどうかという部分も、いろんな考え方があるかと思っておりますので、決してそれがありきということではないのですけれども、補助の方法があるとしたら、少なくとも全額補助ということではなくて、やはりほかの自治体でも例としてありますけれども、一部補助であったりとか、一部半額補助だけれども、上限幾らで2,000円だというような、そういったような補助というような自治体もありますし、そういった部分で、あるいは最初の年に全部の児童生徒にヘルメットが行き渡らなくても、本来、行き渡ったほうがいいのですけれども、1年ずつ増やしていくというような、そういった可能性ということもあると思うのですけれども、そういった多少の補助ということも含めて、そのあたりのお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） これ考え方はいろいろとあろうかと思っておりますけれども、道交法においては、児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶらせるように努めなければならないというふうにされておりまして、これ、基本的には、保護者が保護者の責任において、保護者の負担で措置すべきものというふうに考えておりますので、現段階では助成ということまでは考えていないのが現状であります。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 私も、基本的には保護者の義務だというふうに認識をしております。

そういった中で、これまで、そこまでがなかなか浸透していないという部分も見受けられますので、補助ありきということではないのですけれども、これも一つの方法として検討すべきことではあるのかなというふうには考えておりますが、その中で、先ほどからその啓発についてということですが、これまでと同じような啓発でとどまっていると、これまでと同じかなというふうに思うわけですが、今後より一層ということでご答弁ありましたけれども、ヘルメット着用の重要性についてということですが、考えられるさらなる啓発方法とか、普及の方法とか、そういった部分のもしお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 現段階では、さらなるということで、どんな手法でということまでは考えに及んではおりませんが、北海道警察がまとめた小学生の交通事故の実態によりますと、小学生の自転車事故の特徴として、安全不確認など4割以上に違反があるという結果が出ております。

そういったことから、まずは事故に遭わないために、交通ルールの周知を図り、交通安全教育を推進すべきという分析もなされているところであります。

そうしたことから、今、具体的な手法は、これからということになりますけれども、交通事故を防止するために、今後もさまざまな機会をとらえて、自転車走行時のヘルメット着用あるいは交通マナーの向上を指導していくとともに、交通政策そのものということになりますので、総合的に町長部局とも連携しながら、交通事故のない安心で安全なまちづくりの実現に向けて、各小中学校とも連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 交通ルールについては、先ほどからも申し上げましているとおおり、うちの町の子供たちはかなり守っているというふうに思います。何割程度という部分については、ちょっとわかりませんが、かなり守っているとは思いますが、その子供たちの交通ルールの意識の向上というのは、もちろんこれからも継続していくべきだというふうに思いますし、これまでの事業が功を奏しているというふうにも思っておりますが、やはり運転手のほうへのミスや、交通違反といったものによる事故というものも多々あるわけですし、そういった部分で、それを子供たちに気をつけろといっても、なかなかそういうものではない。

そういった部分で、最後の命を守る手段ということで、やはりヘルメットということで、今回、質問させていただいておりますので、そういった観点も含めて、普及について検討いただければというふうに思いますが、それこそ先ほどのお話じゃないですが、山本幸平選手という自転車の選手がいるわけですので、そういった選手の協力をもらいながら、彼が付けているヘルメットや自転車の姿というものは、やっぱり非常に格好いいものもありますので、そういった部分等々を活用しながら、彼の協力も得ながら、そういったことを子供たちに格好よく見せていくというようなことも考えられるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） ただいま、非常に素晴らしい提案をお受けいたしました。

山本幸平選手のお話ありましたように、そういったことも検討しながら、ただ、助成については、先ほど申し上げた基本的な考えがございます。奨励的に、ヘルメットの助成については、例えば一部ですとかということも考えられないわけではないと思いますけれども、そういったことも含めて、今後、検討の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 町のほうからの補助、直接という部分も考えられると思いますけれども、いろいろな関係団体から協力をもらおうというような、例えば交通安全協会とか、そういったところかの協力をもらおうとか、町の企業からとか、そういったような考え方もあるのかなというふうに思いますが、今後、子供たちの命を守る、10年間で1人の死亡者だけだったよということでもよかったよといった

う話ではないと思いますので、一人のヘルメットを着用していれば守られた命というのが、ずっとこれからも永遠にこの町で続くように、いろいろと策を練っていただければということを期待申し上げます、終了したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11:03 休憩

11:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） はじめに、台風21号で被災された方々及び北海道胆振東部地震で被災された方々に心からお見舞いを申し上げますところから始めたいと思います。

それでは、早速通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

1、経済的な事情を憂慮せずに介護保険サービスを楽しむ町に。

2017年5月26日、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」が改正の大きな柱とされる「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。このことにより介護保険サービスを利用する際の自己負担割合が見直されることとなり、本年8月から2割負担の人のうちの一部が3割負担となりました。

介護保険制度の発足当初において、原則1割負担だった介護サービス利用料は、2015年8月から一定の所得があれば2割負担とされています。これまでも数度にわたって制度改正が実施されてきましたが、その都度、利用者負担増やサービス利用制限が強められるものとなっています。自己負担の月額上限を設ける「高額介護サービス費」制度はありますが、介護サービス利用者が経済的な理由で、サービス利用を制限してしまうような事態が起こらないようにしていくことが重要であります。

幕別町においては「幕別町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が策定され、本年4月から実施されています。同計画の基本理念でも、「高齢者が安心して介護サービスを利用できる環境の確立が強く求められている」ことがうたわれています。

ついては、以下の点について伺います。

(1) 幕別町民の介護保険サービス利用者のうち、2割負担の利用者、また新たに3割負担となった利用者の人数とサービス利用状況について。

(2) 3割負担となったことにより、負担増を理由に本来必要なサービスの利用中止や利用回数の調整が行われることが危惧されますが、そのようなケースを把握できるシステムがあるのでしょうか。

(3) 「高額介護サービス費」の通知方法や払い戻しの実施方法は。

(4) 「介護保険の制度持続のため」として、制度改正のたびに利用者負担増やサービス利用制限が強められることに対する幕別町の見解は。

2、利用者の生活実態に合った訪問介護サービスの継続を。

厚生労働省は、5月10日に「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を公布しました。これにより本年10月から、訪問介護の「生活援助中心型サービス」（調理や掃除、洗濯など家事の面で高齢者を支える介護保険サービス）の利用回数が規定され、規定された回数以上の利用をする場合、担当ケアマネジャーは、ケアプランを利用者に交付した翌月末日までに市町村に届け出ることが義務付けられました。届けられたプランについては、市町村の地域ケア会議などで取り上げられ、利用者の自立支援や重度化防止の観点から、内容が改めて検証されることとなっています。

規定回数以上の生活援助を利用した場合の届け出のために、ケアマネジャーの事務作業量がさらに増えることになりかねず、届け出を避けるあまり、「生活援助中心型のサービスを利用する場合、基

準回数に達しないようにすることを前提・条件にする」といったケアプランづくりが、介護現場で広がってしまう恐れがあるとの指摘もあります。

については、以下の点について伺います。

(1) 規定の「生活援助」回数を超えると見込まれる要介護度ごとのケアプラン数は。

(2) 規定の回数を超えて届け出を受けたケアプランの検証の方法について。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「経済的な事情を憂慮せずに介護保険サービスを楽しむ町に」についてであります。

介護保険制度は平成 12 年に創設され、18 年が経過いたしますが、その間、高齢者人口の増加に伴い、国全体の要介護認定者数は、平成 12 年度末の 256 万人から 28 年度末の 632 万人と約 2.5 倍になっております。

また、国全体の介護給付に係る総費用も年々増加し、平成 12 年度の 3 兆 6,000 億円から 28 年度の 9 兆 7,000 億円と約 2.7 倍になっており、この増加に伴い、第 1 号被保険者の保険料については、全国平均で平成 12 年度からの第 1 期の月額 2,911 円から 30 年度からの 7 期の月額 5,869 円と、約 2.0 倍になっております。

さらに、団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年には、保険料月額が 8,165 円になると推計され、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、高齢者世代内での負担の公平化を図る観点から、一定以上の所得や預貯金等の資産がある利用者の自己負担の引き上げや、介護保険施設の食事、居住費に係る負担限度額の判定に、非課税年金を含めるなど、制度改正が行われてきたところであります。

ご質問の 1 点目、「介護保険サービス利用者のうち、2 割負担の利用者、また新たに 3 割負担となった利用者の人数とサービス利用状況は」についてであります。

サービスの利用状況については、2 割負担の利用者の本年 6 月利用分では、居宅サービスで 46 人、地域密着型サービスで 14 人、施設サービスで 9 人の合計 69 人となっておりますが、3 割負担の利用者については、本年 8 月利用分から適用され、その給付実績の確定が 10 月になることから、現時点では把握することができないものであります。

ご質問の 2 点目、「3 割負担となったことにより、負担増を理由に本来必要なサービスの利用中止や利用回数の調整が行われるようなケースを把握できるシステムはあるか」についてであります。

3 割負担の利用者に係る介護サービスの利用回数については、毎月の利用実績を比較することにより、増減の確認は可能ではありますが、利用負担の増に伴う利用中止や調整の実態を把握するためには、利用者本人または担当ケアマネジャーに対する確認が必要となりますことから、今後、利用回数が大きく減少した場合には、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「高額介護サービス費」の通知方法や払い戻しの実施方法は」についてであります。

本町では、年 4 回、3 か月ごとに高額介護サービス費を支給しており、介護サービスの利用に係る給付及び利用実績等を管理する「介護保険システム」により高額介護サービス費の給付の有無を確認し、該当する利用者に対し、支給申請書の提出を勧奨しておりますが、2 回目以降は申請書の提出は不要としております。

また、支給決定後は、申請者に対し、支給予定日及び支給方法を記載した支給決定通知書を郵送により通知し、おおむね 2 週間後に、本人が希望する銀行口座への振り込みか役場、支所等の窓口での受け取りかのいずれかの方法により支給することとしております。

ご質問の 4 点目、「介護保険の制度持続のため」として、制度改正のたびに利用者負担増やサービス利用制限が強められることに対する町の見解は」についてであります。

前段で申し上げましたとおり、介護給付に係る総費用が年々増大する中で、保険料の上昇を可能な

限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるためには、現役並みの所得を有する方に対し、一定程度の負担を求めることはやむを得ないものではありますが、利用者の状態像に応じた必要なサービスが提供される制度であることが重要であると考えております。

町では、これまでも介護保険制度を安定的に運営するため、国費負担割合を引き上げるよう北海道町村会を通じて要望を行っているところであり、今後も利用者の負担が過重となり、サービスの利用制限とならないよう要望してまいりたいと考えております。

次に、「利用者の生活実態に合った訪問介護サービスの継続を」についてであります。

本年1月に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、10月1日以降、介護支援専門員は、居宅サービス計画、いわゆるケアプランに厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載するとともに、市町村への届け出が義務付けられたものであります。

また、本年5月には「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定める厚生労働省告示が公布され、訪問介護における生活援助中心型サービスについて、市町村に届け出が必要となる1月当たりの回数の上限を、要介護1では27回、要介護2では34回、要介護3では43回、要介護4では38回、要介護5では31回と定められております。

ご質問の1点目、「規定の「生活援助」回数を超えると見込まれる要介護度ごとのケアプラン数は」についてであります。

本町の訪問介護における生活援助中心型サービスの本年6月利用分に係る状況では、要介護1から5の利用者が98人で、このうち、国の上限回数を超える利用者は、要介護2の方が2人となっており、本年10月1日以降のケアプランの内容に変更がない場合においては、同様の数になるものと見込んでおります。

ご質問の2点目、「規定の回数を超えて届け出を受けたケアプランの検証の方法は」であります。

国では、市町村が届け出を受けたケアプランについて、利用者によってはさまざまな事情を抱える場合もあることを踏まえ、自立支援にとって、よりよいサービスとするため、地域ケア会議等を活用し、ケアマネジャーの視点だけでなく、多職種協働により検証し、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すものとしておりますが、利用回数を超えたことにより一律に利用制限を行うものではないとしており、本町といたしましても、国と同じくするものであります。

なお、具体的な検証方法については、今後、国から、市町村が適切に地域ケア会議等においてケアプランの検証が行えるようマニュアルを作成、周知がなされますことから、本町においては、当該マニュアルを参考に、地域ケア会議を活用して、町及び町地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及びケアマネジャー等の多職種協働により、適切に検証を行うよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

初回質問でも申し上げましたように、たびたびの制度改正の中で、利用者の負担が増え、そしてサービスの利用の制限が大きくなっていく、このことについては本当に一時期現場に関わった者としては非常に遺憾に思っていて、住民の暮らしを守るという点では、国の施策に対して大きな反発を抱く、そんな中身でありました。今回また新たに、この8月から、そして10月から、新しくそういったものが加わってくることについて、町の見解を聞きたい、これが今回の質問の論立てでございます。

一つ目の質問であります。

2割負担の方についての具体的な数字はいただきました。今年6月末の状況の中で、合計で69の方が、いろいろなサービスの利用の分類はあるけれども、サービスを利用しているのだということがご答弁であったわけでありまして。

この中の一部が3割負担になる、そういう今回の制度改正でありますけれども、今回のご答弁の中には、その3割の負担が何人になっているのかということは、もうそれに該当する方の通知はとっくに終わっていて、8月のケアプランもそれを前提にしてつくられていて、そういうことの中では、利用者の3割になった人の人数ぐらいは、まずは的確な数字をご答弁いただくのが、今回の質問の中に必要であったのではないかと思うのだけれども、私この答弁をいただいて一番最初に思ったことは、地域住民の方に対してのどんな生活実態かということの興味があまりおありでないのかな、そんな印象さえ思うような、そんなご答弁でありました。

今お聞きしましたように、この中から3割負担が何人になったのか、それから当然、大した人数では、大したという表現も問題ありますけれども、枠が小さいですから、この69人の中の何人かですから、こういう質問の通告がなくても、事前に担当のケアマネジャーさんに聞くなり、本人に連絡するなりして、給付が今まさに8月分が確定して国保連に伝送される、そんな時期でありますから、正確な数字はわからないけれども、傾向についてはちゃんとつかんでいらしてというようなことがあってもよかったですのではないかなというふうに思うわけであります。その点については、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今のご質問なのですけれども、質問の内容が2割負担の利用者、また、新たに3割負担となった利用者の人数とサービスの利用状況ということでありましたので、先ほどの町長のような答弁で回答させていただいたところであります。

確かに、谷口議員おっしゃるように、3割負担の該当者については、8月の段階で見直しを行っておりますので、該当者の数というのは、こちらのほうでも把握しております。数につきまして、今この場でご説明させていただきますけれども、3割負担の該当者は24名ということであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 69人中で24人が所得が高いということの理由でもって、69人中から24人の方があれだった。

ちょっと着席します。済みません。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 69人というのは、あくまでもサービスを利用した方ということなので、2割負担の該当者というのが、サービスを利用していない方も含めれば、また別にいるというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今まだ数字は出てきていないけれども、2割負担の該当者はサービスを利用していない人の数を入れれば、69人よりもっと大きい数字になっているということですね。

そうしましたら、この24人の方が、実際、7月以前と同じようにサービスを使っているかどうかというようなことの調査などは、例えば先ほど言いましたような手法などで傾向をつかんでいらっしゃる、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） サービスの利用につきましては、谷口議員先ほどおっしゃっていただきましたように、利用があつて、翌月に事業所のほうから国保連合会、審査支払い機関のほうに数字が行きまして、その後、審査支払い機関のほうで確定をした後、翌月、町のほうに請求が来るということですので、あくまでも支払い機関のほうで確定をしない限りは、私どものほうでサービス利用という把握ということにはしておりませんので、今の段階では、3割負担の方が8月以降どういったサービスを利用しているかということでの把握はしていないという状況です。

ただ、その方たちが8月以前、今直近でわかる数字としては6月の利用状況なのですけれども、その段階はまだ2割負担ではあつたのですけれども、6月の段階でサービスの利用があつたかということについては把握をしております、人数としましては、24人中16名がサービスの利用を行って

ると。内訳としましては、居宅サービスが14人、地域密着型サービスが1名、あと老健施設に入所者が1名というような状況となっております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 改めて24人の方の内訳が、今、示されたわけでありますけれども、私はやっぱり保健課として、住民福祉部として、ちゃんと結果が実績としてはっきりするまでということではなくて、リサーチを入れるべきなのではないかなというふうに思いますので、そのことを指摘させていただきたいというふうに思います。

今回の2割負担、私もいろいろと介護の従事者の方との聞き取りもさせていただきましたけれども、3割負担については、施設入所の方は高額介護サービス制度がある中では、もう限度額になってしまいうから、さらに1.5倍増になるということではないだろうということなど、それは厚労省も示しているのですが、聞いてはいるのですが、実際にわずか、だから施設入所の人は要らないし、地域密着型サービスの人、これもまたいろいろサービスがあるから、この中で何人が在宅中心の方がどうかはわかりませんが、結局、在宅でサービスを利用している人というのは14人なわけですよ。そんな大きい人数ではないですよ。個人の人数にしるそうだし、一つの居宅で2人、3人というようなことになるでしょうから、何人も、何件も電話をかけたりするという必要性はないわけで、そういった点からも、そんなに面倒なとか、厄介な調査ではないのだというふうに思うのですよ。ですから、リサーチを、結局10月以降を待たずに、やはりしていくことというのは重要ではないかというふうに思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） その方の必要な介護というのは、やはり状態像に応じて行われるべきと考えておりますので、負担が、まだ利用状況はわかりませんが、その方の必要な介護が適切に行えるよう、ケアマネジャーがきちんと内容を精査して行われるべきと考えております。

ですから、負担が大きいから介護の利用を控えるとかといったことは、町としても行うべきではないと考えておりますので、ケアマネジャーがその方がよりよい利用、生活を送れるよう、適切なケアプランを作成しているものと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今回の答弁に関わっては、私も3年前の12月議会で2割負担が導入されたときに、もうそのときは具体的な実績が出た後のことでありましたけれども、質問をしているのです。どういう状況になっているかということの質問をさせていただきました。

そのときの、当時の保健課長の答弁は、「個別に確認いたしました」、「サービス実績票です、利用を中止した方や利用回数に大きな変動があった方は見受けられなかったところでありまして」という、机上のそういう調査の中で、初回答弁の中でいただきました。私がそこで、「改めて、ちゃんとした生活実態の調査を町として行って把握するべきではないか」と、今の質問とこれまでの質問と同じですね、そこで「今回こういった形で負担増になっている部分もありますので、こういった方以外の利用者の状況については把握するべきと考えておりますので、今後の中で状況把握に努めたいと考えております」というふうに答弁が再質問であったところでありました。

25年の12月にそういう答弁をいただいて、2割負担になった方に対するリサーチは、状況把握はどのように行われて、どのような傾向や報告があったのかご答弁いただけますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 2割負担になったときの状況把握ということでありまして、私どものほうで、例えば2割負担になったから利用制限があったかどうかにつきまして、回数等含めて調査は行っております。

調査の結果なのですが、実際に1割のときと2割のときでサービス利用の状況の把握ということで行わせていただいたのですが、なので平成27年7月の利用分とその翌月の8月の利用分

について増減があったかというような調査を行っております。結果としましては、もともと利用がなく引き続き利用がない方が24人、もともと利用がないが変更後に新たにサービスを利用し始めた方が2人、もともと利用があつて変更後も利用している方でサービスが増加した方が72人ということで、この三つについては、サービスの利用控えはないというふうに考えております。

ほかに、もともと利用があつて変更後に利用がなくなった方というのが2人おりますけれども、この方につきましては、2人とも入院により介護サービスが不要となった方となっております。

最後に、もともと利用がありまして変更後も利用している方のうちでサービスの利用が減少している方、こういった方が3人いましたけれども、一人につきましては、通所介護からグループホーム入所によりまして通所介護の回数が減となった方、もう一人につきましては、負担増が理由ではなくて、通所介護施設に、利用している施設なのですけれども、トイレが一つしかないというような理由で利用のほうをやめてしまったという方で、もう一人が、福祉用具の貸与だったのですけれども、身体状況から期間限定で利用することになっていたために、利用終了につき減となった方となっております。これらの比較から見ますと、本町におきましては、自己負担が1割から2割に上がったことで、サービスの利用控えというものはないというふうに把握をしております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） サービスの利用控えがないのだというトータルのご答弁だったかというふうに思いますけれども、先ほど私も介護従事者の中で聞き取り調査も行いましたけれども、やっぱり介護保険のサービス量を減らすというのは大変なことで、負担増になっても、たくさん支払うことになっても利用して出費していかなければならない、そういった性格のものであるということの中で、減らせなかったというのは多いです。実際に入所施設から退所を検討した人、もちろんサービスの削減をしようとした人、そういった実態もありますし、中には2割のサービス料を支払っていくのに、不動産財産を売り払ったという方も幕別町民の中にいるわけです。

ですから、そのアンケートの項目については、サービスが増えたか減ったか、2割になってどうなったかということだったのだけれども、その奥の中に、今、利用が減っていないと、利用控えがないという中には、そういう背景があつて利用控えがなかったのだということも、ちゃんと含んでおいていただきたい、このことを申し上げておきたいというふうに思います。

今の質問のほうは2番目にも入っていましたので、1番と2番については以上にしたいと思います。

三つ目、高額介護サービス費の払い戻しの仕方については、1回目については手続が要ると、あと、1回済んでしまったらもう大丈夫なのだという、そういうご答弁だったかというふうに思います。

それで、今年のこの制度変更の中で、一部、高額介護サービス費の限度額が上がった段階もありますけれども、その段階の中で、月世帯ごとの金額の設定だけではなくて、年額幾らだと、それ以上になってくると、また払い戻しが発生する、そういう制度もできました。利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額44万4,000円を設定するという基準であります。この制度についての手続や払い戻しのあり方についても、私もなるべく利用者さんの負担を軽くして、こういう払い戻しが終わることが望ましいと思うものですから確認しますが、これも申請については不要という理解でよろしかったですでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 今のようなケースにつきましても、過去に一度でも申請をしていけば、申請については不要ということになります。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） わかりました。それででしたらば、払い戻しが滞るといふ、そういう可能性も、ちゃんと1回目の申請があつたらば、ないということの理解でよろしかったですね。わかりました。

四つ目であります。町の見解についてお尋ねしたわけでありまして。見解については、おおむね納得のできるご答弁がいただけたのかなというふうに思います。

私が今回この質問をして、そして一番懸念することは、2018年度の改正においても財務省のほうで

議論されたことでありますけれども、今、原則1割で、その中の上位所得者が2割負担になって、さらにその中で3割ということになったわけだけでも、この3割を表に出すことで、原則1割の部分が原則2割になる、そんなことになってしまうということが、最も懸念されることなのだなというふうに思うわけです。そういった議論が財務省の諮問委員会の中でされていて、もしこうなったときには、もう介護保険制度が社会保障制度の一つにずっと数えていいものなのか、そんな状況も生まれてくるのではないかなというふうに思うわけであります。

結城康博さんという北海道生まれで元社会保障審議会介護保険部会の委員の方でありますけれども、よく北海道の民放の中にも出ていらっしゃるけれども、この2割負担の拡大は、原則2割負担となった場合には、「サービスの利用控えや中止に直結すると考えるのが妥当であろう」と、そして「多くの高齢者にとって、デイサービスやヘルパーサービスの利用控えや中止は、地域社会から孤立を意味する」云々ということの中で、高齢者の置かれる環境がますます厳しくなるのだということを具体的に示してくれているわけであります。

具体的な中身として、幕別町もほかの自治体と一緒にになって、原則2割にならないための働きかけを国に対してしていただくことが重要だと考えるわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。ぜひ、やっていただけませんか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 答弁の中で申し上げましたように、利用者にとって過重の負担にならないということが、やはりこの制度を安定的に維持していく秘訣というか、要になることだというふうに思っておりますので、何割ということも話にありましたけれども、やはりこの制度が社会保障制度としてしっかりと安定的に国民に利用されるような、安心して利用できるような、そういう制度になるよう、今も求めているわけでありまして、今後も引き続き求めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） ぜひ、その姿勢をしっかり維持して、これ以上の負担増やサービス利用の削減につながらないように、町としても全力を挙げていただきたいというふうに思います。

それでは、二つ目の生活援助中心型の訪問介護の利用の仕方でありまして。

これもサービスの利用制限ということでは、一つ目のくくりの中に入れてもいい中身かなと思ったのですが、これには自治体の裁量が大きくあるものですから、別建てで質問をさせていただきました。

ケアプランの数については、要介護2の方で2件であるということで、非常に少ないなという印象を受けました。これから先のことはわからないわけで、この利用制限についても、もっと要介護3の48回、これを中心にしてだんだんと利用回数が少なくなっていく、大体月1回平均ぐらいになってしまうわけですが、実際介護の現場の中では、いろんな通達文書が煩雑なものですから、これから生活援助中心のサービスは1日に1回しかできないのですよなんていうふうにケアマネジャーが言ってしまうような、そんなことになっていて、混乱をしているようであります。

一つ目の2件ということはわかりました。

二つ目、規定の回数を超えて届け出を受けたケアプランの検証の方法については、まだ含みのあるご答弁で、こうするのだということが、まだ固まり切っていないという状況なのかなという印象を持ったところであります。

厚生労働省のほうは、今月中に、9月中に各自治体で、市町村で決めるという期限つきの中身であるという認識にしておりますけれども、初回質問にもさせていただきましたように、このケアプランチェックがサービス削減につながったり、そうはしないというご答弁でありましたけれども、つながったりしないように、また、ケアマネジャーのほうが最初から、なかなか、もう既にさまざまな法改正の中で煩雑になっていて、負担が大きいようであります。だから、最初から本当は必要なのだけれども、このサービスを入れるとこういうことになってしまうから、回数はここまでにしようなんていうことがないようにすることが重要なのだというふうに思うのです。

ですから、地域ケア会議を活用してということでもありますけれども、基本的にちゃんとしたアセス

メントが行われて、このサービスが必要なのだという、そういう立場でケアプランを地域ケア会議にかけていただくことが重要ではないかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（白坂博司） 実際、現段階では国のほうから、まだマニュアル等が示されていないので、正直言うと不明な部分というのが結構ありまして、例えば町への届け出というのは、プラン作成の翌月、月末までとなっております。町の研修はその後となっておりますけれども、プラン作成の翌々月ぐらいにケースを検証することになるとは思うのですが、その検証の結果、もし是正が必要と判断した場合に、既にサービスというのが提供されておりますので、その扱いがどうなるかだとか、そういったことも含めて、まずは国のほうのマニュアル、そういったものを、内容をよく確認して、適切に検証が行えるような体制整備に努めてまいりたいというのが一番であります。

うちの地域ケア会議につきましては、事例に応じて必要と認めたものを招集することができるというふうにしておりますので、現在、包括支援センターのほうで地域ケア会議を実施しているのですが、保健師、社会福祉士、介護支援専門員といった、そういった職員のほかに、場合によっては多職種の方々と協働によってプランの検証というのは、十分行える体制であるというふうには判断しておりますので、こういった形をとって、利用者の自立支援、重症化防止、そういった観点から、よりよいサービスの提供につながるというふうに考えておまして、そういったことで判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） ご答弁のほうは理解したところであります。これからどんなふうに表示されるのか、国から示してくるのかということ、もちろん影響を与えることになると思いますけれども、先ほども言いました、サービス削減にならないように、そして基本的に十分なアセスメントが行われてのケアプランだと思いますから、そのことを尊重した地域ケア会議になるようにしていただきたいというふうに願っているところであります。

それで、ケアマネジャーの介護支援専門員のことを言いましたけれども、やっぱりいろいろな聞き取りの中では、なかなか毎年試験があって、一定数の合格者があるのだけれども、ケアマネのなり手が少ない、そういったことが聞かれます。介護事業所の現場そのものが人手不足ではあるわけなのですが、ケアマネジャーといいますと、やっぱりそれなりの介護の仕事の中で経験年数を積んで受験資格が生まれますから、上位資格で、いつかは介護の業界の中では、一つの自分の成長のあかしとして、そういったものに挑戦していこうというのがあったのだけれども、今それが前よりも小さくなったと、このまま介護の現場にいたほうが、居宅介護支援事業所には、その加算もいろいろと、人件費を稼ぐのに事業所の加算がついてあれしますけれども、なかったりする中では十分ではないということなどあるようです。

介護労働安定センターが2017年度の介護労働実態調査の結果を公表しているのですが、ケアマネになりたいというのが、前年度は18.1%の介護職員でいたと、今はたった1年で7.5%に減ったと、そういうことになっているのだそうです。

ケアマネのことをなぜ申し上げるかということ、これから構築していく地域包括ケアシステムの柱にケアマネが位置付けられているわけだけれども、そういう実態では、その地域包括ケアシステムが十分なものになりづらいという、そういう懸念から、こういう指摘をさせていただいているところであります。そういった観点からも、繰り返しケアマネジャーを含めて介護職員の負担が増えないように町としても施策を進めていただきたいと思うのですが、その辺についてご答弁いただけますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 基本的に10月以降、利用回数が増となった分については、町に届け出となるのですが、超過したことをもって全て否定するものではありませんので、超過した内容が、その利用者にとって真に必要な介護ということであれば、町としてもその利用回数は肯定するものであり

ます。

いずれにしても、制度改正に伴って、ケアマネジャー、介護指導を含めて負担が大きくなっていることは、町としても十分承知していることでもありますので、そういったことが今後続かないことも含めて、国に対して要望ということにはならないのでしょうかけれども、国も十分把握した上で制度改正を行っていると考えておりますが、いずれにしても負担増にならないような形で、町内事業所ともいろんな調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 基本的に、今のご答弁は、いいご答弁をいただいたなというふうに思うのですが、国の考え方のところでは、わかりません。十分そういったことを含んで制度改革に入っているのか、それとも社会保障費に対する削減策のほうが先に優先して、いろいろな制度改革をされているのか、その辺はわからないし、むしろ私の目にはそっちのほうが強く出されていくのではないかなと、なまじ、なまじということも言葉もあれですけど、政権がすごく、政権党の中では安定しているということの中では、これから進む方向が、これまでの削減、負担増、そういった方向に進んでいきやすいのだというふうに思うものですから、その点はちゃんと注視しながら、行政としても国に対する要望ということにはならないかもしれないけれどもということのご答弁でありますけれども、私は積極的にしていただきたいというふうに願っております。

もしご答弁があればしていただきたいし、私としては、これで最後の質問とさせていただきますが。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 介護保険制度が、これ全国的な問題でありますので、全国的に円滑に運営できるということは、最後はやはり財源の問題にかかってくるのだというふうに思っておりますので、特にその財源問題については、国民にそれを押しつけることなく、必要なサービスが必要なときに使えるといった制度になるように、財源問題について国の比率をこれまでも高めるよう求めてきましたけれども、そこがうまく機能すれば、私は全体がうまくいくのかなということも思っております。

それと、働き手の問題も、これは構造的な問題といえますか、一つの町でどうこうできる問題ではなくて、国全体でケアマネジャーのなり手がいない、あるいは介護福祉士のなり手がいないとか、その他の介護員のなり手がいないというふうなことも出てきておりますので、そこも国全体として、働きやすい職場づくりというものについても要請をすべきであるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:01 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1、午前の運動会など、次期学習指導要領による授業確保等や熱中症対策についてであります。

2020年度からの次期学習指導要領による外国語（英語）教育の本格導入を前に、ことし札幌市の小学校では、全201校中82校が午前中の開催で運動会を切り上げた。これは運動会の練習時間を減らし英語の授業時間確保を目的としておりますが、少子化で競技時間が減少していることや、保護者による昼食の弁当の負担軽減（特に雨天時延期による負担は大きい）などの事情もあります。一方で、午前開催の運動会となりますと、家族で弁当を囲む子供の楽しみや昔ながらの恒例行事が失われるという考え方もあります。運動会のあり方も含めまして、授業時間確保の対策についてお伺いいたしま

す。

教科書会社でつくる「教科書協会」によりますと、脱ゆとり教育により、教科書の総ページ数は2002年度から2016年度の14年間で中学校は54%増加、これは主要5教科になりますが増えておりまして、小学校も2002年度から2015年度で58%増えて、カラー化や大判化が進んでおります。教材を学校に置いて帰る「置き勉」は禁止されているとお聞きしておりますが、札幌市立啓明中では保護者から「かばんが重過ぎる」との声を受けて、「教室に置いてよい教具」と記した紙を配付し、置き勉を認める学校も一部見られております。また専門家によりますと、かばんの重さが腰痛、猫背など発達に影響を及ぼすといった見方もあります。今後、英語教育本格導入により、さらに教材は増える見通しであります。以下お伺いします。

(1) 教材など、実際に重くなっているのでしょうか。児童生徒や保護者から負担になっているといった声はないのでしょうか。

(2) 発達への影響についての見解、今後のあり方についてであります。

今夏も記録的な猛暑が続いたことを受けて、国は全国の公立小中学校に、来年夏までにエアコンを整備するため、臨時国会に補正予算案を提出する方針を固めました。我が町では、町立保育所・幼稚園全てにエアコンが設置されることとなったばかりであり、小中学校では扇風機が使用されているとお聞きしておりますが、教育現場において熱中症や、その疑いで体調を崩す児童生徒の実態や熱中症対策についてお伺いします。

2、森林バンク制度の運用についてであります。

所有者が手入れできない人工林を、市町村が管理する「森林バンク」制度の創設に向けた森林経営管理法が来年4月施行されます。適切な森林整備による林業活性化が狙いであり、所有者の森林管理の責務を明確化しました。森林バンクは、所有者が高齢や遠隔地に住んでいることなどを理由に管理できない場合、市町村が管理を受託し、業者に再委託できる制度であります。収益性が低く、再委託先が見つからない森林は、2024年度から個人住民税に年1,000円を上乗せする新税「森林環境税」を財源に、市町村が直接管理し、2019年度から2023年度は財源を地方譲与税として配分する予定であります。税金が使われることに理解しがたい面もあまして、以下お伺いします。

(1) 管理できていない町内の人工林は。

(2) 我が町も森林バンク制度を運用していくのか。また、どのように運用していくのか。

(3) 同法や財源に対する見解はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 小島議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきましてご答弁させていただきます。

平成20年の改訂以来9年ぶりとなる新学習指導要領が、平成29年3月に告示されたところであり、今回の改訂では、これからの子供たちにとって必要となる資質や能力として、「何ができるようになるのか」について、各教科や学年ごとに、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びに向かう力・人間性の涵養」の三つの柱に沿って整理し、児童生徒が学習に取り組む目的や意義を明確化しております。

その上で、こうした資質・能力を育むため、教育課程の編成に際して、各学校の特色を生かした「カリキュラム・マネジメント」の実施に努めることや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むことなどを求めています。

ご質問の1点目、「運動会のあり方を含め、授業時間確保の対策について」であります。

小学校につきましては、平成32年度から新学習指導要領の全面実施となり、3年生と4年生でそれぞれ年間35時間の外国語活動が教育課程に組み込まれるほか、5年生と6年生では、それぞれ年間35時間実施していた外国語活動が、外国語として年間70時間実施されることとなります。

また、本年度から31年度までの間は、文部科学省の告示に基づき移行期間とされているため、町内の各小学校におきましても、既に3年生と4年生では外国語活動がそれぞれ15時間、5年生と6年生では、それぞれ50時間とした教育課程を編成しているところでもあります。

運動会につきましては、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、心身の健全な発達や健康の保持促進、規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度を育てるなど、大きな教育的意義を持っております。

授業時数の確保につきましては、運動会を午前中のみで開催とすることで、その練習時間を短縮し、授業時数の確保につなげるということも手法としてありますが、教育委員会といたしましては、文部科学省が示している事例や管内状況などを参考にしながら、学校とともに適切な授業時数の確保について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「教材の重量化に伴う発達の影響について」であります。

はじめに、「教材など、実際に重くなっているか、児童生徒や保護者から負担になっているという声は」についてであります。教科書につきましては、原則4年間、同一のものを使用いたしますので、例えば小学校で使用している算数の教科書では、現在使用している平成27年発行の教科書と前回23年発行の教科書を比較いたしますと、1割程度重くなっております。

他の教科や中学校で使用している教科書についても、ページ数の増加に伴い、同様に重くなっている傾向にありますが、中学校で使用している数学につきましては、前回発行時の教科書と比較して、各学年で20ページ程度増えているものの、紙の質を改善するなどの工夫により軽量化が図られております。

教科書は、小学校で最大10教科12冊、中学校で9教科15冊となっておりますが、1日最大6時間授業であるため、全ての教科書を必要とするものではないことに加え、各小中学校においては、時間割を作成する際に、ページ数の多い主要教科を1日に集中して組むことがないように配慮しております。

さらに、教材につきましても、例えば小学校では鍵盤ハーモニカや裁縫セット、中学校ではリコーダーや国語辞典、英和辞典など、各教科の副教材や資料集等については、教室のロッカーに保管するなど、各小中学校で工夫しながら、児童生徒に負担がかからないよう努めているところであります。

また、児童生徒や保護者から負担になっているという声につきましては、一部の小学校で保護者から心配する意見が出されたことがあったと伺っておりますが、既に当該校においては、時間割を見ながら持参する教材に配慮するなど、児童の負担とならないよう対応しております。

次に、「発達への影響についての見解と今後のあり方」についてであります。文部科学省の見解といたしましては、去る6月21日、国会に提出された「教科書の重量化問題に関する質問主意書」に対する答弁の中で、教科書は民間が創意工夫を生かして著作編集を行うものであることから、現時点において重量を制限する考えはないと示しております。

また、どのような教材を置いて帰らせるかについては、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などの実態を考慮し、各学校において適切に判断すべき事柄であることから、各学校において適切な指導が行われるよう、さまざまな機会を捉え周知に努めると回答しております。

教育委員会といたしましては、発達への影響につきましては、明確に示されたものがないため、お答えすることはできませんが、教科書の重量化は認識いたしておりますことから、引き続き、各小中学校において、日々の時間割において配慮するなど、過度な負担を児童生徒に与えないよう努めるとともに、今後、発出される国や道の通知に基づき、適切に対応してまいります。

ご質問の3点目、「教育現場において熱中症やその疑いで体調を崩す児童生徒の実態や熱中症対策について」であります。

熱中症につきましては、ことしは全国的に猛暑日が続いたこともあり、熱中症における死亡事故や救急搬送されるといった報道がされたところであります。消防庁の調査によりますと、本年8月26日現在、熱中症による救急搬送人員は全国で約8万9,000人で、昨年と比較すると約4万人の増となっております。

こうした中、文部科学省では、8月30日、2019年度予算の概算要求の中で、暑さ対策を含めた公立学校の安全を強化するため、教室へのクーラー設置などに充てる施設整備事業費として、前年度比で1,750億3,700万円増の2,432億3,100万円を計上すると発表したところであります。

はじめに、「小中学校における熱中症の実態」についてであります。これまでの実態といたしましては、平成26年度に小学校2校で6名、29年度は中学校1校で1名が熱中症やその疑いがあったとして、報告を受けております。

次に、「熱中症対策」についてであります。平成26年度に複数の児童が熱中症にかかる事態に至ったことから、教育委員会といたしましては、その後、文部科学省や北海道からの通知を活用しながら、水筒やお茶、スポーツドリンクなどのペットボトルを持参し、授業中も含めて、こまめに水分補給を行うよう、各小中学校に対して通知しているところであります。

さらに、各小中学校におきましても、気温の高い日の屋外での活動を実施しないよう配慮するとともに、生活指導の点においては、児童生徒の健康観察など健康管理の指導等を通して、熱中症対策を実施しております。

また、現在、小中学校には、エアコンを設置しておりませんが、窓や教室を開放し風通しをよくしたり、扇風機を効果的に用いるなど、室内環境に配慮しているところであります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小島議員のご質問にお答えいたします。

「森林バンク制度の運用について」であります。

我が国の戦後造林された人工林は、その約半数が主伐期を迎えており、これらの豊富な森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用し、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を両立させることが、これからの森林・林業政策の主要課題となっているところであります。

しかしながら、森林所有者の多くが林業経営を拡大する意欲や所有意識が低下しており、また、伐採、造林及び保育など森林の施業に関する森林経営計画が策定されていないことから、全国の3分の2の私有林人工林において、森林の経営管理の集積及び集約化が進んでいないなどの問題が生じているところであります。

このような背景から、国では、「新たな森林管理システム」いわゆる「森林バンク制度」を平成31年度から導入するため、「森林経営管理法」を平成30年6月に公布したものであります。

「新たな森林管理システム」につきましては、市町村が、森林経営計画が策定されていない私有林人工林などの森林所有者の意向を確認し、森林所有者がみずから経営管理できない場合に、森林の経営管理に必要な権利を森林所有者から受託し、さらに、市町村は、林業経営に適した私有林人工林を、意欲と能力のある林業経営体に再委託することにより、森林経営管理の集積及び集約化を図るものであります。

一方で、自然的条件が悪く林業経営が成り立たない私有林人工林につきましては、市町村みずからが経営管理を行うことができるものであります。

こうした流れの中、北海道におきましては、森林経営計画の認定率が他県と異なり、7割を超えておりますことから、既存の森林経営計画による制度のもと、林業経営体等による森林経営管理の集積及び集約化が相当程度機能しており、多くの人工林において、適切な森林管理による林業経営がなされているところであります。

このため、北海道の基本方針では、道内全ての市町村が、私有林人工林の経営管理意向調査を平成31年4月以降に実施するものとし、このうち森林所有者から経営管理を委ねる同意が得られた人工林につきましては、既存の制度のもと林業経営体等との森林の経営管理の委託を働きかけ、森林経営計画の変更により対応するものとしているところであります。

ご質問の1点目、「管理できていない町内の人工林は」についてであります。

本町における私有林人工林の面積は4,480ヘクタールとなっており、このうち森林経営計画が認定

済みの私有林人工林は 3,881 ヘクタールでありますことから、全国平均の約 33%を大きく上回る約 87%の私有林人工林において、既に適切な経営管理が行われているところであります。

森林経営計画の定めがない残りの私有林人工林 599 ヘクタール、森林所有者にして 295 名分につきましては、森林の経営管理の実態が把握できておりませんので、平成 31 年度から 3 年間実施する予定の経営管理意向調査により、経営管理の意向確認とともに、実態についても把握してまいりたいと考えているところであります。

ご質問の 2 点目、「我が町も森林バンク制度を運用していくのか、また、どのように運用していくのか」についてであります。

本町の私有林人工林の実態につきましては、先ほど申し上げましたとおり、森林経営計画の認定率が約 87%となっておりますことから、北海道の基本方針にのっとり、森林経営管理法に基づく経営管理意向調査は実施いたしますが、森林経営管理の集積及び集約化につきましては、既存の制度のもと森林経営計画の変更により対応することを予定しております。

ご質問の 3 点目、「同法や財源に対する見解は」についてであります。

「新たな森林管理システム」につきましては、北海道の基本方針でもありますように、本町におきましても、既存の制度により対応できるものと考えているところであります。

森林吸収源対策に係る地方財源の確保を目的とした平成 31 年度税制改正において創設される、(仮称)森林環境税につきましては、個人住民税均等割にあわせて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するものであり、平成 36 年度から課税を予定しているものであります。

同様に創設されます(仮称)森林環境譲与税につきましては、森林環境税の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に、一定の割合で平成 31 年度から譲与されるもので、その用途は、間伐などの森林整備を主体とし、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備を促進する関連事業の費用に充てるものとされております。

また、森林環境譲与税は、基金に積み立てることが可能となっておりますので、留保した財源を後年度のこれら森林整備及び関連事業の費用に充てることのできるものであります。

このことから、森林環境税及び森林環境譲与税の創設は、長年の課題でありました森林整備に対する地方財政の安定的な確保が可能となりますことから、これまで手入れができなかった森林の整備が進むとともに、森林資源の適切な管理による公益的機能が発揮され、さらには、林業の成長産業化による雇用の創出など、地域活性化にも大きく寄与するものと期待しているところであります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長(芳滝 仁) 小島議員。

○6 番(小島智恵) 再質問させていただきます。

何点かありますけれども、順を追って再質問させていただきたいと思います。

まず、運動会のあり方も含めた授業時間確保対策についてなのですが、2020 年度からの学習指導要領なのですけれども、小学校の英語が 3 年生、4 年生、5 年生、6 年生、それぞれ 35 コマ増えるということで、授業時間確保のために、札幌市では運動会の練習時間を減らし、運動会を午前中で終らせたという学校が出てきているような状況でありまして、十勝管内においては、そういった午前中で運動会を終わらすといった話は聞いてはいないのですけれども、我が町でも、そういった英語、今、移行期間ということで、既に少し始められているような状況ではあるのですけれども、しかしながら、2020 年度からはもう完全に 35 コマを実施しなければいけないということで、授業時間確保ということで、その辺どういう見通し持たれているのか、考えていかなければいけないことだとは思っているのですけれども、答弁としましては、そういった運動会の午前中開催については、短縮を図るということで、そういう手法はあるのですけれども、文科省の事例や管内の状況を見ながら検討していきたいということで、まだあまり決めてはいないような段階というふうにとめるところなのですけれども、最近、学習発表会なんかも午前中で終えたりということも多いと聞くのですけれども、そういう行事関係なんかは、比較的調整しやすいといった印象は持っているのですけれども、ただこれま

で恒例に行われてきた運動会が急に午前中となったら、なかなか周りの理解といたしますか、保護者の方のご意見もそれぞれいろいろあるのかなというふうに思うのですけれども、そういった午前中の運動会の開催について、保護者の方だとかPTAの方のご意見、そういったところは聞いていらっしゃらないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 新学習指導要領に伴う時数増の確保でありますけれども、35時間、35コマ増えるわけでありまして、この時数どういうふうに確保するかといいますと、4通りありまして、まずは年間の授業日数を増加する、これが1点目であります。2点目は、45分授業のコマ数は増やさずに、短時間や長時間の授業を設定して週当たりの授業時数を増加させると。3点目は、45分授業のコマを週一つ増やして週当たりの授業時数を増加させると。4点目は、今、3点申し上げましたけれども、これらを組み合わせたり、学校行事を工夫して、例えば終業式ありますけれども、終業式終わってから、低学年は帰る、高学年は残って授業をやるですとか、こういった手法がありますので、これらについて、どういった手法が我が町にとっては一番いいのか、それは学校とも協議しながら、カリキュラムを組むのは学校でありますけれども、学校によってはあまりばらばらというのも好ましくないと思いますので、我が町にとって最も適切な時数増の手法を、学校とも協議しながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、運動会の検討状況でありますけれども、十勝管内の運動会は単純な行事ではなくて、地域の今、風物詩にもなっておりまして、昼食は保護者の負担もありますけれども、子供たちの思い出づくりにもつながるといことから、現状では教育委員会では考えていないところがあります。しかしながら、そういった声も一部の学校では上がっていることは確かでありますので、今後、状況に応じて、しっかりと学校、地域、保護者とも協議をしながら考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 保護者の負担につきましては、本来の目的ではないのですけれども、付随することとしまして、保護者にとってはそういう昼食の負担が午前中の運動会の開催によって減らせたり、雨天時延期によってまた負担が増えたりということ、ことしも雨天で順延した学校はあったかと思うのですけれども、いろいろ手づくりされる方、また今お店に頼まれる方もいらっしゃると思いますけれども、そういったところの付随する点として、保護者の負担軽減につながるということもありますし、今ちょっとおっしゃられたように、その一方で、地域のそういった風物だとか子供の思い出づくりとか、そういったことがなくなるということももちろんありますので、それにつきましては、ちょっと札幌の学校の状況を調べてみますと、昼食食べたいといった家族に配慮をしまして、午後グラウンドを開放したりという、そういった対応をあえてしたところもあるようなのですけれども、いろいろ今の現状では、教育委員会としては考えていらっしゃらないということではあるのですけれども、声も少しばかり上がっているというふうなことも今言っておられまして、一応選択肢としては一応あることにはあるので、やるとかやらない、それを考えていく上で判断材料の一つとして、もう少し保護者、PTAの方の声を今後聞いていくことは、大事だなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 保護者の声なのですけれども、先ほどの部長の答弁にもありましたように、一部そういった声もあるというふうにはお伺いしておりますけれども、基本的に運動会の効果といたしまししょうか、教育的効果という意味合いでは、教育委員会としては、集団で勝敗を競う体育的行事であるということで、全力で頑張る力、団結力、連帯感、フェアプレーの精神といった子供たちの能力、力が育つ。それから、集団行動を多く伴う体育的行事ということもございまして、集団行動力、規律ある態度、他者との協力、あるいはさらに、高学年が運動会の運営に関わる行事であるということから、責任感ですとか自己肯定感ですとか、そういった能力が、ほかにもありますけれども、表現力ですとか、いろんな子供たちの能力を伸ばすことができる、非常に教育的効果の高い行事だというふうに、教育委員会では認識をいたしております。

そういったことから、積極的に短縮するということは現段階では考えておりませんが、今後、地域、保護者、学校とも十分協議をしながら、授業時数確保については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 十分協議をして話を聞きながら、検討していただきたいと思います。

それで、授業時間確保というところで、4パターン、4通りあるということで話があったのですけれども、増やすという話もあったのですけれども、単純に増やすということであれば、例えば子供たちの授業が5時間授業だったのが、6時間授業というのが増えていくという、子供の負担もそうなのですけれども、最近、教職員の多忙化ということで、ことしの夏休みなんかはお盆時期に3日間休まれたり、学校閉庁日にしてまでやってはいて、お正月も6日間くらい閉庁して休むというふうに聞いてますけれども、そういったことをやり始めて、そういった流れの中で、単純に増やすというのは考えにくいなというふうには思うのですけれども、それでもそういったパターンも考えられていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 授業時数の確保ということで、増加するということは先ほどもご説明いたしましたように、これは間違えのないことでありまして、それをどういった手法で確保するかということで、先ほど部長から答弁をいたしましたように、年間の授業日数を増やす、あるいは1週間の授業時数を増やす、あるいは今45分授業のコマの時間を、例えば少し15分延ばすとか、そういったことも考えられるのですけれども、それともう一点、学校行事等の時数を短縮するなど、縮減するなどして時数を確保するというようなことも考えられます。

学校行事などの時数を短縮するというだけでは、なかなか増えた分の授業時数を確保することが、難しいというふうに現段階では考えておりますことから、そういった先ほど申し上げました手法の中とあわせて、総体的に授業時数の確保、いろいろな手法を組み合わせ、授業時数の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） いろいろ複雑なことを考えていらっしゃるようなのですけれども、私はただ単にそういう運動会とかですと、本当に単純に考えやすいなと思ったので質問はしたのですけれども、十分検討していただきたいなと思っております。

次に移りたいと思います。

教科書や教材が重たいということや、発達への影響、置き勉についてであるのですが、今の話、英語教育に関連しますと、教材は増えていくのではないのかなと思うのですけれども、プログラミング教育なんか必修化ということで、そういう増えていく傾向も多少なりともあるのかなというふうに思っているのですけれども、それで、我が町の教科書、小学校ではご答弁にありましたように1割程度重くなっていると、中学も重くなっている傾向にありということで、重量化しているということは、教育委員会として認識はしていらっしゃるということでありまして、それで一部の小学校では、保護者の方から心配の意見が出されたということで、負担にはならないように対応はしていると。そして、他の学校でも副教材など置き勉を認めている学校もあるようなのですけれども、この置き勉なのですけれども、全ての学校でこれは置き勉、認められていることなのではないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 今、置き勉、全ての学校で認められているのかという部分でございます。

特に、答弁でも申し上げました、例えば鍵盤ハーモニカですとか、書道ですとか、裁縫、絵の具、リコーダー、こういった部分につきましては、小学校でほぼ全体的に統一的な形で認めているといった状況でございます。また、中学校で申し上げますと、例えば国語辞典ですとか英和辞典、さらには音楽ですとか保健体育の教科書も認めているといったような部分でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 認められていないような話もちらほら聞いておまして、実際、全ての学校で置き勉は本当によしというふうなことでされているのか、ちょっともう一回再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 基本的には、例えば主要5教科、中学校で言いますと5教科、小学校で言えば4教科になりますが、その部分につきましては、置き勉という形では、学校のほうでは置いていいというような形では対応をとっておりません。今、申し上げましたのは、例えば副教材ですとか、主要5教科以外の部分での教科書を置いている事例があるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 主要な教科については必ず持っていくということで、今の話だと、やっているというふうな受けとめはさせていただきますけれども、答弁の中でも、文科省のほうから通知が来たという報道もありまして、答弁の中でもその点に触れておりました。それで、その通知の内容とか詳しく答弁はいただいているのではありませんけれども、それどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 通知のほうにつきましては、まだこちらのほうには届いておりませんので、その内容につきましては、まだ詳しくこの場で説明申し上げることがちょっとできない状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。まだ届いていない段階、報道で知る限りということになってしまうのですが、本当に置き勉については少し柔軟に対応していいのかなと思ってた矢先で、そういった文科省の通知が来るという報道があったり、あとその前の段階で、道内の帯広市を含めました六つの市の教育委員会が、小中学校に向けて負担軽減するよう要請したというような報道もありまして、それぞれの市とか自治体でも、やっぱり重たくなっているということの懸念がされているんだなというふうには思っているのですが、それで実際に教室に置いていいもの、持ち帰るもの、やっぱりそこは児童生徒さん、そして保護者の方もきちんとした整理をして認識のもと、それはされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 学校のほうでは、こういった教材でと、若干クラスによっても異なる場合はございますが、児童生徒に対して、こういったものについてはいいですよという、その時間割等も毎日変わりますので、そういった中で、児童生徒に対して伝えているというような内容でございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 教科書、教材が重いということなのですが、午前中の小田議員の自転車のヘルメット着用という話もあったのですが、自転車に乗ったりするとあまり重たいと、中学校なんかでは部活動によっては、さらに部活動の道具が加わったりして、さらに重たくなったり、自転車でもそういうバランス崩しやすいといったこともありますので、安全性という意味でもちょっと見ていかなければいけないなと思いますし、自宅と学校とのやっぱり距離が遠かったりしますと、ただでさえ距離が遠いと大変ではあるのですが、通学とかで、そういったかばんの重さによって、子供の負担も距離が遠ければ遠いほど、やっぱり負担も大きくなるなというふうには感じているところではあるのですが、それで発達の影響につきましては、答弁の中で、明確に示されたものはないためお答えできないといった答弁でありました。

もしかしたら、文科省からの通知の中に、そういったものが盛り込まれてくるかもしれませんが、私の知る限りでは、重いかばんを長期で背負う影響ということで、そういった研究についてはあまり国内ではされていないようなのですが、アメリカのほうでは、実際に子供に背負わせて

研究をして、かばん重くなればなるほど椎間板のつぶれが大きくなったり、猫背、腰痛など体の痛みも出やすいといった、そういった結果もあるようでありまして、そういった研究をもとに、国内の整形の先生のお話によりますと、過剰に負荷がかかると椎間板の圧迫、すり減りで、将来腰痛リスクが高まる可能性もあるという、そういう懸念の声があるのはあるのですけれども、あまり重たくなると影響が、そのときも出るし後々大人になっても出てくるということが、やっぱり少しでもリスクはあるということの認識は、教育委員会としてはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 発達への影響、体への影響ということでございますけれども、言われますように、国内ではそういったような研究事例がないということでございますので、明確にはお答えはできなかったところなのですけれども、ただこれ、やはり重くなっているということで、子供たちの体への影響については、あまり望ましくないというふうには認識はしております。ただ、やはりこれについては、今現在うちでも先ほど答弁いたしましたように、いろいろな工夫をしながら、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担などをさまざまな要素を勘案しながら、できるだけ児童生徒に負担がかからないよう、学校現場と十分協議をしながら、今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。この点について、その置き勉強についてなのですけれども、一応デメリットとしましては、置いて帰ったりということもあるので、家庭学習がおろそかにならないようにしなければいけないということだったり、あと教材の盗難とか紛失、そういったことも起きるやもしれませんが、そういった管理に気を配る必要もあるかと思うのですけれども、いろいろメリットもあるので、デメリットもあるので、そういった心配されることについての対応どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） ご質問のデメリットに対する対策でありますけれども、もちろん原則としては教科書ですとか、その他の教材は宿題や予習、復習などに使うものですから、しっかりと持ち帰るべきもの、置いていってよいものというのは、示していかなければならないというふうに思っております。

管理の面であります、現状、学校には鍵付きのロッカーもございません。ですから、教室の後ろにある棚等に置いていくしかないというのはありますけれども、盗難、これははじめにもつながることかもしれませんけれども、そういったことが発生しないようにという教育は、常々しているところでありまして、そういったことは発生してはならないというふうに思っております。しかしながら、ハード的に整備するというのは、なかなか現状不可能でありますから、置いていくにしても、今申し上げましたとおり、そういったことの発生しないような教育をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

次に、熱中症対策のほうに移りたいと思いますが、近年、夏の暑さ厳しくなっておりまして、本州では国内観測史上最高の41.1度を記録しておりますが、本州だけでなく、暑さも年々北上しているというふうにも言われておりまして、我が町なんかでも三十数度まで上がったりすることも多くなってきているところでありまして、ことし、町立保育所、幼稚園全てのエアコン設置されたということで、それは安全・安心につながるものだというふうに思っておりますけれども、国のほうでは全国公立の学校の教室にエアコンを整備する方針ということで、予算の概算要求の中で計上するということが発表があったそうなのですけれども、その補助金とかどういふふうになっているのか、不透明ではあるのですけれども、そういった補助金も受けながら、町内の小中学校のエアコン設置が、今後、実際に進められていくというふうに認識でよろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今後、小中学校へのエアコンの整備ということでございますけれども、今後、小中学校の施設整備に関しましては、大規模改修事業を順次進めていかなければならないということがございます。これは優先的な課題でございますので、エアコンの整備を先行的に進めるということについては、難しいものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 大規模改修、全部全部の学校で並行して行うということにはならないのかなとは思いますが、大規模改修しないような学校では、優先的にと言いますか、やっていくのか。町内で一斉にそういったものを設置するという考えではないのでしょうか、やっていくところはやっていくみたいな形でされるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） エアコンの整備ということでございますけれども、まず先ほど申し上げました大規模改修につきましては、町内の小中学校ほとんどというか、全ての学校かなりの年数を経過しておりますことから、これは喫緊の課題でございます。32年度までに長寿命化計画を策定をいたしまして、その計画に基づいて順次整備を進めていく予定ではございます。エアコンの整備につきましては、先ほど国の交付金のお話もありましたけれども、確かに今回の概算要求で、要求額自体はかなりの増額をいたしておりますけれども、この交付金自体がエアコンの整備だけの交付金ではなくて、例えば学校にある塀の改修ですとか、学校施設そのものの改修事業に係る交付金なものですから、エアコンに特化したものではないということでございますので、この概算要求額が果たして最終的にどれだけの予算が国の予算になるのか、あるいはエアコンの整備に向けてどれだけ予算額が確保されるのか。それに加えて、エアコンの整備に関しましては、北海道の場合は平均気温が低いというようなこともございまして、月の平均の最高気温が低いというようなこともございまして、要望をできないということではないのでしょうか、要望してもなかなかつきづらいというようなこともございまして、なかなかエアコンの整備については、国の交付金も当たりづらいというようなこともございますので、ちょっと難しいかなというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 受けとめさせていただきたいと思います。

それで次に、学校となりますと、さらに考えますと、今度、学童というような考え方に発展はしていくのですが、先月8月、議会報告会アンド懇談会の中で、お子さん連れの女性の方が出席をされまして、貴重なご意見いただいたところなのですが、その中で学童保育所にエアコンを設置していただきたいというご意見ありまして、夏休み期間なんかは、朝から一日中子供がそこにいるということに、お預かりするということになるのですが、そういったご意見いただいたので、お答えさせていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは一日中いるのは、学童だけでなく小学校も同じなわけでありまして、そこはどれだけの耐えられる力があるかということを見きわめながら、どういった順を追って整備するのがいいのかということもありません。ただ、これは先ほどからやり取りがありますように、まさに補助ありきということになるのだろうというふうに思います。補助があって、それを活用して整備をしていくということが第一でありますので、それがどの程度当たるのか、それと現実問題として、どの程度子供たちが暑さによってダメージを受けるのかということも勘案しながら、これは進めていかなければならないだろうというふうに思っております。ですから、学童だけ先行するということは、今のところ考えておりません。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 何か所か学童保育所でお話伺いましたのですが、施設によっては日光が入りやすさだったり、風通しだったりという施設の構造の関係上だとか、あと児童の数だとかというこ

とで、エアコンの設置の緊急性なんかについては、緊急性あるようなところ、さほどそうではないようなところもあるのかなというふうに感じたのですけれども、本来であれば、公平に対応するのが望ましいのですけれども、施設によって必要性があるないといったところで、いろいろ実際の状況、話聞いてみて、いろいろ温度差があるのだなというふうには思ったのですけれども、そういった学童の中で、エアコン設置の緊急性があるというふうに特に感じたのが、つくし学童保育所なのですけれども、人数多いということもあり、人の熱気でさらに暑さが厳しくなるということで、施設自体も風通しが悪いということで、結構エアコンの設置については強く望まれていたのですけれども、いろいろ期間が限られているということもあるので、レンタルという方法もあるのですけれども、そういった設置の強い思いはあるのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ繰り返しになりますけれども、やはりこれはまず必要性をしっかりと確認しなければなりませんし、学童だけが先行するというにはなりません。これは小学校も同じなんです。状況は同じであって、あとは現場でいかに風通しをつくるかという工夫、過ごす場所の工夫もありましようから、そういったことを工夫していただいた中で、整備するとなれば、これは小学校と足並みをそろえてといいますか、そういう形を考えていかななくてはならないのかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 別に学童を先行してというふうには思っていないのですけれども、必要性が感じられる施設があるということで、そのことはもちろんお伝えしなければいけないことでありまして、設置に向けて、もう少し前向きに捉えていただきたいなというふうに思っております。

次に、ちょっとお時間ないので、森林バンク制度の運用のところに移りたいと思います。

管理できていない町内の私有林人工林ということなのですけれども、約13%、599ヘクタール、所有者では295名分ということで、森林管理計画策定されていなかったり、また実態も把握もできていないということで、来年4月以降、意向調査をするということだと思っておりますけれども、意向調査をしましても、例えば所有者の不明のところが出てくるということもあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはやってみないとわかりませんので、今この場で、あると思う、ないと思う、明確なお答えはできないというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 実際やってみないとわからないということなのですけれども、仮にあったとしても、手続を経てありますが、町で管理ができるようなそういう法律だというふうには聞いているところなのですけれども、この意向調査のかかる費用というのは、かなりかかってくるのかなと思うのですけれども、これは森林環境譲与税が充てられることになってくるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） それにつきましては、森林環境譲与税を活用して意向調査を行うということとしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） この森林環境譲与税なのですけれども、市町村に対しての割り当てということになってくるのですけれども、それというのはどのような条件下で配分が決められていくのか、もし金額もわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（香田 裕一） 森林環境譲与税でございますけれども、譲与額の10分の9に相当する額が市町村に交付される予定となっております。残りの10分の1が都道府県、それと各市町村に対する配分額なのですけれども、そのうちの10分の5の額を私有林人工林面積で、10分の2の額を林業就

業者数で、10分の3の額を人口で案分して譲与される予定となっております。これで、国で想定しております森林環境税の総額が600億円ということですので、これをもとに本町における額を試算いたしております。その額が平成31年から33年までが約各年1,100万円、34年から36年が各年1,700万円、37年から40年が各年2,400万円、41年から44年までが各年3,200万円、45年以降が平年度となりますけれども、3,900万円となっております。なお、各年の譲与額が異なるのは、森林環境税の賦課が36年からとなっております、31年から譲与税が交付されるもので、31年から35年までが、国の特別会計における借入金ですとか、36年から44年までが借入金の償還金、それと都道府県に対する配分の割合等が異なるため、各年の額が異なっているところです。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。

働き方改革について。

働き方改革とは「一億総活躍社会」を実現するため、非正規雇用労働者の処遇改善や時間外労働の是正など、労働制度の抜本的な改革を行うものです。

国が働き方改革を進める目的は、労働者が働きやすい環境を整備することであり、日本経済を立て直すためでもあります。

さらに、ことし6月には「働き方改革関連法」が可決、成立いたしました。

この法案は、残業時間の上限規制や正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」など、企業、労働者双方が注目する制度で、労働慣行に大きく変化をもたらすものと思われます。

そこで、本町の労働力の確保について伺います。

（1）労働環境整備に努める企業支援について。

①国は働き方改革を進める中小企業などを応援する制度を拡充しておりますが、その活用を含め、町は労働環境整備に努める企業をどう支援するのか。

（2）高齢者の就業促進について。

①65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援体制は。

②多様な技術、経験を持つシニア層が幅広く社会に貢献できる体制が必要ではないのか。

（3）テレワークの推進について。

①国が成長戦略の一環として推進しているテレワークは、パソコンや携帯端末などICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であり、ワーク・ライフ・バランスの充実や業務の効率化などが期待されている。本町としてテレワークに対する認識は。

②テレワークは優秀な人材確保や人材育成など、中小企業が抱える問題を解決する有効な手段と考えられるが、本町内における中小企業へのテレワーク推進についての見解は。

③自治体職員においても、働き方改革や生産性の向上、非常時の業務継続のためにテレワークは有効であると認識し活用している自治体も増えてきているとのことですが、本町職員におけるテレワーク活用についての見解と今後の計画は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「働き方改革について」であります。

我が国の労働市場は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や育児や介護との両立、働く方のニーズの多様化などの状況に直面しており、産業の担い手不足や消費の減退による経済への影響が懸念されております。

こうした中で、投資やイノベーションにより生産性の向上を図ることに加え、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題となっており、「働き方改革」は、この課題を解決するため、国が提唱する一億総活躍社会の実現、日本経済の再生に向けた最大のチャレンジとして位置付けられるものであります。

本年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「働き方改革関連法」が公布され、八つの労働関係法が改正されたところであり、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現することで、働く方一人ひとりがよりよい将来の展望を持ち得ることを目指すため、働き方に関する所要の措置が講じられることとなったところであります。

ご質問の1点目、「労働環境整備に努める企業支援について」であります。

このたびの働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制が導入され、年360時間、月45時間を原則とし、臨時的な特別事情がある場合でも年720時間、月100時間未満、複数月平均では80時間を限度とする規定が来年4月1日から、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を解消するための規定が、平成32年4月1日からそれぞれ施行されるなど、新たな制度が順次施行されます。

また、これらにあわせて、働き方改革推進支援センターなどの相談機関の開設や、長時間労働の見直しに取り組む中小企業に対する時間外労働等改善助成金などの国における各種支援や助成制度が講じられております。

こうしたことから、町といたしましては、まずは広報紙やホームページのほか、商工会を通じて、事業者に対する国等の制度の積極的な情報提供に努め、働き方改革の促進を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「高齢者の就業促進について」であります。

一つ目の「65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援体制」と、二つ目の「多様な技術、経験を持つシニア層が幅広く社会に貢献できる体制」につきましても、関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

人口減少社会に突入している我が国では、それに伴い労働力人口の減少が問題となっております。

近年では、団塊世代が60歳を迎える平成19年に、大幅な労働力人口の減少が予想されたことから、18年に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、企業に対して「定年制の廃止」や「65歳までの定年の引き上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講ずるよう義務付けがなされ、団塊世代の一斉離職の抑止につながったものと考えております。

しかしながら、我が国の人口推計を見る限り、今後も人口減少が大幅に改善することは当面見込まれず、労働力人口を確保するためには、さらなる改革が求められております。

こうした中で、意欲ある高齢者がエイジレスに働けるよう、多様な就業機会を提供していくため、国の働き方改革実行計画においては、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引き上げを進めていくための環境整備に向け、平成32年度までを集中取組期間と位置付け、助成措置を強化することとしております。

また、同計画ではシニア層が幅広く社会に貢献できる仕組みとして、ハローワークにおいて高齢者が就業可能な短時間等の求人を開拓するとともに、高齢者による起業時の雇用助成措置の強化や、シルバー人材センター、ボランティアなど高齢者のニーズに応じた多様な就業機会の提供が盛り込まれております。

こうしたことから、町といたしましては、今後の高齢者の雇用等に係る国の支援策の動向を注視するとともに、広報紙やホームページのほか、商工会を通じて事業者に対し、その情報を提供してまいります。

加えて、シニア層が社会に貢献できる体制としては、これまで勤めてきた会社で働き続けられることが培ってきた技術や経験を最も生かすことができ、また後継者への技術等の伝承としても最も確実に効果的な手段と認識いたしておりますことから、より多くの事業所が継続雇用年齢の引き上げに取り組んでいただけるよう、町といたしましても働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「テレワークの推進について」であります。

はじめに、「本町としてテレワークに対する認識は」についてであります。

テレワークとは、インターネットなどの情報通信技術（ICT）を利用することで、本来勤務する場所から離れ、自宅で仕事をするなど時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であります。

こうした働き方は、従業員の育児や介護による離職を防ぐことや、遠隔地の優秀な人材の雇用、災害時に事業が継続できるなど、企業・従業員双方に多くのメリットがあるほか、プライベートの時間を確保しやすくなるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現にも効果があるとされており、社会全体で広く期待される勤務形態と認識いたしております。

テレワークの拠点としてサテライトオフィスを設置し、業務を遂行するといった新たな企業形態も見られますことから、今後はこういった企業を含め、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「本町内における中小企業へのテレワーク推進についての見解は」についてであります。

国の「テレワークモデル実証事業」の企業アンケートにおいては、企業がテレワークで実施している業務として、「資料の作成・修正」「取引先等との連絡調整」「インターネットからの情報収集」などが挙げられ、その頻度もさまざまでありますことから、町内の事業所におきましても導入は可能と考えております。

なお、テレワークの導入に当たり、「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の三つの形態は、いずれも所属するオフィスから離れて仕事を行うため、労働時間の管理などの適正なルールづくりやICT環境、セキュリティ対策などが重要となりますことから、今後、国が策定する具体的なガイドラインの動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、「本町職員におけるテレワークの活用についての見解と今後の計画は」についてであります。

自治体におけるテレワークの導入につきましては、総務省の「平成29年版 情報通信白書」によりますと、職員を対象としたテレワークを既に導入している自治体は24団体で、全体の約2%となっており、民間企業全体での導入率13.3%と比較しますと、低い水準であることが報告されております。

これらの要因といたしましては、自治体職員の業務においては個人情報扱う割合が多く、テレワークとしてできる業務に限られてくることや、情報漏えい防止などセキュリティの確保が必要となること、さらには職員の労務管理などを検討すべき課題も多くあるとされております。

このことから、現状において本町でテレワーク導入については考えておりませんが、今後の社会動向や他の自治体の状況等に注視してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） それでは、再質問をさせていただきます。

労働環境整備に努める企業支援についてであります。大企業よりも人手不足感が強い中小企業、小規模事業者においては、生産性向上等に取り組むとともに、職場環境や優遇の改善などにより、魅力ある職場づくりが求められることと思っております。したがって、働き方改革の必要性については、各企業に対して、商工会を通じて議会の浸透を図る必要が重要だと私は感じるところであります。

国におきまして、さまざまな制度の拡充、延長、そして新規制度が講じられてはおりますが、企業自体がそもそも制度を知らないという声をお聞きいたしました。

実は、私、あることから、全国 100 万人訪問調査ということを行う機会がありました。訪問調査で、子育て支援、介護支援、中小企業支援、そして防災支援ということで五つの項目に分かれまして、全国 100 万人訪問調査ということを行ったのですけれども、その中では、質問しましてその回答をいただいた中で、この制度を知らないと答えた企業が 56%ほどあったそうでございます。もちろん、これは全国的な調査ですから、幕別町もその中にはもちろん入るわけなのですけれども、企業の中では、そのようないろいろな制度がありますが、この制度を聞いたこともないしわからないというようなことがすごく多いということでございますが、そういうことを町としては実態を把握しているのか、お聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（萬谷 司） 制度の周知の関係でございますけれども、町内の事業者のほうから、制度を知らないというお話は町としては伺っておりませんが、国のほうから関連法の広報紙の掲載の依頼ということで、本年 7 月に依頼を受けて、ホームページ等で現在周知をしているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） やはり大きな企業でしたらホームページやインターネットや何かで結構検索をしたりということもあるのですけれども、やはり小規模事業者、零細企業などにすると、なかなか難しい面もありながら、制度を知らなかった、またわかっていても制度の手続きがわかりづらい、大変だというような声もお聞きしたところであります。今後、商工会とも連携をしながら、中小企業また小規模事業者に、この制度のほうを理解していただけるよう、丁寧に対応していただきたいと思うところであります。

では、次に参りますが、次、高齢者の就業促進についてであります。

多くの企業は、今、深刻な人手不足に陥っております。労働需要を賄うには、女性、外国人などの就業促進も大事ではありますが、継続雇用で即戦力として働けるのは、高齢者であると私は感じるところであります。

国連が 65 歳以上を高齢者と定義したのは 1956 年。60 年以上も前になるそうですが、それから栄養状態、また医療も進歩して、もちろん個人差もありますが、当時と比べると身体機能がとても若く、今言う、いわゆるスーパーシニアという方が多いかと思うのですけれども、社会の活力を維持するには、この元気な高齢者に支える側に回っていただく必要があると思います。

そこで、まず地域における高齢者の就業について相談があるのか、また相談体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（亀田貴仁） 地域における相談体制についてであります。

直接、町のほうにその相談につきましては届いてはおりませんが、商工会であったり、その他国の機関なり支援する機関がございますので、そういったところでそういう相談支援を行っているふうに認識しております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9 番（岡本眞利子） 住民の方も、高齢者の方も働きたいという思いはあると思うのですが、なかなかどこに相談していいのかわからないという、ハローワークということがあると思うのですけれども、ハローワークだけに委ねるのではなくて、やはり町でも相談体制というのをとっていくべきではないかなと思います。

人生 100 年と言われる時代に今入っております。答弁にもありましたが、多くの事業者が継続雇用年齢の引き上げに取り組んでいただけるよう、町としても事業所に働きかけたいというふうにご答弁いただきましたが、これからは年齢に関係なく制限を設けるのではなく、シニアの就業のニーズに合うようなシニアの意思を尊重してあげることができるよう、事業所に働きかけるのも、町としても

支援になるのではないかとと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃることは十分わかりますけれども、ここはやはりお互いの契約ということになりますので、高齢者が望んでもやはりそこは事業主がこういった人材が欲しいんだということであれば、なかなかそのマッチングが成立しないということもあります。

ですから、私は一番答弁でも申し上げましたように、今まで働いていた方が、その知識、技術、経験を生かして働き続ける。65歳が70歳でも、あるいは75歳というのものもあるかもしれません。そこは、その方の肉体的な状況もありますけれども、そこで働き続けることで、後継者を養っていくということを、私は一番スムーズにいくのではなかろうかというふうに思います。

なかなか高齢者の方が一回引退して、ほかの事業所に雇ってもらおうというのは、なかなか難しいかというふうに思いますので、これは今ある事業所の経営状況、都合もありますけれども、そういった今言ったように、高齢者の継続雇用について要請をしまいたいというふうに思っております。

それと、先ほどの労働相談窓口の関係がありましたけれども、実はリーマンショック、平成20年の秋に、非常に失業者が増えたりもしたわけでありまして。それ以来、町としては総合的な労働相談窓口は構えております。ただ、知らないということも、ひょっとしたらあるかもしれませんので、そのことをしっかりと周知をした中で、労働相談を受け付けてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今、町長から答弁いただきましたけれども、これまで働いていた会社で働き続けられることが、最も確実で効果的な手段と認識しているということで答弁ございましたけれども、本当に私もそのとおりだと思いますが、会社の都合や何かもございますので、なかなか厳しい面もあります。しかし、日本人の手がけたこの技術というのは、本当に機械や何かのロボット化やマニュアル化では継承はできないと思いますが、その高齢者の今まで培った技術は、どのように継承していくか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、ちょっと技術的なことになると、私も詳しくわかりませんが、それはそこそこの技術を、ある程度なのですけれども、特許的なものもありましょうし、本当に熟練の技術というものも持ち合わせているかというふうに思いますので、そこはその会社の中で、後輩に対して教えていくということが一番なのかなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） そのためには、年齢制限なく本当に働けるまで働いていただきながら、その技術を継承していかなければいけないのではないかとと思います。

国の調査によりますと、60歳以上の4割が働けるうちいつまでも働きたい、70歳ぐらいまでかそれ以上まで働く意欲を示したという回答が出たそうでございます。企業で定年を迎えても働く意欲のある人が多いことから、帯広市ではことしから経済団体と連携をし、高齢者の仕事づくりに取り組んでおります。企業と高齢者のパイプ役として、就業開拓アドバイザー、アクティブシニアサポートセンターを設置し、両者のニーズを把握し、近郊の音更、もちろんこの我が町幕別町の方も参加され、就業につこうとされております。

その中で、私も先日そこに参加いたしまして、いろいろな話を聞かせていただきました。そうしましたら、やはり今町長がおっしゃったように、今まで会社にいたのを一回辞めて、また違う就職につくということは、なかなか難しいということでお話をいただいたのですけれども、なかなかこのマッチングするのが難しい、企業とそして働く側としては、なかなかそのマッチングするのが難しいということがございます。その中でも、やはり町としてもパイプ役として、少しハローワーク、また高齢者とそして町とが、三つが一緒になりながらサポートしていくことができないのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義）　ここで我が町だけの取組となりますと、極めて対象が少なくなります。それは職場もそうですし、働きたいという人数も少ないというふうに思いますので、今の帯広市の取組、ちょっと勉強させていただいて、私はこういったことは広域で取り組むべきだというふうに思っております。広域で取り組んだ中で、国、地方、そして関係団体が協力し合いながら、スムーズなマッチングに努めていくことが一番であろうというふうに思いますので、これについてはちょっと勉強する時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○9番（岡本眞利子）　やはり一度定年された方が、本当に再就職というと、自分の思っている仕事と、また体力が続くかということが一番心配で、そしてまた長い時間を働くのが大変だということもありまして、また企業の求めているもの、また働く者の求めているものが、なかなか合わないというのが難しいところであるかと思えます。

うちの町でも、高齢者の就業というと、すぐシルバー人材センターということで言う方がいらっしゃいますが、このシルバー人材センターは、60歳の男女が会員で、道内では2017年度末で会員が1万7,023人、7割が男性で平均72.7%。本町では現状120名以下で、この二、三年で70人くらい減少しているということでございます。

そもそも本町のこの社会福祉協議会は、昭和59年に高齢者の生きがいをづくりを目的として始められたそうですが、30年以上も経過した現在では状況が変化をしており、認識を変える時期が今来ているのではないかと私は思います。高齢者の長年培ってきた技術、また経験をお借りして、町に貢献していただけるような体制を町が構築していくべきではないかと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝　仁）　飯田町長。

○町長（飯田晴義）　確かに、今の高齢者就労センターについては、高齢者の生きがいをづくり、労働というよりは生きがいをづくりとして、これまで経過してきたわけでありまして。これを社会貢献をする組織に改編するというのは、これはなかなか難しいというふうに思えます。それは先ほど申し上げましたように、まずは職場というか仕事がどれだけ確保できるかということがありますし、また高度な技術を要するようなそういう仕事というのが、どれだけあるのかということもあります。それと、そういう技術、技能を持った方が単純労務ではなくて、技術、技能を持った方がどれだけ応募して来てくれるかということもありますので、やはり先ほど言いましたように、広域の中で私はマッチングをしていくということが一番であろう。

ただ、今後、就労センターを組織を改編するというのは、考えてみなければなりませんけれども、そんな簡単、生易しいことではなくて、どちらかということ、本当の単純労務といいますか、そういう種類の仕事がほとんどでありまして、それを変えていったとして、果たして組織として仕事が成り立っていくのかということがありますので、そこは今の場では私は極めて難しいというふうに思いますけれども、これはもう少し検討する余地はないわけではないなというふうに思います。

○議長（芳滝　仁）　岡本議員。

○9番（岡本眞利子）　町長のおっしゃることもわかるのですけれども、本町のシルバー人材センターは、単独ではなくて社協の部分の一部であります。さまざまな条件によりまして、雇用関係ではないということで、単発というか、臨時的、短時間の仕事を請け負って生きがいをづくりを目的としておりますが、しかしながら昨今の生活環境は、言うまでもなく大変厳しいものであり、悲しいことですが、どれだけ生きがいを持って生活をされている高齢者がいらっしゃるのか、本当にそんなに多くはないかと思えます。毎日毎日の本当に生活が精いっぱいではないかなと私は感じますが、本当に就労のお仕事というと、どうしても外仕事が多いのですけれども、そればかりではなく、やはりもう少し幅を広げた本当に生きがいをづくり、例えば学校の先生が退職されて、子供たちに塾ではないのですけれども、授業を、学習をして見てもらうとか、それ以外にも女性の方でそれらしき仕事を見ていただくというような、もう少し幅を広げていただくように、町と社会福祉協議会との連携を図ってい

くことはできないのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 事業主体は社協でありますので、そこは検討を要請することは可能であるというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、そのあたりはどうか検討をぜひともしていただきたいと思います。

では、3番目のテレワークについて質問をさせていただきます。

テレワークのテレとは離れた、ワークは働くという意味ですけれども、国内のテレワークの普及率は、総務省の平成28年度通信利用動向調査によると、13.3%にとどまっております。そもそもテレワークの認知度が低く、調査対象の半分以上を超える人が、テレワークについてほとんど聞いたことがないという実態で、働く人にとっては時間と場所にとらわれない、多様な柔軟な働き方を可能とすることから、働き方改革には不可欠だと私は認識するところでありますが、町といたしましては、どのように考えていらっしゃるかお聞きいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、働く方という側からではなくて、雇用者側から見て、そういった仕事、テレワークになじむような仕事があれば、それはそこで雇用するといったことになってくるのだろうというふうに思います。ですから、幾ら働きたい人が望んだとしても、それは何も変わらないわけで、やはり雇用者がまず自分の経営を考えたときに、いかに効率化を図るだとか、あるいは拡大を図っていく中で、このテレワークというものを、いかに国の支援なども受けながら導入していくかということの工夫が、まず検討が必要であろうというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 企業にやはり理解を得ていただくというのは、もちろん商工会と、そして町とも連携をしながら進めなければいけないと思うのですが、やはり行政として、もう少し商工会のほうにもプッシュをしていく必要もあるのではないかと思います、その点はいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 商工会というのは、商工会法に定めるれっきとした法人でありまして、独立しているわけでありまして。だからといって、町は全く関知しないということではなくて、商工振興であったり事業所の振興については、お互いに知恵を出しながらこれまでもやってきておりますし、その姿勢は何ら変わるものはないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） どうしても行政というのは縦割り行政で、ここまでは行政の仕事、ここまでは商工会の仕事というふうに、周りでは結構見られがちですので、本当に連携をしているという場面も数々あるのですけれども、なかなか理解されないところもあるかと思いますので、そういうところもしっかりと理解していただけるように進めていただきたいと思います。

では、2番目のテレワークの優秀な人材ということで、企業への推進ということで、今そのようにお話をいただいたのですけれども、中小企業に対しましては長時間の労働の削減、また生産性向上を考えると、柔軟な働き方であると私は感じるところであります。企業の中には、病気の治療で職場生活の両立されている方もいるかと思っております。治療には時間がかかり、体調も思わしくない。しかし、働かなくては生活に障害が起きるというような場面もあるかと思っております。そんなとき、この企業が理解をしていただいて、テレワークを活用することが、より働きやすい環境を整えるということになるのではないかと思いますので、しっかりと町といたしましても、この推進をしていただきたいと思っております。

では、最後になりますが、自治体職員においても働き方改革を進めていただきたいということで、どのように考えていらっしゃるかということですが、自治体職員の仕事はさまざまな業務があり、さらには窓口サービスも多く、多様な、重要な個人情報などがある中、テレワークの導入はかな

りハードルが高いかと思われま。職員が仕事と育児、介護を両立できるような多様な働き方を検討することによって、職員のワーク・ライフ・バランスの推進、多様な人材の確保、活用などの観点から有効でないかと思いますが、今すぐではありませんが、そのようなことも考えていくべきではないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） テレワークの制度そのものは、私は素晴らしいというふうには思ひております。ただ、これを我が町に当てはめたときに、導入できる、これを使える仕事があるかどうかということになってくるわけでありまして、はじめの答弁でも申し上げましたように、ほかの事例を見ても、どっちかということ、単純作業なのですね。データの打ち込みだとか、修正をするだとか、あるいは調べものですね、ネットから調べものをするだとかという仕事で、要は自分一人で行える、成果が出るような仕事に向いているというふうには思ひております。

これを我が町に当てはめたときに、継続的にこういった仕事があるのかとなったときに、実はありません。現状においてはありません。ですから、やっぱりテレワークに向く、向かない業務というのがあるわけでありまして、そういう業務が数多く出てきて継続的にそういった仕事があれば、私は導入すべきというふうには思ひますけれども、現時点においては、そういった仕事は見当たらないということでありまして。ですから、さきの答弁の一番最後にお答えしたように、今後、動向、仕事の内容を見ながら、検討は引き続きやっていかなければならないというふうには思ひております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町長の考えはわかりました。

では、最後になりますが、町長、ミッシングワーカーという言葉が聞かれたことございましてでしょうか。これ、ミッシングワーカーというのは消えた労働者という意味だそう。働き盛りの人が親の介護で仕事を辞めなくてはならないというようなことが、全国では105万人もいるそうでありまして。大変力がある方が働きたいが働けないというようなこの状況が、全国でもこれぐらいあるということございまして。ですから、労働力、労働意欲がある方が労働できないということは、少しでもなくさなくてはならないと私は感じます。働きやすい環境づくりが一番大切であり、少子高齢化の進行とともに、人口減少社会に突入している現代、私たちが健康で安心して快適に生活できる社会を維持していくためには、必要なものは何かということ、労働力と優秀な人材確保、育成が急務だと私は感じますので、そのことを申し上げて、今回の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩いたします。

14:51 休憩

15:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従ひまして、次の質問を行います。

町民と町が連携し防災対策を。

日本列島は、陸のプレート・海のプレートの境界線上に位置し、世界有数の地震国と言われております。1995年の阪神・淡路大震災以降、日本列島周辺のプレートの動きが活発化し、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震などの地震が頻発し、日本列島は活動期に入っております。

十勝では、1952年3月にマグニチュード8.2、1968年5月にマグニチュード7.9、2003年9月にはマグニチュード8.0の十勝沖地震が起き、多くの被害を受けています。政府の地震調査委員会は、今後30年間に震度6以上の地震に見舞われる確率は、道東地方で約70%と予測されています。

気候が変化し、全国的に今までとは違い、規模が大きく被害が甚大な水害が起きています。気候の変動は地球温暖化と深く関わっているとされ、北海道での水害のあり方も変わってきたと報告されています。2016年には、十勝・幕別でも農業被害や家屋被害の影響で生活設計を変更せざるを得なくなった町民もいます。

災害の時代はさらに続くと予測されています。災害に備えた地域住民の連携や町の公的責任を果たすため、さらなる職員の研修が求められています。

よって、以下の点について伺います。

(1) 避難所について。

①特に札内地域の避難所の確保は十分なのか。

②高齢者、障害者、乳幼児に対応できる福祉避難所はあるのか。

③外トイレの整備状況は。

(2) 災害備蓄用品の整備状況とダンボールベッド、組み立て式トイレの確保は。

(3) 次世代に向けて、小中学校・高校で防災教育を。

(4) 自主防災組織の取組状況は。

(5) 冬期や夜間の防災訓練に取り組み、訓練の継続を。

(6) 災害は予測なく起こるため(特に地震)、職員の総合力が求められます。さらなる研修を。

以上です。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 野原議員のご質問にお答えいたします。

「町民と町が連携し防災対策を」についてであります。

近年、全国各地で異常気象などにより、地域住民の生命、財産を脅かす災害が多数発生しており、本年7月に発生した「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心として全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、河川の氾濫や土砂崩れ等により、221名もの尊い命が奪われたほか、住家被害が5万棟を超えるなど人命、財産に甚大な被害が及んでおります。

また、9月6日午前3時7分に発生した平成30年北海道胆振東部地震は、震度7を観測する北海道史上最大規模の大地震となり、道央を中心に多数の死傷者や安否不明者が出たほか、道内全域で大規模な停電が発生し、本町でも長時間にわたり停電状況が続いておりましたが、6日の深夜から町内の一部地域で電力の供給が始まり、7日午後10時23分には町内全域で完全復旧したところであります。

本町では、災害応急対策を円滑に実施するため、平成27年4月に「幕別町防災訓練計画」を策定し、27年度から計画的に地域防災訓練を実施しており、昨年度までの3年間で、43公区、1,499人の方に参加をいただき、災害発生時における的確な避難行動を習得し、自分や家族を守る「自助」の意識をはじめ、地域で協力し合いながら防災活動に取り組む「共助」の理解が進むなど、防災活動の意識の醸成が図られているところであります。

ご質問の1点目、「避難所について」であります。

一つ目の「札内地域の避難所の確保は十分なのか」についてであります。

北海道防災会議地震専門委員会が平成26年3月に公表した「地震被害想定等調査結果報告書」では、冬季の早朝5時に十勝平野断層帯主部の内陸型地震、マグニチュード7.4が発生した場合における本町全体の避難所生活者数は6,173人とされており、このうち札内地域の避難所生活者数を人口案分により算出した場合は、4,496人になるものと推計しております。

「幕別町地域防災計画」では、災害時において、家屋の倒壊や焼失により住居を喪失した場合や被災の恐れがある場合など、居住することができなくなった方を収容するための避難所を指定しており、札内地域における地震時の避難所として、37施設を確保し、1万1,665人が収容可能となりますことから、札内地域の避難所生活者数4,496人を上回っている状況であります。

また、洪水時の避難所として、10施設を確保し、5,370人が収容可能となりますが、浸水域が拡大し避難者数が多くなることに備えて、高台にある宿泊施設や高等学校と災害協定を締結し避難先を確

保しているほか、最大浸水深が 50 センチメートル未満の区域にある 2 階建て以上の住宅では、高層階への垂直避難も有効な避難方法となり得るものと考えております。

今後も、気象予測精度の高度化や河川管理者との連携強化により、早い段階において、安全に避難行動をとることができるよう、迅速かつ的確な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の「高齢者、障害者、乳幼児に対応できる福祉避難所はあるのか」についてであります。

福祉避難所については、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する方、いわゆる要配慮者が、安心して避難生活を送る環境が確保できる収容場所であり、本町では、幕別本町地区に 4 か所、幕別農村地区に 1 か所、札内地区に 4 か所、札内農村地区に 3 か所、忠類地区に 1 か所の計 13 か所を選定しております。

三つ目の「外トイレの整備状況は」についてであります。

本町では、外トイレの整備は行っておりませんが、学校や公園の外トイレの利用や、町内のリース事業者 2 社と災害協定を締結しており、仮設トイレが避難所に配置されることになっております。

質問の 2 点目、「災害備蓄用品の整備状況とダンボールベッド、組み立て式トイレの確保は」についてであります。

避難所において必要となる食料、生活必需品及び資機材等の災害備蓄用品については、道が公表した避難所生活者数 6,173 人を基準として、平成 27 年 3 月に「幕別町防災備蓄計画」を策定し、27 年度から 31 年度までの 5 か年間で計画的に備蓄を進めております。

平成 29 年度末までの災害備蓄用品の整備状況については、主なものとして、アルファ米や缶詰パンなどの食糧備蓄が 1 万 6,209 食、飲料水が 3,609 リットル、毛布が 3,223 枚、組み立て式ダンボールトイレが 3 基のほか、ポータブルトイレ 50 基を備蓄し、92.6%の進捗状況となっております。

また、ダンボールベッドについては、災害備蓄庫での占有面積が大きいため、備蓄する計画はありませんが、本年度中にダンボールメーカーと災害協定を締結し、避難の長期化が想定される場合には必要数を速やかに運搬搬入していただけるよう、手続を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「次世代に向けて、小中学校・高校で防災教育を」についてであります。

防災教育は、さまざまな危険から児童生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものであり、災害に適切に対応する能力の基礎を培うことを狙いとして、あらゆる教育活動を通して基礎的な防災知識の育成に努め、災害時の対処方法について学習するものであります。

教科指導につきましては、学習指導要領において、小中学校の教科にも位置付けられており、例えば、小学 5 年生の理科では、「川と災害」といった教材の中で、水の流れから洪水の危険性を学ぶことや、自分の住んでいる地域の川による災害を防ぐ取組などの学習を行っております。

さらに、本年度から教科となりました小学校道徳においても、災害を題材に、多くの支えによって今の自分があることへの気づきや、生きていることへの感謝を学ぶ授業も展開しているところであります。

また、中学校の社会では、自然災害と防災への取組として、東日本大震災などの具体的な事例を示しながら、さまざまな自然災害とその地理的要因や背景、防災・安全への意識や態度を養う学習に取り組んでおり、平成 31 年度から教科となる道徳の中でも、防災教育を題材とした 19 の教材が盛り込まれております。

このほか、各小中学校では、特別活動の学級活動や学校行事、総合的な学習の時間などを利用し、防災教育を進めておりますが、実践的な学習といたしましては、全ての学校で火災や地震災害等を想定した、安全な避難と対応に向けた訓練を実施し、非常時に備えているところであります。

防災教育を通して、児童生徒たちが災害時における危険を認識し、日常的な備えや状況に応じた的確な判断のもとに、みずからの安全を確保する行動ができるようになることや、自然災害のメカニズムをはじめとして、地域の自然環境や災害、防災についての基礎的な事項を理解することは重要であると認識しており、今後も引き続き防災教育を進めてまいります。

なお、高校における防災教育につきましては、町が所管する高等学校が存在していないことから、

実態は把握しておりませんが、学習指導要領において地理歴史や保健体育、総合的な学習の時間といった教科や領域等で示されていることから、小中学校と同様に防災教育を実施しているものと考えております。

ご質問の4点目、「自主防災組織の取組状況は」についてであります。

本町の自主防災組織については、本年8月末現在で、113公区のうち45公区で組織され、組織率は39.8%ですが、全世帯数に対する組織されている公区の世帯数の割合では、63.7%となっております。

地区別では、幕別地区が20公区中8公区、札内地区が41公区中27公区、忠類地区が14公区中10公区で組織されており、農村地区にあっては、公区のほか農事組合も組織されるなど、日常的に住民の結びつきが強いことから、これら組織による共助が図られているものと考えております。

今後とも公区における自主防災組織の組織化は災害時における共助の要となりますことから、引き続き公区長会議や出前講座等で働きかけてまいりたいと考えております。

また、一部の自主防災組織では、防災用資機材の整備や出前講座等による防災意識の向上に努めているほか、「自助」「共助」を念頭においての避難行動を中心とした地区防災訓練を実施している公区もあり、さらには、同一避難所に避難する複数の公区が連携し、広域的な自主防災組織として、毎年テーマを設けて防災訓練や研修会が実施されているところであります。

ご質問の5点目、「冬期や夜間の防災訓練に取り組み、訓練の継続を」についてであります。

平成27年度から実施しております地域防災訓練については、大規模地震を想定し、発災時において的確で迅速な対応ができる判断力と行動力を身につけ、さらには自助、共助の役割や防災意識を高めいただく機会であり、要配慮者を含む参加された方が安心、安全に避難行動ができるよう、明るい時間帯に実施しているところであります。

また、災害は、季節や時間帯などに関係なく、厳寒期の早朝や夜間など悪条件の中においても発生する可能性があります。冬期や夜間の防災訓練については、参加された方の安全面を十分に配慮する必要があります。まずは、地域防災訓練において的確で迅速な避難行動を身につけていただくことが重要であります。

平成27年度から計画的に実施している地域防災訓練は、平成31年度をもって終了となりますが、発災時における地域の要配慮者の避難誘導や安否確認等の即時即応の対応は、自主防災組織が不可欠な存在となるものであり、地域防災訓練の参加を一つのきっかけとして、自主防災組織による継続的な訓練が実施できるよう、支援を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「町職員のさらなる研修を」についてであります。

職員の防災に関する研修につきましては、災害時に迅速に対応できる知識と技術を身につけることを目的に、平成27年度から、町で実施している地域防災訓練を職員研修に位置付け、当該地域の避難所担当職員及び新規採用職員を対象に、災害初動期における体制構築、役割分担の確認、情報処理方法など、災害対策本部との連携や避難所運営に係る実地訓練を実施しております。

また、本年4月には、役場庁舎の閉庁日に震度7の大地震が発生したということ想定し、幕別地域在住職員による災害対策本部の設置訓練を実施したほか、7月には、避難所の開設、運営を図上で疑似体験する避難所運営ゲーム「D0はぐ」を、防災環境課の職員が講師を務め、職場内研修として実施したところであります。

この「D0はぐ」は、避難所を運営するに当たり、災害発生から数日間におけるさまざまな事象への対応を、カードゲームとして疑似体験することにより、避難所での問題点や課題に対し、どのように対処し行動すべきかを見出すもので、全道各地の防災研修で幅広く活用されております。

今後におきましても、実地訓練やシミュレーション研修はもとより、予期せぬ災害、特に地震等に対する的確に対応できる危機管理能力を高めるための研修を計画的に実施し、災害時等において職員個々が迅速かつ適切に対応できる能力向上に努め、危機対応に対する組織力の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 再質問いたします。

今、ご答弁の中で、地震のとき札幌地域 37 施設、それから洪水時のときには 10 施設、このように答弁していただきました。

私の知る範囲では、この防災のしおり、これを参考にしているところですが、この防災のしおりの中には、その施設など、このところが明らかにされておりません。こういうところをしっかりと町民に周知していくことが必要ではないかなというふうに考えております。

というのは、今、東部地震が起きましたよね。そういう中では、やはり政府の地震調査委員会で公表された地震の予測では、30 年以内に震度 6 以上の揺れが起こる確率は、胆振地方では 8.5 とされておりまして。十勝地方では 22% ですよ。そして、道東地方では 70% と報告されている中での胆振地方での今回の地震ですから、この十勝地方でも、いつどういう状況になるかわからない、こういう状況になってきております。そういうときには、災害が起きたときに、被災した方々の生活が安全で衛生的、ここが大事だと思うのですが、こういう避難生活を送ることができる体制を整えておくことが必要というふうに考えております。

それで、限られた地域が災害に遭ったときに、指定された避難所で対処できない場合、他の避難所を使用することも考えられますけれども、スムーズに対処できる体制も整えていくことが必要だという前段があって、はじめの質問なのですが、このしおりから見ると本当に不安があったのですけれども、このように収容が可能だという答弁だったのですけれども、このしおりとこのギャップは、どのように読み解いていったらいいのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 防災のしおりに載っている避難所ですけれども、これは指定避難所として挙げさせていただいておりまして、今回ご答弁させていただいている避難所には、2 次避難所も含めてご答弁させていただいております。ですので、まずは指定避難所に避難していただいて、入らなければ 2 次避難所という流れで考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そうしますと、指定避難所で収容できなかった場合には、2 次避難所に誘導するという、そういう体制だということですね。

そうしますと、そういう体制をスムーズに行えるような体制は整えられているのでしょうか。そこがやはり 2 次避難所に避難するという場合には、避難された方が多いということですよ。そういう場合に、今の職員の体制で、それがスムーズにできる体制が整えられているのかどうか、その辺はいかがなのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） まず、指定避難所には避難所担当職員という職員を割り当てておりまして、避難してくる避難者の人数をもとに、入り切らないと判断すれば 2 次避難所を開設すると。しおりに 2 次避難所を載せていない理由としては、最初から 2 次避難所に避難される方もいらっしゃる。そうすると職員の数が足りなくなってしまうので、まずは 1 次避難所に避難していただいて、状況を見て 2 次避難所を開設するというところでございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） では、そういう体制はしっかりと整えられているという認識でよろしいのでしょうか。はい。

それで次に、福祉避難所なのですけれども、13 か所選定されているとしていますが、この周知はどのようにされているのでしょうか。また、これは町民にきちっと周知する必要があると思います。と

いますのも、福祉避難所には、もちろん車椅子のトイレですとか、それから乳幼児が収容、そういう子供たちですとか、それから、さまざまな障害を抱えている人たちが収容される福祉避難所というふうには私は押さえております。それで、そういうところに、福祉避難所に避難する前に、避難所に車椅子対応のトイレなどがありますと、そこで避難できる避難者もいらっしゃるのではないかと思うのですよね。車椅子がなかったら、やはりどうしても福祉避難所に行かざるを得ない、こういう状況になっていると思います。私の調べた範囲では、札内の北コミセン、それから忠類のコミセンに車椅子対応のトイレがないというふうには押さえておりますけれども、そういうところも整備しながら福祉避難所の整備もきちっと進めていく、そういうことが必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 福祉避難所ですけれども、13の福祉避難所がありまして、全て身障者トイレは整備されております。

福祉避難所なのですけれども、1次避難所とされているところも、福祉避難所に指定しているところがあるのですよね。つまり1次避難所に避難してきて、要配慮者が来たときには、ある程度スペースを仕切って、そこを福祉避難スペースとすると。それも含めて福祉避難所としております。それで、福祉避難所とするところには、身障者トイレがあるところを全て福祉避難所と位置付けているところでもあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 答弁漏れですが、主たる避難所に、今言いましたように、札内の北コミセンと忠類のコミセンに車椅子対応のトイレがありません。そのところはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 済みません。今、福祉避難所と言われているところが13か所ありまして、今おっしゃった札内北コミセンは福祉避難所になっていない。

まず、幕別北コミセン、南コミセン、保健福祉センター、鉄南ふれあい交流館、明野近隣センター、札内コミュニティプラザですね、それと札内南コミュニティセンター、千住西ふれあい交流館、途別ふれあい交流館、暁近隣センター、稲志別近隣センター、北栄近隣センター、そして忠類の福寿の13か所になっております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） この防災のしおりでは、指定避難所、地震の場合、札内北コミュニティセンター、忠類コミュニティセンター、赤丸がついているのですが、これはどう見るのですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今、ご質問がありました札内北コミュニティセンター、これは1次指定避難所となっておりますが、こちらは身障者トイレがございません。そういった場合は、2次避難所として指定しております今言った13か所の中から、近い施設を優先して、要配慮者、障害者も含めて2次避難所として使用していただくということも考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 忠類。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 忠類コミュニティセンターも身障者トイレがございませんので、2次避難所として指定しております福寿ですね、こちらのほうを使用していただくと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 考え方はわかりました。

それで、2番目の災害備蓄用品の整備状況、私ここで質問したいと思っていたのですが、今、町の考えでは、北コミセン、忠類コミセンには1次避難所だけでもありませんということでしたね。

今、避難所の基準といたしまして、スフィア基準というのが、今言われております。このスフィア基準というのは、災害で生き延びた後、身を寄せる避難所で命を落とす深刻な現実、そのような事態を防ぐために、避難所運営マニュアルにスフィア基準というのが盛り込まれるようになっております。これは、アフリカルワンダの難民キャンプで多くの方が亡くなったことを受けて、国際赤十字社が20年前につくっております。その後、災害の避難所にも使われるようになりまして、紛争や災害の際の避難所の環境について、最低限の基準を定めています。

それで、例えば住むところですが、今、熊本地震や何かでも、1畳に1人という、そういう状況があったということで、本当にひどい状況で避難されているという、そういうことも報道されておりました。

私も調べてわかったのですが、スフィア基準というこの自体は、行政や専門家の中で、今少しずつ使われてきているということで、南海トラフと巨大地震の被害が想定される徳島県、ここでは、平成29年避難所運営マニュアルにスフィア基準を盛り込んでいるということです。それで、国も平成28年につくった避難所の運営のガイドラインに、参考すべき国際基準として紹介しています。最近ですよ、それが言われております。

それには、日本列島の災害も本当に大変今多くなっております。そこでの避難所の生活が、本当にひどいということ。例えば、2年前の熊本地震で、災害関連死と認定された方が221人、平成30年4月現在です。これは、建物の倒壊等の地震の直接の影響で亡くなった人は50人で、その人の4倍以上、こういう調査も明らかになっております。

そういう中で、やはり日本の避難所を調査したところ、本当に難民キャンプと同じような状況の避難所だということで、これからはこのスフィア基準を基準にした避難所の整備をしていくべきではないか。それを考えますと、1人当たり3.3平方メートル、大体2畳ですね、それが必要ではないかと言われております。

そういう基準に照らしてどうなのかということ、2番目で私は質問したいと思っておりましたが、今この第1問のところ、避難所が十分に確保されているというお答えだったので質問をいたします。

それで、そのスペースと、もう一つ大事なのが、やはり休むときに、2番目ですがダンボールベッドですね。これが本当に大事だということで、床での雑魚寝よりも快適で衛生的な上、ベッドの上で休むということで、その下が収納箇所になることでスペースもより多く、広く使える。そのために、このダンボールベッドもちょっと高くなりますので、環境的にもそれからスペースをとる意味でも、このダンボールベッドの整備が必要だと言われております。

それから、もう一つですが、トイレですね。このトイレも、やはり、持ち運び可能な簡易トイレ、これは手を汚さずに処理できるし清潔を保つことができる、ということで、トイレの整備も言われております。そういう中で、避難所のトイレですが、これは20人に一つの割合で設置されることが望ましいと、この基準では言われております。それで、もう一つ大事なのが男性と女性の割合、これが1対3の割合で必要だと言われております。というのは、一般的にトイレにかかる時間が、女性は男性よりも3倍の時間がかかる、それでこの基準が必要だということですね。

海外では、被災者の置かれた環境が悪いことを人道的な問題と捉えているために、今、取組が進んでいる。それで、日本でもこのスフィア基準をしっかりと基準を定めて整備していくべきではないか、こういうようなことが言われまして、徳島県ではそれを基準につくられているということです。

それで、1番に戻りますけれども、このように収容できる施設を十分に確保していると、今お答えいただきましたけれども、その基準に照らしてどうなのかということも、これから町としても考えていかなければならない、このように思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） スフィア基準、ご紹介をいただきましたけれども、面積で言うと3.3平方メートル、1坪でしょうか、我が町が道の基準に基づいて積算をしているのが1人頭2.0平方メートル、2平米ということになりますから、その面積、場合としても、今の札内地域においては十分に充足する

ような面積が確保されているというふうに認識をしているところであります。あと、いろんな基準があるかというふうに思います。避難が長期化すれば、当然、避難所のグレードというのですかね、要件というのは当然上がってくるというふうに思います。ただ、災害はいろんなケースがあります。短期的にすぐ1時間、2時間で帰る場合もありますし、これは何日もそこで寝泊まりしなければならない場合もあります。さらには、それを超えて、避難所ではなくて避難住宅を確保して、そっちで生活するという場合も出てきますので、そこは、私は、ケース・バイ・ケースに応じて、その基準というものを意識しながら、どの程度、今の我が町の避難所というのは要件が備わっているのか、それを避難生活に応じてどのぐらい対応できるかということは、検証しなければならないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 長期になった場合には仮設住宅、それはもちろん必要だと思うのですが、1か月2か月、そういう数か月の避難生活の場合には、やはり今の基準で例えば3.3平米必要だとすれば、ダンボールでこう囲って、個人情報ですとかそういう個人のプライバシーを守る、そういうことも今工夫されております。ですから、今すぐできるとは思いませんけれども、これからの災害に備えて、検討していくことが必要ではないかという提案をさせていただきます。

それと、北コミセンと忠類は、福祉避難所に指定されていない。いや、どちらにしても、日常、北コミセンとかそれから忠類のコミセンは、災害でなくても、一般住民の方が、ちょっと離れますけれども、たくさん利用される施設ではあると思うのですよね。ですから、そういうところの車椅子対応のトイレを整備していくというのは必要ではないかと私は思ったのです。実は、北コミセンにちょっと行く用事がありまして、見せていただきました。車椅子も普通ですから入らないのですよね。もうあと、もうちょっと広くすれば、車椅子対応のトイレできるのですよ。ですから、そういうことも考えて整備していくことも必要ではないか、これは一つ提案としてぜひ検討していただきたいと思えます。

それで、数か月の避難の場合には、やはり個人のプライバシーを守れるような、そういう対策をぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。これはダブリました。

それから、今回の地震に遭いまして、一般質問の項目にはないのですが、二、三、気になるところがありますので、お答えいただければお答えしていただきたいと思えます。

今、幕別全体で停電になりました。そういう中で、平日の停電ですので、本庁舎、札内、コミプラ、それから支所がありますよね、糠内出張所、忠類の支所、そういうところでもやはり住民に直結して行政をやり、そこから情報を発信していく、そういうところで電気がストップしてしまいますと、スムーズに行きません。それで、忠類の支所には発電機がなくて調達した、運んだというのを聞いております。そういうところで、発電機をやはり備蓄しておくことが必要ではないかというふうに思えます。それから、糠内の出張所の状況はちょっとつかんではないのですが、そのところもどうだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 地域振興課長。

○地域振興課長（川瀬吉治） 忠類総合支所では、受電設備はあったのですが、発電機は防災協定によって借りるという予定だったのですが、その発電機については全部出払っていたということがあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 糠内出張所長。

○糠内出張所長（天羽 徹） 糠内出張所につきましては、駒島出張所もあるのですが、糠内につきましては、6日、7日につきましては終日停電でありまして、唯一ピンク電話が通信機器として残っていたところがございますが、7日の午後から、固定電話、ピンク電話につきましても、通信ができなかったような状況でございます。

駒島につきましては、7日には電気が復旧いたしまして、通電しているような状況でございます。

発電機については用意しておりませんで、今申し上げましたとおりの状況でございました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） やはりこういう災害がこれから起きる可能性があります。そこに住んでいる住民が、人数が多い少ないに関わらず、そういうところから町民に情報を発信し、業務を進めていかなければならない。こういうことを考えますと、やはり発電機をきちっと備蓄しておく必要があるのではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 業務を平常どおりやらなければならないのかどうなのかということにも、私がかわってくるわけで、例えばそこで証明書の発行等を行っている、それが本当に非常時において必要なものなのかどうなのかと考えたときに、必ずしもそうではなくて、それよりはむしろその地域住民にとって、支所、出張所があることによって非常に安心感が出るよといったところで判断をしなければならないと思います。

ただ、忠類は、これは今回、受電、電気は受けられるけれども、発電機が調達できなかったということでありますので、これは、しっかりと幕別町忠類総合支所分として確保がされるように、これは、災害協定に基づいて担保していきたいというふうに思っております。

ただ、糠内と駒島につきましては、必ずしも発電装置があるかどうかについては、ちょっと検討しなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 忠類地域でこれから考えていかなければならないと。きちっと整備していくと。完備、常備しておく。

いや、業者との提携によって借り受けするような手だてをとっていたけれども、業者に借りることができなかったという、そういうお答えでしたよね、今。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 災害協定によって、忠類総合支所で発電機が必要になったときに、絶対持ってきますよというところまで、災害協定が行き着いていなかった。ですから、隣町の大樹は、災害協定の中で、もう既に確保しているものがあつたので行ったのですが、忠類のほうに回ってこなかったということ。回ってこなかったということ、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、災害時、非常時において、忠類総合支所にも必ず発電機が当たるような、そういった協定を結んでおけば支障がないのかなというふうに思っておりますので、そういう方向で協議をしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 私、それでもちょっと不安があるのですよね。実は、幕別の畜産農家の方々、搾乳ありますよね。それで、発電機のないところがあつたので、農協職員が朝早く起きて、業者からばつと集めて、それで発電機を用達して搾乳をきちっとできた。よつ葉も受け入れてくれたので、被害がなかったと聞いております。ですから、協定がしっかり守られるような協定だったらいいのですが、大規模に発生したときに、そこに備蓄がなかったときに、協定はありますけれども、借りられなかったということがないような協定をしっかりと結んでおかないと、一気にですから、そういう心配も私はあるのではないかと思います。そうであれば、やはり備蓄しておくことが必要ではないかと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 忠類においては、業者が調達したという情報ではないです。我々がつかんでいるのは、農協が持っている発電機を使い回しをした、それで対応したということでありまして、借入れはしていないという、そういう認識であります。

それと、業者から借りるとするのは、これは、公共用に必ず優先的に、一番に忠類総合支所に持って来て下さいというところの詰めだと思ひますので、そこをしっかりとやっていきたいというふう

に思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 次に、自主防災組織の取組なのですが、これは5年間で終わるということですが、やはり自主防災組織というのは非常に大事だと思っております。この防災組織がきちっと地域で根づいていけば、いつ、誰が、どういうときに、どういう人たちを、避難困難な方たちに手だてをとれるかということが大事だと思いますので、引き続きこの防災訓練はその自主防災組織に任せられるような、そういう町は計画の中に組み込んでいかないということなのですよ。その地域、その地域で行っていくということであれば、やはり訓練をされているその地域はいいのですが、されていないところが置き去りにされてしまう可能性もありますので、やはりきちっとした防災訓練を、これからも町も一緒になってやっていくことが必要だと私は思っておりますので、ぜひ、町も働きかけて訓練をやっていくことが必要ではないかというふうに思います。

それと同時に、冬とか夜間の防災訓練なのですよ。明るいうちに行うという答弁だったので、町内会の公区の役員とか希望する方、それと町と一体となりまして、そういう冬場ですとか、それから夜間ですとか、そういうときに訓練を行うということが、実際に何が課題なのかということも明らかになりますので、そういう取組も進めていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 防災訓練、平成27年度から5か年計画で市街地地区を一巡しましょうと。そして、あわせて、その防災訓練を実施したところにおいては、それが終わりではなくて、それが始まりとして自主的な訓練を毎年毎年やっていってくださいということを、ことしは4年目ですか、繰り返してきているわけでありまして、現に、そうやって自分たちで自主的に訓練をしている公区もありますし、広域、答弁で申し上げましたけれども、避難所を同じくする公区が連携して、共同で避難訓練もやられているということがありますので、ここは、まずは避難訓練でも一番の目的というのは、いざというときに、まずは自分で自分の命を守る、安全を確保する、家族も含めて、その自助の部分をしっかり、どう避難行動をとればいいのかということを確認していただくと。それと、次に隣近所ですね、隣近所の安否確認をしっかりしてもらって、その情報を、公助ですね、公のところにつなげていくことが必要でありますので、その自助と共助のところを、まずどう行動すればいいのかということに主眼を置いているわけでありまして、そこをしっかりと認識していただければ、あとは、私は、町の防災訓練を始まりとして、2年目、3年目、4年目と継続してやっていただけるというふうに思っていますし、もし町の手助け、支援が必要だということであれば、それについてはやぶさかではありませんし、ただ、やはりここは、自分たちが自分の命あるいは仲間の隣近所の命を守ると、必要性があってやっていただかなければならないことでもありますので、町が押しつけるということでは、実のある訓練となるとは私は思えませんので、そこは、まずは地域の公区の皆さんが、しっかりと訓練の大切さということを確認していただいて、自主的に訓練をやっていただく、そういうような要請というか説得といいますか、そういったことをやっていきたいと思っておりますし、出前講座の中でも、そういったお話もさせていただいているところであります。

それで、夜間あるいは冬場の訓練でありますけれども、これも、防災訓練をやっつけがをしていては何もありませんので、先ほど申し上げましたように、まずは自分の安全を身を守る、そして隣近所はどうなっているかをしっかりと把握した上で、公助につなげるというところをまずできなければ、いきなり朝、早朝やる、夜間やるということにはなりませんので、それは地域での自主訓練に委ねるところが大きくなるかというふうに思いますし、そこでお手伝いができる部分があれば、それはお手伝いさせていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 自主防災組織、今、組織されて自主防災組織をつくっているところは、私は、今、町長のお答えで、自主的にできるのかなと思うのです。自主防災組織のないところの手だてこそ、この5年間で訓練を終わった時点で、そういうところにどうやって共助、公助、自分の身は、自分の身

をきちっと守るのですよ、そういう意識を持ってもらう、そしてそれを町がどういうふうに応援していくかというところをきちっと町民に知ってもらう手だてをとっていくこと、その部分をなおざりにしてはいけないと思うのです。だから、そういう意味でも、自主防災組織を引き続ききちっと構築して、訓練もしていくという姿勢を、町が示していくことによって、その地域でもやはり訓練の必要性、防災の必要性を身につけていくのではないかと思います、その点大事だと思いますので、もう一度伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町が主催する防災訓練を終えたところで自主防災組織がないところ、ちょっと詳細には押さえておりませんが、1回目の答弁でお答えした市街地で申し上げますと、幕別が20公区中8公区、札内が41公区中27公区、忠類が14公区中10公区が、自主防災組織ができています。ことでもありますので、恐らくできていないところも、ひょっとしてあるかなというふうに思います。ただ、幕別は、28年の台風災害がありましたので、遅らせたのですね。あの年はやらないで、やろうと思ったところもやらないで遅れていますので、そういったこともあって、私は、20のうち8になっている、数字が上がっていないのだということも認識しております。ただ、やはりできていないところについては、あくまでも自主的にやっていただくのが一番でありまして、そこに我々がお手伝いをしていくということを基本にしてやっていただければありがたいと思いますし、出前講座の中でも、その辺の必要性、防災訓練の必要性、自主防災組織の必要性というものは十分訴えてきているわけがありますので、そこはやはり何といても、地域住民の方がやる気にならないと、これは機能しないのです。そこを、重要性というものを説得、説明したいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 自主防災組織のきちっと立ち上がっていない公区に対する町の姿勢は、私は非常に弱いと思いますので、そこをもっと検討してやっていただけるように、力を注いでいただきたいと思います。

あと、職員の研修なのですけれども、やはりこの災害時のときに、職員の本当に防災だけではなくて、対策だけではなくて、行政全般、それから教育など各分野に横断的に関わる部分が対策を考えなければならぬ、そういうことが求められるというふうに思います。ですので、そういう、今、図面上の「DOはぐ」をされているということなのですが、あくまでも図面上、私これを否定するものではないのですけれども、やはり実際に災害に遭った自治体に職員を派遣して、そういう体験をきちっとして身につける、そういうことも大事だというふうに思いますので、被災された自治体への支援を積極的に取り組むことが大事だというふうに思います。

それと、もう一つなのですが、災害のときに、大規模な災害があったときに、正職員だけでは対応できない部分があるのではないかと思います。それで、非正規職員も、そこに応援で入る可能性もあると思うのです。そういうときに、正職員に対する対応ですとか、正職員が事故に遭遇したときの補償ですとか、そういうことも考えて対処しなければならないというふうに考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 時間がありません。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 職員の研修につきましては、これというものは無いのです。いろんな経験を身につけていくというものであります。ですから、「DOはぐ」についても、かなり中身的には濃い話で、想定しないような難題が持ち上がって、それをみんなでどう解決していくかというような、例えば犬を持ち込んでいいのかどうかとか、たばこはどこで吸えばいいのかですね、ふだんあまり考えないような難題が持ち込まれて、それをどうメンバーで解決をしていく、方向性を出していくかということ、カード1枚ずつ難題が入っていて、それを最終的に何十枚もの課題をクリアしていくというもので、これは私は非常にいいものであるというふうに思いますし、また、野原議員がおっしゃった被災地に派遣をするということも、これは一つの研修であるというふうに思いますし、いろん

な研修があって身につけていくということだというふうに思います。

ただ、やはり一番大事なのは、これは私のこれまでの経験から申し上げます、焦らない、パニックにならないということ、冷静さを保つということが一番大事である。それをいかに養っていくかということは非常に今の研修の中では難しい。これ、避難所に行ってもそうです。言われたときに、やっぱりパニックになりがちなのですよ。それをいかに冷静さを保って対処するかという、その辺をどう職員全員が身につけていくかということは大きな課題であると、これは研究しなければならないなというふうに思っております。ただ、研修については、さまざまな研修を通じて職員の対応能力を上げていく必要がありますし、そのことによって行政としての組織力も強固なものになっていくというふうに思っております。

それと、非正規職員の関係が答弁漏れでありましたけれども、大規模な災害、マグニチュード 9.0 ぐらいの災害になればなるほど、当てにならないですよ、職員は。非正規職員も当てにならないのです。だからこそ自主防災組織なのだというふうに思っています。ですから、そこは、職員が動ける範囲というのは、災害の規模によって大きく異なってきますので、大災害になればなるほど、自分の命は自分で守る、そして共助をいかに働かせるか、そして情報をいかに公助につなげるかというところが必要でありますので、私は大いに自主防災組織の力をお借りしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 職員が当てにならない、これはちょっとどういうことでしょうか。職員も町民です。そして、行政としてどう対処するか、その視点がきちっと職員は、町民でありながら行政に携わっているわけですから、町民としての役割を果たしてもらわなければならないと思います。

○議長（芳滝 仁） 時間、1 回答弁。

○町長（飯田晴義） 言葉が不適切でありました。ここで訂正をさせていただきたい。

当てにならないというのは、町民でもありますので出てこれない可能性があるということと言いたかったのです。不適切な言葉になりました。ですから、そこは行政職員としてきちっと出てきて災害対策本部において、あるいは避難所において職務を果たすことができないことが、大規模な災害になればなるほど出てくると、ですから自主防災組織に頼るところが大きいと、そういう意味で申し上げました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、16 時 10 分まで休憩いたします。

16 : 01 休憩

16 : 10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12 番（中橋友子） 通告に従いまして質問を行います。

「ごみは燃やさない・埋めない」限りある資源の再利用化推進についてであります。

十勝圏複合事務組合の一般廃棄物処理施設「くりりんセンター」の老朽化に伴い、新炉建設計画が進められています。平成 38 年度をめどに総事業費約 250 億円規模が想定され、まさに新しいごみ処理の方向をどのように進めるか、財政負担のあり方も含め課題となっています。

ヨーロッパでは、既にごみを燃やさない方向が主流となっており、日本国内においても焼却せず資源として再利用する自治体が生まれ、ゼロ・ウェイスト（ゴミゼロ）宣言の自治体が広がっています。道内では、富良野市が焼却施設を持たず、ごみを資源と呼び、一般廃棄物の 89.3%（平成 29 年度）が再利用されています。

幕別町においても、ことし3月、「幕別町第2期ごみ処理基本計画」を策定し、廃棄物の抑制、再利用、再生利用に取り組み、循環型の社会の構築に向けたまちづくりを目指しています。しかし、資源リサイクル率の目標は、現状の38%から平成36年でわずか1%増の39%でしかありません。

自然環境の負荷や地球温暖化、資源の枯渇等、環境破壊が大問題となっている現状から、地球を守る環境政策へ十勝全体で転換すべき時期です。そのことが新焼却施設建設の事業費削減、資源化事業の展開で雇用の場も生まれ、循環型の社会の構築になるのではないのでしょうか。

以下、次の点を伺います。

(1) 先進地に学び、ごみ資源化の促進と減量化対策を。

①可燃ごみの種目別細分別。生ごみの堆肥化など資源化の研究は。

②大型廃棄物の再利用の研究は。

③ごみをつくらない対策は。

- ・町民への協力の呼びかけ。
- ・過剰包装を減らす事業所への協力の呼びかけ。
- ・デポジット方式など製造者責任の追及。

④担当部署に専任職員の配置と町民を交えた検討委員会の立ち上げ。

(2) 焼却施設改築計画における町負担の軽減に向けた検討を。

①総予算と幕別町の負担額の見込みは。

②構成市町村全体で資源化率を引き上げ、新焼却施設の規模縮小を呼びかけるべきではないか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「「ごみは燃やさない・埋めない」限りある資源の再利用化推進を」についてであります。

我が国では、高度成長期における大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが、私たちの豊かで便利な生活を支えてきた一方で、自然環境の破壊や地球温暖化、資源の枯渇など地球環境に膨大な負荷を及ぼし、人々の生活にさまざまな環境問題が生じております。

近年では、地球環境に対する負荷の低減や、限りある資源・エネルギー問題に対応していくことが緊急の課題であり、かつての大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会経済システムや生活スタイルに転換することが求められております。

環境豊かな自然を次世代へ引き継ぎ、安全で健康的な暮らしを守るためには、環境の保全や資源の保護の観点に立ち、循環型社会にふさわしいリデュース、リユース、リサイクルの3Rの推進により、環境負荷をできる限り低減することが求められており、町民の一人ひとりが快適に生活できる「まちづくり」を進めていく必要があります。

ご質問の1点目、「先進地に学び、ごみの資源化の促進と減量化対策を」についてであります。

はじめに、「可燃ごみの種目別細分別、生ごみの堆肥化など資源化の研究は」についてであります。

本町の可燃ごみの種目については、主に生ごみ、再生のきかない紙くず、衣類、木製品、おむつ類等であり、本町を含む1市8町村で共同運営しております十勝圏複合事務組合の「くりりんセンター」に搬入し、細分別をせずに焼却処理を行っております。

また、生ごみの減量化や堆肥化を推進するため、平成元年度から生ごみ処理容器、13年度からは電動生ごみ処理機の購入経費の一部助成を行う事業に取り組んでおりましたが、生ごみの減量化に一定の効果と普及が図られたことから、23年度をもって終了しております。

今後は、本年3月に策定した「幕別町第2期ごみ処理基本計画」に基づき、低コストのダンボールコンポストによる堆肥化の推奨や食品ロスの防止を啓蒙するなど、一層の生ごみ減量化の取組を促すとともに、管内19市町村の環境担当課長会議においても、十勝全体でさらなる生ごみの減量化に向けての検討を促してまいりたいと考えております。

二つ目の「大型廃棄物の再利用の研究は」についてであります。

家庭で排出されるタンス、食卓テーブル等の木製家具やソファなどの大型ごみについては、再利用が可能なものであっても廃棄されてしまう場合があります、大型ごみの減量化を進める上では、不用品の有効利用、再利用を図ることも手法の一つであることから、今後は、リサイクル市など「不用とする方」と「必要とする方」のかけ橋となるような事例の研究を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の「ごみをつくらない対策は」についてであります。

はじめに、「町民への協力呼びかけは」につきましても、本年度から、各種出前講座の終了後に時間をいただき、廃棄物の発生抑制や削減に向け、資源ごみの分別方法や分別後の行方の周知を図るとともに、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの啓蒙と協力について呼びかけを行っているところであり、今後もさまざまな機会を通じて、町民への周知を徹底してまいりたいと考えております。

次に、「過剰包装を減らすよう事業所への協力の呼びかけは」についてであります。

現在、町内の大型商業施設などでは、レジ袋の有料化や簡易包装など、ごみの排出抑制を行うエコ運動に取り組まれておりますが、その他の事業所については、無料でレジ袋を提供しているのが現状でありますことから、今後は、幕別町商工会を通じて、簡易包装の推奨についての協力を呼びかけるほか、消費者である町民一人ひとりの簡易包装への意識の高揚に向けて、今後も啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、「デポジット方式等製造者責任の追及は」についてであります。

「デポジット制」については、消費者に対して商品に一定の預かり金を上乗せして販売し、使用后、所定の場所に返却された場合に払い戻す制度であり、ドイツやアメリカの一部の州などでは法制化され、飲料メーカーの責任において、瓶、缶、ペットボトル等の飲料容器の回収及び再使用又は資源化を義務付けることにより、ごみの減量化に効果を上げております。

また、国内では、主にビール瓶については、一部の製造事業者において、デポジット制による自主回収を実施しているほか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、いわゆる「容器包装リサイクル法」により、容器の資源化が義務付けられ、リサイクルに回されているところではありますが、さらなるごみの減量化を進めるためには、容器包装リサイクル法の見直しやデポジット制の導入など法制度の整備により、消費者や製造者に対し容器返却を促す仕組み等を構築していくことが必要であると考えております。

四つ目の「担当部署に専任職員の配置と町民を交えた検討委員会の立ち上げは」についてであります。

平成28年4月の組織機構の見直しに伴い、それまで他の係と兼任しておりました担当職員について、環境保全やごみに関する事務が増加したことから、専任の担当係を2人配置しております。

また、本町においては、既に一般廃棄物の資源化や減量化を推進するための方策等を審議するため、幕別町廃棄物減量等審議会を設置し、13人の町民の方に参画していただいているところであります。

ご質問の2点目、「焼却施設改築計画における町負担の軽減に向けた検討を」についてであります。

はじめに、「総予算と幕別町の負担額の見込みは」についてであります。

「くりりんセンター」については、平成8年10月1日に供用を開始しており、23年度からは施設長寿命化のための基幹的整備改良を5年間かけて実施し、37年度末までの長期包括的運転維持業務委託により管理が行われておりますが、ごみ処理を安全に、安定して、継続的に行うため、39年度中に新しい施設での供用開始を目指しております。

現在、新しい施設の整備に向けて、「環境への配慮」「安全かつ安定した稼働」「資源循環と省エネ・創エネへの対応」「災害に強い処理システムの確保」「整備から運転・維持管理までの経済性」の五つの視点のバランスを重視し、管内19市町村による「新中間処理施設整備検討会議」において協議を重ねているところであります。

また、これらの検討には高度な専門性が必要となりますことから、道内大学や全国都市清掃会議等の学識経験者で構成する「有識者会議」からの助言、提言をいただき、最終的なごみ処理方式の選定を行い、平成31年度末までには「新中間処理施設整備基本構想」を策定する予定ですが、ごみ

の処理方式と施設規模により事業費が大きく左右されることから、総予算や本町の負担額については、現時点において示されておりません。

次に、「構成市町村全体で資源化率を引き上げ、新焼却施設の規模縮小を呼びかけるべきではないか」についてであります。

「新中間処理施設整備検討会議」では、「可能な限り資源化を図り、それでもなお処理できない可燃ごみについては、焼却処理にてエネルギー回収を図る」ことを、管内 19 市町村の共通認識として議論を進めており、施設の規模についても構成市町村の人口推計をもとに、最小限の施設規模となるよう検討を行っているところであります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12 番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

ごみ問題につきましては、私は、まとまった形で一般質問させていただくのは本当に久しぶりです。ある面、今、地球規模のさまざまな、町長がお答えいただきましたような異変であるとか、環境破壊であるとか、そういったことを考えたときには、もっともっと積極的な提言、取組があつてよかつたのではないかと、自分の反省も含めて思っているところです。

といいますのは、今回この質問を行うに当たってきっかけとなつたのは、新聞報道やあるいは町からの説明もありましたけれども、新たにくりりんセンターを、報道ですけれども、総額 258 億円をかけて、これから 31 年までに基本的な構想を持って積み上げ、さらにその 11 年後、供用開始になるというところを目標にして取り組んでいくということがありました。

それで、ごみについて焼却をしていくということが大前提の施設でありますから、そういったものがその計画どおりに、マスコミの報道どおりにつくられていくと、今の幕別町のごみ処理のあり方は変わっていかないだろうと、このまま燃やし続けるということになりかねないという一つの危機感を持ちました。そういったことから質問を組み立てました。

同時に、そういう視点から考えて、実は議会の総務文教常任委員会で、先月の 6 日と 7 日に、こういったごみの処理を違う形でやっている富良野市ですけれども、みんなで勉強させていただきました。正直、私はそのときに、目からうろこがという言葉もその場所で発してきたのですけれども、本当にごみに対する考え方、それから長年にわたる取組の姿勢、そしてその結果もたらしている、ごみを資源とした成果というようなことを、三十数年にわたって築き上げた富良野市の取組を学んで、本当に私たちも考えなければいけない、学んでいかなければならない、生かさなければならぬというふうに思いました。それは、いろいろ委員のメンバーの皆さんとも、いろんな形でその後、懇談する中でも、それぞれがいろんな認識を持って、この問題を真摯に取り組もうというような、真摯に受けとめたという感想を得ているところです。

それで、改めてごみについてお尋ねするところではありますが、実はこういう視点でごみ問題に取り組んでいるところというのは、富良野市だけではなくて、全国各地で物すごく市町村ごとのそのカラー、その町の力を生かした取組が、たくさん事例があつたということがわかってきました。

一番はこれは世界的な基準というのもあるのですけれども、まずはそのリサイクル率 100%にしている町も、富良野市は 89%でしたけれども、100%の町も複数ありました。90%台、80%台というのは、十勝にはありませんけれども、そういうところもありました。

そういうところが、どうしてこういうことをやってきたのかというふうになれば、ごみを資源にすること、地球からつくり出されたものは大事な資源にしていくのだという視点に立って、自然エネルギーなんかもそうですけれども、その町で処理をしていって生かしていく、循環させるという、そういう視点でどこも取り組んでいるのですね。

いろんな事例がある中で、リサイクル化の数値をどんどん高めていくという取組の事例としては、1 回目の質問でも申し上げましたように、ゼロ・ウェイスト宣言というのを宣言している町が、四つの町と市、三つの町と一つの市、それから、宣言まではいかなくても、そのゼロ・ウェイストという

ことで取り組んでいるところがありました。

一番先に取り上げたのは徳島県の上勝町で、ここは人口規模の非常に少ないところではありますが、資源化率 81%ということで、45 種類にごみを分けて資源化にしていました。次に宣言したのが福岡県の大木町で、ここは 1 万 4,500 人の人口というところではありますが、ここは生ごみとし尿を合わせてメタン発酵をさせて堆肥にするというような形で、いわゆる町の環境審議会というのを立ち上げて、もったいない宣言の町ということで、ウェイスト、無駄にしないということもありますので、無駄をなくす、ゼロということでやっているところがありました。その後宣言したのが熊本の水俣市で、ここは幕別と同じ人口規模、2 万 6,700 人、資源化率は 40%とまだ決して高くはないのですけれども、しかし、地域代表がリサイクル推進委員会をつくって、そこをコミュニケーションの場にしながら、どんどんまちづくりにも生かすということでした。それから、最近では奈良県の斑鳩町が、ここも幕別町と同じ人口規模ではありますが、75 の自治体が立ち上がって生ごみの分別を行って、そしてゼロを目指して取り組んでいました。さらに東京の町田市だとかもあります。

なぜこういうことをしたのかというと、結局、目的としては、ゼロにするということを宣言することによって、資源化の決意、ごみとして処理しないで資源化に向かうのだという決意を、高いハードルを掲げながらやってきているというのが現実であります。

そういうところが、さまざまな展開がありまして、これからは富良野市のことに絞って紹介をしていきたいと思うのですけれども、こういう取組がある中で、今、お答えをいただきました 1 番目の質問になるのですが、生ごみの堆肥化など資源化の研究についてお尋ねしたのですけれども、今までくりりんセンターに搬入し、細分別はせずに焼却を行ってきていますというお答えでありますから、これはこの姿勢は変わらないのかなと。つまり、今までのやり方を今後もよしとしてやっていくのかということ、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今までのやり方があたかも非常に悪いやり方というふうには聞こえてしょうがないのでありますけれども、考え方としては、本当に中橋議員が一番はじめにおっしゃった、ごみは燃やさない、埋めない、できるだけそうしていこうという姿勢のもとで、構成市町村がこれまで検討してきましたし、また、全十勝 19 市町村でもそういう考え方のもとで研究しているわけで、それともう一つは、そうした場合に、経済性というものもちろんこれは考えなければならない必須のものだというふうに思います。この質問に目覚めたではないのですね、と思ったのが、258 億円もかかるというところから始まっているわけでありまして、これは、建設だけ考えれば、確かに 258 億円、この数字も全く根拠がない数字だというふうに押さえています。ですから、これは施設規模が、規模というか燃やす量、処理する量が決まらない限りは、施設規模は決まっていけないわけですから、それも今これは何町村の構成で 258 億円かちょっと私もはっきり承知していませんけれども、ごみを燃やす前の段階でなだけリサイクルに回していく、再生利用していこうということを考えたときに、例えば富良野でお聞きした話でいきますと、一つには堆肥化をしていこうというのがあります。もう一つは燃料、固形燃料化していきましようということで、二つの再利用の方法があるというふうにお聞きをしているわけなのですけれども、そうなったときには、焼却施設の建設費、維持管理費がかかる。もう一方では、バイオマスの処理施設の建設費、管理運営費がかかってくる、それと固形燃料も同じくそういったことが言えるわけで、そこをやはりトータルで考えなくてはならないなというふうに私も実は思っています。お聞きしますと、堆肥あるいは固形燃料の製造に関しては、かなりの赤字であるということでもありますので、そこのごみ処理に係る経費とバイオマスと固形燃料の管理運営経費、建設費を含めて、トータルで本当に経済性がどうなのかということを検討することが必要である。

ただ、一番考えなければならないのは、やはり地球に負荷をかけない、できるだけ燃やさないということは、これはもう間違いなく、誰が考えてもそのとおりでというふうに思いますので、そこを一番、なるべくごみを燃やさない、埋めないということを基本としながら、経費、経済性というものを

検討していくと、そういうことでやってきたというふうに思っておりますので、さらに今、これはかなり高度な専門的知識も必要になってきますので、有識者会議の検討内容も踏まえた中で、担当レベルで今まさしく検討をしている最中だということでありまして、従来どおりということではなくて、どういう形が一番いいのかということから、議論が始まっているということは認識をしていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） くりりんセンターの建設費のことが出ましたから、これは一番最後の質問でありますけれども、先に申し上げますけれども、新聞報道が昨年2月24日にあったというのが入り口は、これは間違いないのですけれども、その後、十勝圏複合事務組合のホームページにもきちっとこの258億円というのは明示されているのですよね、その内訳も含めて。炉は2基で1日の処理量が220トンですか、それをきちっと建設していくためには、そして施設の移動とかと考えたらこの金額だということだから、そこから私は一つの指標だと思うのです、一つの。これを、それぞれの構成する市町村がどんな資源化の政策を打っていくか。つまり持ち込むごみの量をもっともって減らせば、極端に言えば、2基必要な炉も1基で済むのではないかと。あるいは、もっと富良野式でいけば、なくたっていいのではないかと、極端に言えば。そういうことが、ここを起点に考えていくことができたものですから、それでお尋ねしているのです。だから、決して根拠のないところでお尋ねしているわけではありません。

それと、もう一つは、るる申し上げますけれども、採算性、経済性、つくったけれども赤字だとか、そこはそこに見えている金額だけで判断するというのも、それは数字上は大事ですけれども、しかし、そこに例えば堆肥などがどれだけ効果をもたらして、農業生産の方たちに励ましも与え生きているのかというようなことなども、見えない効果というものもいっぱい学ばされてきました。だから、私は、あたかもそれが全部だめな施設から始まっているよと言われましたけれども、ここで立ちどまって、今までのやり方を検証し、もっといい方向が見出せるのであれば、その方向に行くべきだという提言をできたという思いで質問しておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、富良野の話になりましたので、町長もいろいろ研究されたようなので、私たちもみんなで頑張って勉強してきましたので、申し上げたいと思うのですけれども、やっぱり一番ごみの量を減らす手法としては、持ち込む量の6割が生ごみでないかと思えます。もし違ったらお答えください。その6割の生ごみを別な形で生かせば持ち込まなくても済む、つまり搬入される量が半分以下になるという、計算上ですが、なるということですね。富良野では30年にわたって研究が重ねられたということをお先ほど申し上げましたけれども、今、確かにつくられている肥料というのは、年間売り上げで300万円程度だということでもありますから、大きな金額ではないと思えます。でも、そこに至る、製品をつくり上げる姿勢というのがすごいんですね。

一時、私たちも富良野がごみ問題で取り組んでいるときに、視察などもしたことが過去に十数年前にあるのですけれども、そのころは成功していなかったのですよね。ところが、やはり生ごみを完全にほかのごみと可燃ごみの中に入れて分けて分離させて、その生ごみの肥料化するための研究を、東京農大と、ここは富良野はごみは環境課ですから、だから農林課の職員とグループ、一緒になって研究を重ねてつくり上げ、私がさらにすごいと思うのは、地質調査までやってその農地の地質に合う肥料をつくり上げるところまで、職員の皆さんの頑張りでもやり抜いているのですよね。私は、これすごい職員の皆さんの力というか、半面、研究者のそういう役割も果たしながらつくり上げていって、そして今は、4月にでき上がったもの、その前に完熟したものを出すのですけれども、全然農家の皆さんの要望に応えるだけの数にならない、もっと欲しいのだけれども、でも間に合わない、数量が足りないというところまで来ているというのですよね。

こういうことを考えたら、幕別だって、ほとんど年間何ぼですか、出されているごみというのは、うちの町は五、六千トンですよ、忠類も合わせて5,500トンぐらいですけれども、そのうちの6割がこんな形で資源化されて、そして農家の方たちにも喜ばれるものにつくり上げていったならば、こ

これは、私、減量になっていって、すごくいい結果を生んでいるというふうに思います。もっと言えば、この肥料を使うことによって、農家の方たちは、従来使っていたリン酸カリという肥料ですか、それはもう必要なくなったと、この肥料だけで間に合うようになった。十勝の農家の規模、幕別の農家の規模とはまた違うでしょうから、つくっているものも違うでしょうから、それぞれあるとは思いますが、町がここまで研究してリーダーとして頑張っているということについては、学ぶべきものがあると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今のお話を聞きますと、全くもってその姿勢については学ぶべきだろうというふうに思います。すばらしいというふうに思います。ただ、これは詳細に内容を精査してみないと、姿勢はいいのです、姿勢はもちろん大事なのですが、成果としてどうなのかということをやはり最後求められますので、今お聞きしますと、堆肥にしても300万円という、多分トン当たり2,000円だとしたら1,500トンぐらいしか生産できていないというように今ちょっと計算してみたのですけれども、その辺が、幾らで農家におろすのだと。これはやっぱり生産ですから、これはちょっと大分前の話ですが、トン2,000円を上回ってくるとなかなか農家としては肥料としてつらいのだろうなど。実際に今この辺で取り引きされているのは、完熟ではありませんけれども、トン当たり1,000円を切るような単価で取り引きされていますので、すごくいいものだとしてもやはり限界があるので、どの程度提供できるのだ、そこで幾ら町なり農協がかぶるのだということも実は出てくる、そういったことも考えなければならないし、成分も万能なのかどうなのか、どういう作物向きだということも、これは研究する余地があるのかな。ただ、おっしゃるとおり、私はそこまでやった、市が大学と共同でやったということについては、すばらしいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ちなみに、価格は1,100円でした。一般家庭には10リッター100円で売っていて、農家の方には1,100円ということで、1,100円で十分皆さん買っていかれるということでありました。その肥料だけということではないですが、つまり、この入り口は分別なのですよね。だから、今のような形で、分別しないで全部燃やしてしまうというのではなくて、その手前でそういう分け方をして、それで、みんなでいただいてきたのですけれども、14種類に分けて5色の袋を用意して、うちは2色ですよ、ブルーと黄色とあと資源は普通の半透明ですから、5色に分けて生ごみだけ取り出すのですよ、別袋で。取り出すというのは、出す者がですよ。家庭が、出す者が、生ごみは生ごみだけで出す、これ、富良野は袋でしたけれども、先ほど言った大木町ですとかよそは、このカップケースのようなものをきちっと使ってやっているところもありました。この14種類に分けて、結局、今、目に見えた資源化は、町長も言われましたけれども、堆肥化と固形燃料、これに最初から黄色い袋で出されたごみについては固形燃料になるもの、それから、生ごみになるものは緑の袋に入っているのですけれども、そういうふうに色別に全部分けまして、収集日が色別によって変わるのですよ。だから、大きな間違いもなくやっているということでありました。これはもう本当によくここまで頑張ったと思うようなものなのですけれども、どうぞきつと手に入っているとと思うので、こんなふうにうちみたいに1年分一遍ではなくて、ちゃんと1か月ずつのこういった色別の収集日がきちっと表示されていて、こんなふうに丁寧にやっておられました。

それと、私、もう一つ思ったことは、こういうふうにやりながら、町長は結果が物を言うということなのですけれども、失敗しても失敗しても、次、ではどうしたらよい方向になるのかということ諦めずに粘り強く、そこが担当のスタッフのすごいところなのですけれども、やり抜いているのですよ。固形燃料もそうです。最初は全然使ってもらえなくて、札幌や王子製紙の子会社ですか、売っていたというのですから。だけれども、ペレットストーブをペレットのボイラーが普及することにヒントを得て、それで改良する中で、各六つの小学校にきちっと燃料として提供して、それで賄っているところまでたどり着いている。こういうやり方というのは頭が下がる思いでしたけれども、そういうふうにやっていました。

もう一つ、大型のごみ、これももちろん町長にお答えいただいたように、ほかにそのまま使っていた人いたら使っていただく、これは先ほどの斑鳩だとかあるいは上勝の、ステーションに1か所に集めて、皆さん来てください、必要なものは持って行ってください、これもそうなのですけれども、富良野の場合は、最初は破碎して処理しようと思ったのだけれども、破碎機に莫大なお金がかかるということがわかって、それで自分たちで分解してみたのだというのですね、職員の方たちが。ベッドならベッド、分解すると、布とスプリングとあと中のスポンジとかと分けて、そうするときちょっとやって分けることができ、スプリングならスプリングでまた再利用できるというふうになって、布は固形の燃料の資源になるというふうにする。それができたから、今度はそういう一つの専門部門をつくって、それで町内の方3人を雇用して、そうすると、また先ほどの岡本さんの質問ではないけれども、そういった技術というか得意な町民の方がいて、丁寧にばらして生かすということもやっていました。これも学びました。だから、やっぱり目の前にあるものを、どう生かすかという視点に立ったときに、そういうことが生み出されてくるのではないかと思います。

それで、質問に戻りますけれども、幕別町では、これ以上分別を増やす考えというのは、ここでは一つも示していただけなかったのですけれども、一考を要すると思うのですけれども、つまり生ごみだけでも手がけるというような検討があってもいいのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、十勝圏複合事務組合の枠組みの中で、本町のごみ処理については対応させていただいているわけでありまして、そこでの処理方法に全てかかってくるのだろうと。そこが変わらない限り、というのは、そこでまた新たな利用がない限りは、分別することが無駄になりかねないということになりますので、そこは構成市町村が統一して、この生ごみについては、こういうものに限って分別をして、それを堆肥化していきましょうという、そういう方策がないとなかなか難しい。というのは、結局分別しても単独で堆肥の処理場をつくるとなったら、これなかなか量的にも採算性がとれるのかどうなのか。現に富良野ぐらいの4万人規模であっても、赤字だとお聞きしているわけですので、そこは変えるということは何か目的があって、それが非常にいい方向を生むのだよということがなければ、私はおいそれとは変えられないというふうに思いますので、今の段階で、その道が全く、道というか光が見えていませんので、今、変えるとか変えないとか、変えるとか変えないとかというより、変えるということは言えないなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、中橋議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 町長は赤字赤字と言うのですけれども、さっき言ったように、数字に見えない価値もあるということも一つと、今は19ではないですよ、ごみそのものは。だから、構成市町村と話し合って、そういう道を選べないかという提案をぜひしていただきたいというふうに思いますけれども。しかし、その前にうちの町としてできること、うちの町は別に決められた量を搬入しなければいけないということではないですから、この町で独自の研究をやって、その生ごみの部分はうちだけでやると、それ以外はお願ひするという手法でもとれるのではないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどそのことも含めて申し上げたつもりでありましたけれども、そうやって分

別して生ごみだけを純粹に取り出して再利用に向けるとなれば、それは、ちょっと思いつくのは堆肥しかないのですけれども、堆肥をつくるということになりますので、では堆肥はこの幕別町で集まってきた生ごみにしても半分から6割ぐらいということでもありますので、相当な量になるわけでありまして、これは片手間にやれる話ではなくて、やはり工場といった施設整備というものがなくなってくるわけでありまして、そうなったら、そこでまず、やはり言ってみれば公営企業を一つ抱えると同じですから、そこはやっぱり採算性を十分に考えないと、やっぱり町民に負担を強いるようなことになりかねないので、その研究も十分やらなければならないというふうに思っています。

ですから、決して我が町だけでできないとは申し上げませんが、それはやはりロットが大きくなればなるほどそこは収益性が見込めますので、そういった観点での、我が町だけ、19市町村でやった場合、あるいは今の九つですか、そこでやった場合という、分けて規模を考えていかないと、なかなか難しいわけでありまして、我が町だけで考えるというのはちょっと難しいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） これは、やはりくりりんの歴史なんかも考えてみる必要があると思うのですよね。もともと富良野もそれから幕別も、三十数年前同じ状況だったのです。うちは豊岡のごみの処理場に埋め立てる、富良野も同じように埋め立てたと。当時は、においはする、それからカラスの衛生的に周りも悪影響を与えとかいろんなことがあって、それで、それからどうするかというときに、富良野も焼却施設は持っていたのですね、持っていたのだけれども、だんだん傷んできていたということもあって、多額の投資もできないしどうするかということから始まったようなのです。だから、それはうちと同じだなというふうに思いましたけれども、問題は、90年代でしたか、ダイオキシン問題が出ましたよね。それで、大型の焼却炉、高度、高い温度でなかったらダイオキシンを抑えることができないということで、あのとき一挙に、ちょっと数字はわかりませんが、高い焼却炉というのを入れて、それで帯広市の近隣中心になってやったという経過があるのですよね。これは十勝だけでなく、全国そうなのですよ、ダイオキシン対策で。それが、今ちょうど老朽化して更新時を迎えていると。

それで、そのままやり続けていくと、結果として地球に物すごい負荷をかけて、今、前段言われたような、たくさんの生物体系まで影響を与えるような、異常気象も含めているようなことが起きているという中で、今回、同じような更新をすると、これまた燃やし続ける政策がまた20年とか続いていくことになりませんか。だから、そういうことを思ったら、やはり一つ一つの節目のときに、立ちどまって、もっとできること、我が町としてできること、できれば十勝圏全体でできることというふうに、かじをきちっと切りながら、町長にぜひイニシアチブをとってやっていただきたいと思うのですけれども、お答えください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 十勝圏複合事務組合においては、これまでの検討の中でも、処理方法を一つに絞り込まずに検討してきた、そういう中で今現在があるわけでもありますので、全く今までどおりやっていたことを今までどおりやるということではなくて、検討の結果として今があるということは一つ押さえていただきたいというふうに思いますし、そういう経過を踏んできた中で、今、タイミングとして、かじを切るということというのは、今、タイミングで、私はできないのではないかなというふうに思うのですよね。今もう議論を深めてきたわけですから、そういう中で手法を選択して、今残っている手法の中でどれが一番いいかという、そういう議論の積み重ねの中で今があるわけでもありますので、今から戻って、しかも中橋議員がおっしゃるような、方向性はすばらしいのですけれども、そこまで議論を戻して、これをやっていこうというのが、時間的にも何年もかかるし、これ実は町民にすごく私は、負担をかけるということはいいい言い方かどうかわかりませんが、分別方法が増えるということは、物すごくやっぱり負担がかかるのですよ。そして、その中から、生ごみだけを選ぶといったときに、聞く話では、太い骨なんかは生ごみだけ使えないのだと。そういう難しさもあつたりとか、

ちょっとでもプラ系がまじっていると、これも使い物にならないので、恐らく富良野では、1回出されたものを人の手によって点検していると思うのです。そういった手間も考えたときに、4万人と、恐らく十勝全市町村になれば34万人ということになってきますので、果たしてそれがやり切れるかという現実の問題もあるのかな。おっしゃっていることはまさしく本当に素晴らしいことだと思いますけれども、現実対応として果たしてどうなのかなということと、議論の逆戻りが今の段階ではできないのではないかなというふうに、そういう認識であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 議論を戻すというよりも発展をさせる、その発展の、ただ、今、次の施設を新しく建てるよと。十勝全部入れて、そして新しい焼却施設をつくって、中島に移してというようなことでいっているのではないかと思うのですけれども、そこでやはりもっとも減らしていったら半分で済むぞというようなことも含めて、先ほど言いましたけれども、考えるべきだと私は思います。

それで、町長、富良野の人口は今2万1,910人なのです。だから、そんな4万人もいないのです。うちより今、合併前のうちと同じくらいです。それで、その町民の負担って、ここがまちづくりなのですよ。住民とのコミュニケーション、本当に頑張って、富良野の担当の方がおっしゃってましたけれども、富良野の町のまちづくりの政策で、何が一番いいかというところの評価が一番高いのが、このごみの分別だということです。5割以上の人がいいと評価していると、そういうデータもちゃんとあるのですよね。そして、町民がそういうふうに評価している、その上でやっぱり評価されるだけの関わり、それも職員の方ですけれども、頑張っているのですよ。

例えば、若い方たちが来られたときには、ごみナビといいまして、ちゃんとスマホで全部わかるようにして、それで情報提供するのですよ。あれどこに行ったでしょう。なんか力入れて話しているうちになくなってしまった。そうですね。そうです。スマホのアプリがちゃんとありまして、これです、ごみナビ、ごみアプリ、こういうのも出して。だから、どこから転居してきた方でも、これ一つで全部、きょうは何のごみをどこに持っていけばいいというのをちゃんと判断できるのです。そして、ステーションは自治会の管理。その人たちがみんな協力し合って、そしてマナー違反のごみもありますでしょう、そういうものも全部チェックし合って、そしてみんなで協働してこの事業を進めているのです。だから、私は、これをやることによって、町民の間のコミュニケーションも本当に豊かになるでしょうし、まちづくりの中の、うちは協働のまちづくりをやっていますけれども、本当の意味の協働のまちづくりのその土台がつくられているのだと、つくられてきたのだと思うのです。だから、そういう町民の負担というのを心配していたら何もできない、どうやったら負担をとることができるかというところまで、やっぱり踏み込んだまちづくりをすべきではないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本当に理想だと思います。ただ、我々、今、富良野を見ているのは、でき上がった形を見て素晴らしいというふうな評価をしています。市民の方も、今の方法がもう自然にでき上がったから素晴らしい、理想的なごみ処理方法であるというふうには私は見ていると思います。でも、30年前からずっと積み重ねてきて今ができたということでもありますので、我が町もやるとしたら、富良野がそれだけ一生懸命やって、我が町の職員もそこまで一生懸命やれるか、同じぐらいやれるかどうかわかりませんが、一生懸命やったとしても、やっぱり30年ぐらいの歳月がかかって評価されるものになっていくのかなという、そういう気も今いたしましたので、その姿勢については全く素晴らしいと思いつつも、これから今のこの時代に、30年前ではなくて、今これから先30年先に向かってやっていくことの困難性というのは、これまでの30年から比べると、私は何倍も厳しいものがあるのかなと、そんな感想を持っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 幕別町の第2のごみ処理基本計画というのが出されております。これを見ましたら、3Rが至るところに出てくるのです。今私がお話させていただいた、まさにこの3Rですよ。この3Rを実現するための計画書なのです。だけれども、リサイクル率はわずか1%しか上がらない

とか、減量は全体で9.1%ですか、そういうことはありますけれども、結局、計画書をつくったって、そういうそのやり方、手法を考えないと、これは計画書だけで終わってしまうのではないですか。だから、私はやはりそういう姿勢を持っていただける以上は、その姿勢が実る方法を、やっぱりこれだけのスタッフの皆さんがいらっしゃるのだから、町長先頭にぜひやっていただきたいと思います。

それで、私たち学んだもう一つは、ここで担当部門の立ち上げと町民とのということを行いましたけれども、確かにうちも担当者を増やしたと聞いています。でも、ここの担当者というのは、いわば研究者の担当者のような感じでした。説明いただいた方は課長さんだったのですけれども、あまりにも詳しくお尋ねしたら、何年いらっしゃるのですかと言ったら、30年と言っていました。それと、係長の方は、これは新聞で読んだのですけれども15年、つまり、町長、研究部門だとか柱の政策を打つだとか、そういうときに、どう職員の力を引き出すかという、これは人事に関わることでもあると思うのです。せつかくこれだけ優秀な職員の方がいらしたら、その人たちの持っている力をどこで生かすのか、どの部署がいいのかというのは、単にローテーションだけでやっているとは思いませんけれども、そういうところではなくて、必要などころには研究も兼ねて本当に配置するというような、腰を据えたまちづくりに向かっていった結果が出ると思うのです。

これからは大変だと町長言いますけれども、私は何もないところで築いてきた大変さというのははかり知れないと思いますよ。今こういう見本があるから、全国の事例もいっぱいあるから、いっぱい学べるではないですか。そうしたら、あとはやる気というか、決意というか、そういうことになっていきませんか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 富良野市と我が町、人口規模はそんなにかかわらない、我が町のほうが若干多いのかなぐらいでしょうかね。そういう中で、この道30年の方あるいは15年の方を、そういう専門的な方をつくるのが、本当に町政いろんな分野がある中で、本当にそういうことがいいのか。そうなってくると、人事の回しがきかなくなる、全部専門職で固まってしまうような形にならないとならないのです。やっぱりそれだけ固定してしまうと。やっぱり、我が町、この人口規模、職員規模であれば、私は専門的な分野は、ある程度の知識を持ちつつも、外部委託が本来であろうというふうに思います。そこまで職員を養成するというのは、いかに優秀でも、果たしてそれが本当に町民全体のサービスということを考えたときに、本当にいいのかなと。しかも、1か所にいるということは、他のところの知識というのは、あまり身につくことができないわけですよ。当然、15年の方も、このあとかわるかもしれないです。かわったときに、ちょっと身につけているスキルが中途半端な形で、本当に一番最後大事なのは判断力ということになるのですが、その判断力が上に行けば行くほど求められるわけなので、その辺が本当に身につくのかな、住民対応がうまく節目節目できちっと判断をした中で、正しい方向に進めるのかなということについては、甚だ疑問に思いますので、我が町において、何十年選手をつくって、そこで研究していくというのは、ちょっと考えられません。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） こういう人事をやってきた町ですから、それは、突然言われて考え、びっくりすることなのだろうと思うのです。でも、そういうまちづくりをしているところもあって、それなりの結果を出してきているというのは事実だと思うのです。だからそれは、町長は4年の任期ですから、私たちも同じですけれども、その短いスパンで考えたら、そんなことできませんよ。けれども、この町をどうするかというところで、その方が最後に言っていたのですけれども、本当に汚い、臭いという富良野が、今は180万人の観光客が来る町にまで仕上げたと。その底力というのは、やっぱりこの環境対策にあったということで、とても誇りに思い仕事をされているということですから、やはり人の満足度や価値観も含めて、どこに見出すかということはあるとは思いますが、やっぱり一番最初に私が書きましたように、先進事例に学んで、そしていいものは取り入れていく。だって、ここはもう私たちは地球の中の一人間に過ぎない、その人間がさまざまな浪費も含めて生きてきた結果の今、本当に、クジラがポリを飲むだとか、いろんな弊害が出ているわけですよ。やっぱ

り考えるべき幕別町のごみ問題ではないでしょうか。投げかけて終わります。
○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

17 : 11 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第3回幕別町議会定例会
(平成30年9月11日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本真利子
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問（2人）
- 日程第3 議案第55号 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例
- 日程第4 議案第56号 応急工事計画の策定について
- 日程第5 議案第58号 町道の路線認定について

会議録

平成30年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年9月11日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月11日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 代表監査委員 八重柏新治
企画総務部長 山岸伸雄 住民福祉部長 合田利信
経 済 部 長 萬谷 司 建設部長 笹原敏文
会計管理者 原田雅則 忠類総合支所長 伊藤博明
札内支所長 坂井康悦 教 育 部 長 岡田直之
政策推進課長 谷口英将 総 務 課 長 新居友敬
地域振興課長 川瀬吉治 糠内出張所長 天羽 徹
こども課長 高橋宏邦 農 林 課 参 事 松井公博
土 木 課 長 小野晴正 学校教育課長 山端広和
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子

議事の経過

(平成30年9月11日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番若山議員、8番小川議員、9番岡本議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして質問を行います。

役場職員が働きやすい環境づくりをについてです。

地方分権や国の制度がえ、各種計画の策定などにより、自治体職員の業務量が大きく増えております。平成28年度の決算資料では、時間外勤務手当が前年度に比べ増額しており、職員の多忙化が顕著となっております。まちづくりを担う職員が十全に事務を執行していくためには、心身が健やかでなくてはなりません。

よって、以下のことを伺います。

（1）休暇の取得について。

①育休や有給の取得率は。

②必要なときに取得しやすい環境づくりを。

（2）残業時間を短縮することについて。

①過去5年間の職員全体の総残業時間、また最長残業時間を上から5名、そして国が定める残業時間の上限基準（年360時間）を超えて残業している人数は。

②過去5年間で心身を崩し長期療養している、またしたことのある人数は。

③残業時間を短縮するには、1人当たりの業務量を減らしていかなくてはならないと考えるが、職員増員の考えはについてです。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

「役場職員が働きやすい環境づくりを」についてであります。

近年、就業意識の変化や少子高齢化を背景に、仕事と生活の調和のとれたワーク・ライフ・バランスの充実が求められており、その実現を図り、労働者の健康及び福祉の向上を図ることは、重要な課

題であると認識いたしております。

また、地方自治体では、国や北海道からの権限移譲や各種制度の改正及び多様化する住民ニーズへの対応等、職員の業務量が年々増加してきており、職員が意欲を持って職務に当たることができる環境づくりや、心身の健康管理を一層図っていくことが求められております。

ご質問の1点目、「休暇の取得について」の一つ目、「育休や有休の取得率は」についてであります。

はじめに、育児休業の取得状況につきましては、過去3年で申し上げますと、女性職員においては、平成27年で3人、28年で4人、29年では出産した職員がおりませんでした。いずれも出産した女性職員全員が取得しております。

また、男性職員におきましては、平成29年に1人が取得しており、配偶者が出産した職員に対する取得率としましては、16.7%となっております。

次に、有給休暇につきましては、基本的に年間20日を付与しておりますが、平成29年の職員1人当たりの平均取得日数は9.5日で、取得率としましては47.5%となっております。

二つ目の「必要なときに取得しやすい環境づくりを」についてであります。

有給休暇の取得につきましては、心身のリフレッシュを図り、仕事に対する職員のモチベーションを高め、業務効率の向上が期待されるなど、職員の能力をより一層発揮させることにつながるものと考えております。

このことから、各部署の管理職に対し、日ごろから課員と十分にコミュニケーションを図り、課員個々の業務内容や健康状態の把握に努め、適切な有給休暇の取得を勧奨するよう指導しているところであります。

特に、産前産後の休暇や育児休業などの長期にわたる休暇においては、あらかじめ課内、部内で休業中の職務分担を協議し、関わる職員全員の理解のもと、業務の引き継ぎを行い対応しているところであり、今後とも、各部署の管理職が中心となり、気兼ねなく休暇を取得できる職場環境づくりに努めてまいります。

ご質問の2点目、「残業時間を短縮することについて」であります。

一つ目の「過去5年間の職員全体の総残業時間、また最長残業時間を上から5名、国が定める残業時間の上限基準（年360時間）を超えて残業している人数は」についてであります。

はじめに、過去5年間の総残業時間数につきましては、平成25年度が3万5,223時間で職員1人当たりの平均残業時間は189時間となっております。

また、平成26年度は4万3,143時間で職員1人当たり228時間、27年度は4万4,782時間で職員1人当たり239時間、28年度は4万7,463時間で職員1人当たり239時間、29年度は3万7,592時間で職員1人当たり189時間となっております。

次に、最も時間外勤務を行った職員の時間数につきましては、各年度において上から5名の時間数を順に申し上げますと、平成25年度は、一番は918時間、次いで674時間、618時間、578時間が2人となっております。平成26年度は、921時間、920時間、875時間、817時間、814時間、27年度は、1,309時間、928時間、759時間、689時間、670時間、28年度は、902時間、734時間、684時間、671時間が2人、29年度は、813時間、696時間、685時間、621時間、598時間の順となっております。

また、時間外勤務が年間360時間を超えている人数につきましては、平成25年度23人、26年度45人、27年度35人、28年度45人、29年度23人となっておりますが、国が定める残業時間の上限基準、年間360時間については、行政職の地方公務員には適用されませんことを申し添えます。

二つ目の「過去5年間で心身を崩し長期療養している、また、したことの人数は」についてであります。

過去5年間において、心身を崩し、「職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則」に定める病気休暇の上限90日を超える長期の療養が必要となった職員は2人です。

三つ目の「残業時間を短縮するには、1人当たりの業務量を減らしていかなくてはならないと考え

るが、職員増員の考えは」についてであります。

時間外勤務につきましては、業務の繁忙期や突発的な業務に対応するためやむを得ず行うものであり、先ほど申し上げましたとおり、平成 28 年度においては、総時間外勤務時間において前年度対比で約 6%増加し、過去 5 年間で最大となったところであります。

その要因といたしましては、新庁舎への移転に係る事務、長雨や台風災害に係る業務、平成 28 年 7 月に執行した参議院議員選挙に係る事務などにより、時間外勤務が増加したものと分析しているところであります。

町といたしましては、必要最小限の職員数で最良の行政サービスを提供することを基本とし、一定程度の時間外勤務はやむを得ないものと考えておりますが、過度な時間外勤務は職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの観点からも好ましくないものと認識しております。

このことから、昨年度から所属長に対し、時間外勤務命令をする際の事務内容と事務量の把握及び事後確認について徹底するとともに、毎週水曜日に実施しているノー残業デー及び夜 10 時以降の時間外勤務に関し、総務課と事前協議を行うこととしているところであります。

このような取組を行ったことにより、昨年度においては、台風災害といった特殊要因の違いはありますが、平成 28 年度に比べ、総時間外勤務時間数で約 20%の減、時間外勤務手当支給額で約 2,200 万円減少したところでありますが、今後とも、職員の健康管理を念頭に置きながら、各部署の管理職が職員個々の業務量の把握と業務が特定の職員に偏ることがないように、課内、部内の連携を図り、業務の効率化につなげることが必要と考えております。

このようなことから、時間外勤務を短縮する目的のみをもって、職員を増員することは考えておりませんが、事務事業の量的・質的状況を勘案し、住民サービスの低下を招かないよう、今後も適切な定員管理を行ってまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） それでは再質問を行っていききたいと思います。

まず、今お示しいただきました数字、数値であったりについての事実とその背後にある要因といいたまいますか、そういったことについて聞いていききたいと思います。今の答弁と重複する部分もあるかもしれませんが、お答えいただきたいと思っております。

まず最初に、有給の取得率が 47.5%にとどまっているその理由について、どのように捉えているかをまず簡単に聞きたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） この 47.5%が多いか少ないかと。恐らく少ないという観点からのご質問かというふうに思いますけれども、ここずっと見てきましても、ほぼ 9%台、ちょっと前は 10%台に乗ったこともありましたけれども、同じような率で推移してきているわけでありまして。

この辺は、多いか少ないかという、もっととることが好ましいことは間違いないというふうには思いますけれども、なかなか臨時的な仕事があったりして予定していた休暇が、年休が予定どおりとれないというようなことも、中にはあるのだろうというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） わかりました。臨時的な仕事であったり、今までは 9%とか 10%程度だったものが、47.5%にまで上昇したというふうな、違いますか。もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 済みません。率と日を間違えて申し上げました。9.5 日、20 日のうち 9.5 日ということでありまして、過去において、ほぼこの 5 年間ぐらいは 9 日台で推移してきているわけでありまして、かつては 10 日台というものがあったわけなのでありますけれども、このところの仕事の状況から見るとこの数字で推移してきている。これが多いか少ないかということは、いろいろ考え方がありというふうに思いますけれども、やはりこの日に休もうかなと思ったことが、臨時的な仕事が入った

りするなどして予定どおりとれなかったということは、中にはあるかというふうに認識をしております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。

続いて配偶者育児休暇、これが1名と、16.7%、これ非常にちょっと寂しい数だなというふうに思いますが、男性配偶者育児休暇がこの16.7%、低い理由についてどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに3年間で1人というのは少ないかもしれませんが、我が町にとっては、はじめて男性職員が育児休業を取得したという、画期的なことであったというふうに私は捉えております。これが一つのきっかけとなって、今後はぜひほかの職員も取得していただければと、そういうはずみがつく年休であったというふうに捉えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 私もそのように思います。男性の配偶者の育児休暇といいたほうがいいと思いますが、もっともっと大きく広がっていく、そういった環境づくりに努めていただきたいなというふうに思います。

残業時間についてですが、残業時間の傾向といいたほうがいいと思いますが、今伺いましたここ5年間で、平成29年度は努力のかいありまして下がりましたが、今までぐっと上っていったと、多くなっていきました。この5年間の推移、今の答弁とかぶるところもあるかもしれませんが、この5年間の推移の理由、要因について聞きたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） ここ5年間、平成25年からの推移でございますが、特殊要因というものがそれぞれの年度である程度違ってくるということで、例えば台風でありましたり、それから新庁舎の建設もございましたし、そういった要因もございまして、平成27年、28年というのは選挙もあったことから、そういった時間外勤務の時間が多くなってきたということもございます。

それを受けて平成29年においては、そういった28年が過去5年間で最高になったということも受けまして、そういった対策をしたということで、特殊要因の違いはございますけれども、ある程度の成果が出たのではないかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。特殊要因といいたほうがいいと思いますが、ちょっと特段あまり頻度は大きくない、たくさんあるわけではないけれども、あったらいっぱい事務が必要な、そういったことがたまたま多くあったというような年があったというふうなこと、そういった押さえだと思えます。

あともう一つ、非常に気になった心身を崩す職員が2名。90日の長期療養が必要だった職員が2名過去5年間にいたということですが、この2名の方について、どのように押さえたいと思いますでしょうか、伺います。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） この2名の方につきましては、身体的要因によりまして長期療養が必要になったと、2名ともそういった状況の中で、90日以上のお休みに入ったというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 身体的理由といいますが、今、専ら残業時間のことについて聞いておりますので、1,309時間とかというとても残業時間をしている方もいらっしゃる中で、そういった超長時間勤務というのが原因で心身を崩したのでしょうかというふうなことを伺いたいです。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（新居友敬） メンタル的な面ではなくて、あくまでも身体的な要因、けがとか病気によって長期休業が必要になったというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番(板垣良輔) わかりました。残業時間の質問です。

残業時間が、今言いましたが、一番残業している平成28年のときに、1,300時間を超えて残業をしている職員がいる。あるいは900時間とか800時間というような残業を行っている職員がいらっしゃる。もうこれほどの量があるのは、1人当たりの業務量が単純に多過ぎるからではないかと、その特殊要因というのももちろんあるかもしれませんが。職員増員の考えはないということでしたが、改めてその理由について伺いたいと思います。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 確かに1,309時間、これは本当に想像を超える、ちょっと考えられない時間数であります。

ただ、これ我が町における業務をして、それだけの時間外勤務をやったということではなくて、国に派遣をしていた職員が、一緒の仕事の中でそれだけの時間外をやったということでありまして、これは国においては労基法が全く適用されていないので、もうめっちゃくちゃ仕事をするわけです。そういう中で、やはりチームといいますか、そういう中で仕事をしていく中で、自分だけ帰るとということにもなりませんので、そういった要因もあって、たまたまそこに行っていた、国の省庁が忙しい時期であったので、それだけの時間外をせざるを得なかったということで、それが2年ほど九百何時間というものも、国での勤務時間であったということ。

ただ、本庁、この役場庁舎内においても900時間というのは、確かに記録しているわけでありまして。ただそこは制度改正があるとか、新たな制度が立ち上がったということになりますと、どうしても時間外が増えざるを得ない。ましてやその制度というのが、国からの通知が非常に来ないのです。なかなか来ない中で、せっぱ詰まって仕事を最後までやらざるを得ないと。そんなような繰り返しをしている部署もありますので、そういった要因が今時間外増加、時間外が多い部署の傾向になっているところでもあります。

○議長(芳滝 仁) 板垣議員。

○1番(板垣良輔) 役場職員の皆さんの働き方に思いを寄せるといいでしょうか、大変だなというふうに思うところではありますが、確かに国からの制度がえの、その制度がどのように変わるかというのが直前まで来ないとかというようなことが、もちろんある。そういったことが、こういった長時間勤務の一つの要因になっているのだというふうに思いますが、だとして900時間、800時間、700時間残業しているというのは、これは何とかしなくてはいけないのではないかなというふうに思います。少し前の時代に、モーレツ社員といった言葉がありました。現在では使われなくなった死んだ言葉ですが、そのかわりに新しく生まれた言葉として、答弁の中にも幾つかありました、ワーク・ライフ・バランスあるいはクオリティー・オブ・ライフと、そういった言葉です。仕事と私生活の適正なバランスを図っていこうというふうな考えです。

先ほどの町長の答弁の中に、国が定める残業の上限基準、年間360時間、これは地方公務員には適用されないというふうな答弁ございました。行政の仕事とは、その業務の連続性を保障するために公務員には幾つかの労働権を認めてなくて、残業をどれだけしても罰則というものはない。ですが、だからこそ、役場職員全体の人事管理者である町長が、職員の勤務時間に対するそういった考え、何よりも重要なのではないかなと思います。その一つの基準が、今繰り返し言っています、国が定めている年間360時間以内の残業時間。これがワーク・ライフ・バランス、ワークとライフのバランスを図っていくのに欠かせない一つの基準になるというふうに思います。

済みません。ちょっと長くなりましたが質問します。

先般、中橋議員の一般質問の中で、非正規雇用の職員の話の中で、業務というのは波があるというか、忙しいときと、忙しくないときという、こういう波があって、忙しくない、一番業務量が最低のときを見込んで、職員数というのを決めるべきだというふうなお話があったと思います。私個人としては、行政職員の数が必要以上に大きくなってしまおうというのを避けるために、ある程度の基準を設けるということについては、一定の理解を示しております。

ここで伺いますが、業務量のこの最低量というのはどのように積算しているのか。職員数を具体化する根拠みたいなものをどのように定めているのかというのについて伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 具体的に数字を出して、こうこうこういう業務だから、この部署は何人、何点何人とか、そういうものはありません。かつて定員モデルという、自治省時代ですね、定員モデルというのを出していました。それによって、同じような規模の人口の財政規模の就業構造の団体との比較によって、我が町はこのぐらいが一つ標準になるのだなと、そんなものがあつたわけなのでありますけれども、今はそれもないわけで、そうなるかどうかというと、現に働いている人の働きぶりを見ながら、これはもう絶対的に人が足りないとなれば配置せざるを得ない。

ただ、そこは働きぶりを見るということが一番大事でありまして、無駄を省きながら効率的にやった中で、どれだけの人数が必要である。あるいは、今は臨時的な業務が入っているので、これがなくなればここまでは要らないとか、そういったことを考えながら適正数というのを判断して、人事異動のときに、ことはこういった業務が入るからここは1人増やさなければだめか、あるいはもう終わったから減らそうか。あるいはこのぐらいの業務であれば、臨時職員を1人配置することによって対応できるかと、そんなようなことを見ながら毎年人事異動のときにそういうものを図りながら、職員配置をしているということであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） わかりました。町長の今おっしゃいましたお考えについて一定の理解を示すというか、そのとおりにかなというふうに思います。業務の最低量を見込んだ職員数ということですね。今おっしゃいましたことでいったら、少し雑ばくな表現になるかもしれませんが、長年の勘といひましようか、忙しそうだからと、そういうふうな感覚になってしまうところが往々にしてあるのではないかなというふうに思います。何か一つ基準を設けるべきだなというふうに考えております。

私の考えをちょっと聞いてください。災害や選挙など、そういった今言いました特殊な要因がない、特段忙しいというようなことがないような年度に、全ての職員が調整を行いながらも希望したときに休暇がとれて、かつ新入職員や異動新入職員の教育とか研修を行って、異動職員の引き継ぎを行う。国の定める残業時間の上限年360時間の残業時間に、全員がおさまるといような職員数というのが、業務の最低量を見込んだ職員数に相当するのではないかなというふうに思います。簡単に整理しますと、特段忙しい行事がない年に全員休暇がとれて、業務の連続性を保つ工夫を行って、360時間以内の残業時間におさまる職員数というのが、最低の職員数ではないかというふうに考えるわけです。

繰り返しますが、私、町長のおっしゃいます業務の最低量を見込んだ職員数という考え方は、そのとおりにだと思っておりますが、答弁にありました残業時間とか、心身を崩す職員数、心身を崩すあれは関係ないかもしれないですが、その最低の職員数に現在達していない。町長の考え方に即して考えても、まだ現職員数が足りないのではないかというふうに考えるのです。改めて、職員数増員の考えについて伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かにおっしゃるとおりにすれば、非常に職員は健康というか、超過勤務による健康を害することはないような人員配置になるのかもしれませんが、そうなるかどうかでも、そうなるかどうかでも、もてあます時間がやっぱり出てくるのです。多少フルに8時間働いてちょっと足りないなというぐらいが一番いい配置だというふうに思うわけでありまして。

その中で、例えば災害が出てきたら、これはもちろん時間外はやむを得ませんけれども、やはりそれをどこで見るとかというのは、今の見方だと、どうしても8時間以内でありますので、それは365日見ていった中で、絶対出てくるわけなのです、少ない業務量の月であつたり日が。

そうすると、これは財政論になってきますけれども、今1人雇うと3億円ぐらいの生涯賃金になるわけで、これは税金が投入されるわけですから、そこはやはり1人を雇う重さというのはあるわけで、なかなか簡単に足りないから1人を配置する、ここも足りないから1人を配置するというふうにはな

っていかない。それをやっていきますと、すぐ10人ぐらいを採用しなければならないということにもなりますので、そこは本当に職員個々の能力もあって、能力のあるないまで言うところとちょっとまずいかもかもしれませんが、どうしてもやっぱり能力差というのはありますので、その組み合わせもしながら配置をしているわけでありますので、なかなか一律の基準によって人員配置をするというのは難しい。町の仕事というのはほぼ定例的なというか、年単位で繰り返す仕事はほとんどでありますので、それを見ながら、これまでの業務量を見ながら配置をしているということは、あながち私はいいかげんにやっているとは思っていないわけで、それなりの実績に基づいた職員配置をしているというふうに認識をしているところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） はい。ちょっとよくわかりませんが、仮にこれで残業時間が360時間に全員おさまっているというのであれば、町長そのとおりのかもしれないのですが、1309時間は国に出向したからというのも、もちろんあると思いますが、800時間とか900時間の職員がいるわけですね。これは単純に職員数が足りないからだというふうに思います。その能力があるなしとかという話少しありましたが、そういうことにかかわらず1人当たりの業務量がどう考えたって多過ぎるということ、シンプルにこれなのではないかと思えます。

同じことを聞くかもしれませんが、お願いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 800時間、900時間やっていることがいいという、それを肯定しているものではないわけでありまして、それがさらにまた次年度以降も続くようであると、そういう業務量があると見込まれるのであれば、そこは増員をして対応する。あるいはその中でも、比較的定型的な仕事があれば、そこは臨時職員を配置して、臨時職員にその部分をお願いするというようなことも対応としてはできるわけで、800時間、900時間がずっと続くようであれば、そこは増員をして対応をすると、そういう考え方でありますので、仕事、行政は生き物でありますので、かなり毎年毎年業務量が変わるという部分があります、あるいは仕事の内容が変わる、あるいは特命事項が出てきたということもありますので、それに適した適正な人員配置はやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。適正な人員配置といいましょうか、増員したりとか、臨時職員については少し考えがあるところですが、今はちょっと関係がないので置いておきますが。繰り返しになりますが800時間、900時間、360時間を大幅に超えて残業している職員については、適宜検討してくださるということでした。前向きに捉えたいというふうに思います。

前向きにいただきましたので、この程度にしたいと思いますが、最後に一つだけ、将来にわたってずっとこのような状況が続いていたら、何度も言っています、900時間も800時間もずっとこのまま続けていくつもりはないとおっしゃいましたが、ずっと続けていたら90日間の長期療養、そういった職員がさらに増えていくことになるというふうに思います。5年後、10年後、20年後というふうに将来にわたって役場の機能を維持していくためにも、現在の長時間残業を是正していかなくてはならないと思います。

最後にしますが、何度も繰り返します。改めて職員数増員の考えを伺って終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 絶対的に職員数を増員しないということではなくて、先ほど申し上げましたように、業務量に対して適正な人員配置をするというのは基本でありまして、その結果として、どうしても足りなくなれば、そこは採用をして対応をする。あるいは臨時職員にその分担ってもらうというケースもありましようけれども、そこは適正配置をすることは間違いない。

それと一方で、いわゆる本当の働き方の考え方、改革と言えるかどうかわかりませんが、考

え方として、やっぱり仕事というのは業務によってその深さ、深度というのはあるわけです。どこまで極めるかというところがありまして、それはどの仕事も同じではないわけでありますので、そこをしっかりとわきまえて仕事を進めていく。全て同じ深度で仕事をやっている、絶対時間がかかるわけでありますから、ところが手を抜くという意味ではないです。このところでこの仕事はとどめて十分であろうという仕事も当然出てくるわけですから、そこをしっかりと見きわめながら、めり張りをつけた仕事をしていくということも含めて、やっぱり総時間数というものを減らしていく、その努力もしていかなければならないというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 過剰品質ということになると思います。一番の理由、私もいろいろと調べましたが、地方公務員の総労働時間が延びてしまう大きな要因の一つが、過剰品質だというふうにそういった調査が出ておりました。総労働時間を減らしていくというふうなそういったお気持ち、ぜひ強く持って、今後業務に執行していただきたいなというふうに求めまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして質問いたします。

コミュニティ・スクールが地域づくりの新たなツールとして生かされる取組をであります。

学校と地域が連携・協働し、「地域とともにある学校」を目指し、平成16年度の「地方教育行政及び運営に関する法律」の改正により、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）が位置付けられました。

学校と地域が目標を共有し、一体となって子供たちを育むことにより、健やかで、豊かな成長の助けとなります。こうした一体的な活動が保護者の認識を深め、地域全体のきずなを強めることにもつながります。コミュニティ・スクールは学校改善や地域活性化に期待がある反面、運用を誤れば、教職員の負担になる懸念があります。

本町では、来年度より導入するとの報道がありますが、地域事情を踏まえた取組と町の考えについて、以下の点を伺います。

①本町におけるコミュニティ・スクールの導入の目的は。

②学校現場の意見の反映をどのように図っていくのか。

③コミュニティ・スクールの委員構成、選定方法は。また、合同エリアに向けての課題は。

④運用に当たり、保護者・地域住民に対する説明と理解、周知などの方法は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「コミュニティ・スクールが地域づくりの新たなツールとして生かされる取組を」についてであります。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんが、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みであり、平成16年に創設されたものであります。

その後、教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申において、地域の教育力の向上や教育機関を核とした地域活性化など、社会総がかりで教育の実現を図る方向性が示され、こうした論議を踏まえ、平成29年には学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする法改正が行われたところであります。

現在では、全国各地でコミュニティ・スクールの導入が広がっており、本年4月1日現在では、全国の学校のうち、14.7%に当たる5,432校が実施している状況にあります。

ご質問の1点目、「本町におけるコミュニティ・スクールの導入目的は」についてであります。

コミュニティ・スクールは、合議制の協議体として学校運営協議会を設置する学校を指すものであり、学校運営協議会の役割といたしましては、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、学校運営や教職員の任用など、教育委員会または校長に意見を述べるができるものであります。

地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせることで、大きな成果を上げることができるものと考えております。

本町では、本年度から幕別中学校エリアと札内東中学校エリアにおいて、小中一貫教育モデル校としての実践的な取組を進めておりますが、町の小中一貫教育推進構想の柱の一つとして、「学校・家庭・地域が一体となった教育の創造」を掲げており、その手法をコミュニティ・スクールと位置付けているところであります。

現在、本町では、法で定める学校運営協議会に近い組織として、平成16年度から町内各小中学校に協議会を設置し、それぞれの教育目標や学校運営、地域との連携など、広く学校の経営等に関する事項について、保護者や地域の代表者等から意見を伺いながら学校経営を行っております。

このようなことから、平成31年度から、町内の各小中学校に設置している協議会を一步前進させ、法に基づく学校運営協議会に位置付け、コミュニティ・スクールとしてスタートさせることにより、33年度の各小中一貫エリアでの設置に向け、「地域とともにある学校」として、より家庭や地域と連携し、効果的な教育活動が創造されるように積極的な話し合いを持つことで、一層の目標共有や地域の教育力を生かした活動を展開していこうと考えております。

ご質問の2点目、「学校現場の意見の反映をどのように図っていくのか」についてであります。

コミュニティ・スクールの導入に当たりましては、これまで校長会議をはじめ、教頭会議、さらには、中学校長や小中学校教諭、PTA 連合会役員で構成する小中一貫教育等推進会議において、導入の意義や目的等を説明し、ご意見等を伺っているところであります。

また、本年度は、全国コミュニティ・スクール研究大会が三笠市で開催されるため、小中一貫教育等推進会議から7名の委員が参加し、先進事例等について研修する予定としており、研修後は、小中一貫教育等推進会議において、コミュニティ・スクールの成果や課題等について、委員の皆さんからご意見を伺いながら研究を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、コミュニティ・スクールを導入することで、「地域とともにある学校づくり」を進めるだけでなく、教職員の負担軽減にもつながるよう、機会を通して学校現場の意見を十分にお聞きしながら、学校現場にとってよりよい仕組みとなるよう努めてまいります。

ご質問の3点目、「コミュニティ・スクールの委員構成、選定方法は、また、合同エリアに向けての課題は」についてであります。

はじめに、「コミュニティ・スクールの委員構成と選定方法」についてであります。母体となる学校運営協議会の委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、保護者や地域住民、対象となる学校の運営に資する活動を行う者のほか、教育委員会が必要と認める者とされており、委員の数については定めがなく、教育委員会が任命することとなっております。

本町においては、既に任意の協議会があり、各学校単位で3名から5名の委員として校長から推薦された公区長やPTA 役員、地域住民などの方々を教育長が委嘱しておりますが、現行におきましても法に基づく学校運営協議会の委員としての要件を満たしております。

このため、学校運営協議会の委員につきましては、これまでの協議会組織を勘案しながら各小中学校長の意見や実情を踏まえ、委員構成や選定方法を考えてまいります。

次に、「合同エリアに向けての課題」についてであります。現在、小中一貫教育を推進しておりますが、中学校区を単位としたエリアで取り組んでいることや、9年間を見通した教育活動を展開する中において、コミュニティ・スクールにつきましても、一体的に進めていくことがより効果的であると考えているところであります。

しかしながら、コミュニティ・スクールを進めていくに当たっては、学校と地域の連携・協働の関係づくりの構築、地域や保護者の願いを教育活動に生かすための反映方法、学校・地域・保護者それぞれの役割分担などの課題があると認識いたしております。

このため、学校運営協議会としてスタートするに当たっては、平成33年度を目標年次とした各小中一貫エリアでの設置を目指しつつ、当面は、学校や地域の実情も考慮しながら、現行の協議会組織を法に基づく学校運営協議会へ移行し、あわせて課題整理と検証を繰り返しながら、学校と地域、保護者がパートナーとして双方向の関係づくりが築き上げられるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「運用に当たり、保護者・地域住民に対する説明と理解・周知などの方法は」についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、現在、各学校には協議会があり、毎年、各学校において会議を開催しているほか、協議会相互の意見交換を目的に教育ネットワーク推進会議を開催しており、本年6月には、教育ネットワーク推進会議でコミュニティ・スクールについて、説明し意見交換を行ったところであります。

また、各学校におきましては、学校だより等を通して保護者や地域の皆さんに周知しているほか、コミュニティ・スクールマイスターを講師として招き、講演会を開催する予定であります。

教育委員会といたしましては、今後、さらにコミュニティ・スクールに対する理解を深めるため、機会を通して説明するとともに、町広報紙やホームページを活用し、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際11時5分まで休憩いたします。

10:52 休憩

11:05 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは再質問させていただきます。

先ほどご答弁にもありましたが、全都道府県で5,432校導入されているというお話がありました。平成30年4月に、このように5,432校で導入されているという文部科学省の発表がありました。全国の学校数が36,950、少し上下することはあると思うのですが、あります。そのうちの14.7%です。北海道では409校です。毎年導入が増えているとはいいますが、全国の学校数から見てもまだまだ導入は少ないといえます。コミュニティ・スクールには、学校現場に対する過度な干渉になりかねない、教員の任用など心配されることがあります。コミュニティ・スクールの問題点について、少し再質問させていただきたいと思います。

導入目的であります、地域とともにある学校。やはりその前に、地域に開かれた学校でなくてはならないと感じております。学校と地域が情報を共有し、相互理解を深めることによって、地域からの協力者が増える。その結果、学校支援が活発になる側面があると思います。上士幌町ではコミュニティ・スクールは、地域コミュニティを活性化させ健康長寿のまちづくりを進める上で、一定の役割は担えることはあるとは思いますが、コミュニティ・スクールは単なる学校への支援ではなく、学校・家庭・地域のつながりのもとで誰もが取り組める環境でもって、地域全体が学校支援に深く関わることで幕別町の人づくり、まちづくりにもつながるところがあるのではないかと思います。

先月、総務文教常任委員会で安平町にコミュニティ・スクールの先進視察に行きました。元安平町の教育長で今はコミュニティ・スクールの推進委員をしている方にお話を伺いました。コミュニティ・スクールの一番の目的は、学校の応援団をつくることであり、住民の力を借りることと強調していま

す。幕別町も人づくり、まちづくりの視点を取り入れることが必要ではないかと思うのですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） コミュニティ・スクールの関係で、安平町の例をお聞きしましたがけれども、まさしくコミュニティ・スクール、学校づくり、学校を活性化させるということだけでなく、地域を活性化させる、そしてひいてはまちづくりにつなげるということで、まさしくそのとおりだというふうに認識しております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 町として、人づくりや、まちづくりの観点を取り入れていただきたいというふうに思っております

今、教育長の答弁でありました小中一貫教育には、コミュニティ・スクールの有機的な組み合わせが大きな成果につながるというお話がありましたが、小中一貫教育にはいろいろ考えるところがありますが、コミュニティ・スクールだけを考えてみましても、人づくり、まちづくりのこの視点を欠いては、なかなか前進しないのではないかと思っております。ぜひ町といたしましても、その視点をしっかりと明記して取り組んでいただければというふうに思っております。

子供たちが自分の世界を広げる、安心して過ごせる、自信を持てる、成長ができる、そのためには地域の産業を調べたり体験できたりする、そうした機会を増やすことが大変重要になってくると思います。大人たちが生き生きと働いているところ、暮らしている姿を見せること、そうしたところでもこれから認められ評価される活動の場を、子供たちにつくっていくことも大変重要であると感じています。

全国では、地域地域でいろいろな創意工夫が行われております。幕別町では、どのような考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） コミュニティ・スクールの具体的な取組ということになるかと思えますけれども、具体的な内容はこれからということにはなるのですけれども、各先進事例の例を見ますと、今、荒議員が言われるようなことは当然やっておられるところもございます。そういったことも参考にさせていただきながら、できるだけ地域に密着して、地域との深い連携のもとに、まちづくりにも関わっていきけるような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 来年の4月よりコミュニティ・スクールが本格的に運用されるというお話がありました。しかし、どこの視察に行きましても、やはり私たちはこういうものを子供たちにとり、私たちはこういうものができたらいいなという、やはり大きな目標ですとか目的を持って取り組んでいらっしゃるのです。幕別町にもぜひそうした考えというか、概念をぜひ持っていただきたいというふうに考えております。

高校にも導入をするという考えがあるようですが、同様な事例、要は学校運営協議会のようなものがあるのでしょうか。もしないようであれば、新学校と同時に導入できるようなものなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 高校のコミュニティ・スクールについてでありますけれども、現在、新設校の準備を進めているところでもありますけれども、新設校においてもコミュニティ・スクールを導入していただくよう町のほうからも要望しているところであります。予定といたしましては同時に進め、31年度からコミュニティ・スクールを設置するようなことで動いているというふうにお伺いしております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり進めるからには、一定程度の組織づくりというものが必要だと思います。

特に今後も持続可能な組織づくりになっていくためには、教育委員会としてしっかりとした方向性を持っていただければと思います。

では、次です。学校現場の意見の反映について、少しお聞きしたいと思います。教職員の多忙化、さらに負担が増え続けるのではないかという懸念があるわけです。さらに、校長が作成する学校運営の方針を承認することや、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べること、または教職員の任用について教育委員会に意見を述べることなどがあります。2013年の全国コミュニティ・スクール導入157の自治体の設置規則を見ますと、しっかりとまとめられている研究があるのですが、ここには法が定める三つの権限に関する規則について、先ほど言いました一つ目の承認、これを導入しているところが97%。中には条件付けをしているところがある自治体もありました。97%の3%は、要は法に基づかないというところがあるのだと思います。2番目の運営の意見についても94%でした。3の任用については70%と大変下がってきています。

やはり、この三つは学校運営協議会の法定三原則と言われていますが、特に任用にあえて明記しない自治体が増えています。任用について、幕別町の考えをお聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 来年4月から、法に基づいたコミュニティ・スクールということで規則の整備も今研究中でありますけれども、教員の任用につきましては、それを全て教育委員会として北海道教育委員会に上げるのではなく、幕別町教育委員会が認めた者を上げるという方向で一定の制限はかけたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ご答弁の中でコミュニティ・スクール導入に当たって校長会議や教頭会、そうしたところと意見交換をして導入の意義や目的を説明し、意見を伺ったというお話がありました。やはりそうした中で先生方からどういった意見が上がってきたのか、お聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） 校長会議、教頭会議、さらには小中一貫教育等推進会議でもご説明して意見交換をしておりますけれども、校長会議、教頭会議では、反対という意見は全くありません。むしろ来年から法に基づいたコミュニティ・スクールにして、33年にはより一層発展させて実のあるコミュニティ・スクールにして、エリアごとの設置を目指したいというお話をしたところ、逆に平成33年まで待たなくても、我々のエリアではもう来年からでもできますよという意見もあったところあります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 要は、管理職の方々からは、大変好印象だというお話がありました。やはり私はすごく懸念するのは、現場の先生たちなのです。どのようにコミュニティ・スクールに関係するのか、これから規則なり細かく内容は決められてくるのかなとは思っておりますけれども、本来はもっと早く決めて説明があってもいいのかなと思いますけれども、やはり全教員の認識になっているのか、大変ここ大きくなってくると思います。町としては全教員の認識がどのように進んでいるのか、どのように捉えているのか、お聞かせ願えますか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） やはり現状の学校運営協議会、これは法に基づかない協議会ですけれども、幕別町では平成16年からスタートしておりますけれども、実際に携わっているのはやはり校長先生とか教頭先生で、一般の先生たちはまだまだやっぱり認識はないといえますか、余り認識は持っていないというのが現状でありますので、今後CS、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、コミュニティ・スクールのマイスターを呼んで講演会をしたり、きょう学校の経営実践交流会という町内の先生たち集まって研究会をやっておりますけれども、そこできょううちの学校教育推進委員が資料をつくって、こういう詳しくご説明をして理解を求めたりと、そういうこともやっておりますので、常々

学校の先生たちとも意見交換しながら、周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 先ほども言ったのですけれども、教職員の多忙化はやはり全国的にすごく深刻な状況になっています。やはり先生の多忙化を解消して子供たちに向き合う時間をつくっていくには、やはり教員の加配やクラブ活動のあり方を考えていくのが、先ではないかというふうに感じております。

要は、環境整備を行いながら地域をどのようにしていくかということを考えていかななくては、やはりコミュニティ・スクール導入の会議が増えるわけですよ。やはり対応に追われることになるのだと思います。実際に動かれるのは現場の先生方もあるわけですから、それだけ時間を失うことになりません。やはり学校指導要領改定がこれから行われます。そして小中一貫教育の準備も行われると思います。さらに職務は増え続けるようなことも感じるのですが、町としてはどのように感じていらっしゃいますか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（岡田直之） もちろん教職員の多忙化というのは十分認識をしております、働き方改革もしっかりと進めてまいります。その上で小中一貫教育ですとかコミュニティ・スクール、これは子供たちのことを第一に考えて我々進めているところであります、それは物事を始めるときには多少の負担感はあると思います。しかしながら、その負担を恐れていては新しいことにはできないわけでありまして、働き方改革とあわせてしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 今お話ししたとおり、幕別町ではちょうどこの時期、学習指導要領の改定もあります。そして幕別町では、小中一貫教育も進めます。さらにコミュニティ・スクールもやるというふうになって、最初は職務は増加する。増加するものが一気に重なっているのです。やはりどれもそうなのですが、一つ一つ積み上げていかななくてはなかなか大変なものがあると思います。負担感だけが増えてはなかなかいいものがないのではないかと感じております。

やはりそうした観点からも、やはり現場職員、現場の教員の先生方のことをもう少し考えた取組があってもよかったですのではないかなというふうに考えています。それで今この時期になぜ、拙速にと言ったらあれですけれども、取り入れたのかということまで質問してきました。もし答弁がありましたらお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校運営協議会の仕組みを導入することによって、学校において地域との連携、協働体制が確固たるものになると。先ほどの部長の答弁にもありましたように、既にうちの町では平成16年に任意ではありますが協議会既にございますので、それを法に基づく協議会に移行するというございますので、先生方の業務が増えるということはほとんどないかなというふうに認識をしております。

なぜ31年度からということなのですかけれども、小中一貫教育を進めるに当たって、先ほども答弁で申し上げたのですけれども、小中一貫教育とこのコミュニティ・スクールを一体的に導入することによって成果を上げているという事例がほかにも見られておりますし、本町におきましても一体的に進めることがより効果的であろうという判断のもとに、こういった進め方をしようということになりました。

先ほども申し上げましたように、当初、若干業務が増えるということはあるかもしれないですが、ただ軌道に乗れば地域の教育力が学校現場に生かされるということがありますので、逆に先生方の負担が減っていくということにつながるというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり現場の先生方のことを考えた取組をということで、一つ一つ進めていただきたいというふうに思います。

今、幕別町には学校運営協議会というものが設置されて今までできましたというお話がありました。これ次の3番目のところにも入るのですけれども、同じ名称で取り組まれてきました学校運営協議会ですけれども、やはり幕別町でやっている学校運営協議会というものは、校長の求めに応じて意見を述べる程度のものというふうに聞いております。要は、学校評議会と言われているものに近いのではないかと考えております。

やはりコミュニティ・スクールは、ともにつくっていく、地域とともに知恵を出し合うというところもありますので、内容は全然違ってきます。やはり答弁でありましたが、スライドのようなことを考えているというお話がありましたが、やはり任務にふさわしい新たな委員の選考が必要とは思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 現行の協議会につきましては、保護者あるいは地域住民ということで学校管理規則のほうで規定し、細かい部分につきましては要綱のほうで規定されております。そうした形の中で3名から5名という形の中で委員構成が図られ、今現在12の協議会が設置されているところであります。法に基づくコミュニティ・スクールに基づく委員の部分につきましては、必須条件として同じように保護者、地域住民ということで重なっている部分でございます。

さらには、その他教育委員会が必要と認める委員といたしまして、例えば地域の行政区、例えばうちで言えば公区長ですとかPTAの関係者、あるいは子ども会そうした委員が想定されておりますが、現行の協議会の中においても、そうした方々が入った中で委員として構成されているものでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 先ほどもお話ししましたけれども、やはり今幕別町にある学校運営協議会は、学校評議員のような位置付けであったと思います。それを要は学校運営協議会をともにつくっていくものにするためには、やはり負担は全く変わってくるのです。今までは校長の、この案件について皆様のご意見をお聞かせくださいといったものが、ともに学校をよりよくするために、地域をどのようにしていくかというところで、やはり大きな負担感が出てくるなと思います。

やはり町として、その辺についてその任務にふさわしい方や、委員の選考についてもやはりもう一回熟慮することが必要ではないかなというふうに思った次第であります。

最初に、コミュニティ・スクールの理解と学校の情報共有だと思っております。最初進めるときは。そのときにやはりかなりのエネルギーが必要になってくると思います。コミュニティ・スクールの導入で一番の課題は、委員と住民の理解というふうに話を伺っています。本当に必要なのか、本当にそのような成果が出るのかというような声が聞かれるという話がありました。やはりそうしたところを考えてみて、委員の任期についてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） まだ具体的に何年という部分で内部で決定しているものではございませんが、基本的には2年から3年程度ということで考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり最初はずごく大変なものがあります。任期が2年で、3年が適切なのかというのは今後考えていくところだとは思いますが、どのように進めていくのか、どのような形を持っていくのか、やはり方向性を持って進めていかなければ、何をしたいのかというようなことになりかねないのです。2年、3年どのぐらいの会議があるかわかりませんが、やはり町としてもしっかりと方向性を持っていただきたいところであります。

あと、ちょっと話がそれてしまったのですが、委員の構成について、地域とともに子供を育てることがコミュニティ・スクールの大きな目的であると思います。意見が停滞し、議論が深まらなければよいものにもなりません。委員の中には辛口の友人とってはあれですけれども、だめなものだめとはっきりと物事が言える人や、言ったことにしっかりと責任を持てる人、そうした方々ばかり

にはやはり地域に長い間ボランティアで活動している方、もしくは基幹産業である農業者にも入ってもらうことで、子供たちの活動の場が広がるということも考えられると思います。やはり幕別町の人材の発掘、そこにもやはりまちづくりの視点が必要だと思います。

やはり委員の選定について、もう少し幅広く考えていく必要があるのではないかと思います。こうした観点について幕別町はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 委員の選定の関係でございますけれども、これは法に基づく協議会ということでございますから、法の要件に合致した方を選定するということはもちろんであります。今、荒議員言われるように幅広く効果が出るような方々を選定して、学校づくり、あるいはまちづくりにもつながるような方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） ぜひ期待したいところであります。

次、合同エリアについてであります。幕別町総合教育会議で、今後は合同エリアでコミュニティ・スクールを想定しているというようなことが報道されました。課題も多いと思います。特に問題点があるのが、各校で設置することによって出てきた具体的な課題、もしくは規模が大きくなることで委員の当事者意識が薄まるのではないかという問題、ほかにも委員の発言が停滞するのではないかという理由もあると思うのです。

やはり各学校単位で設置したほうが、地域の、そして保護者の方の支援活動にも差が出るのではないかと思います。町としては、合同ではなくて学校単位で進めるべきと考えるのですが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 先ほども申し上げましたけれども、小中一貫教育との関係ということで、地域ぐるみで子供たちの義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することが、大切であるというふうに考えておりますので、コミュニティ・スクールにつきましては先ほども申し上げましたけれども、小中一貫教育と一体的に導入することによって、コミュニティ・スクールが小中一貫教育のエンジンとなり得るものだというふうに認識をしておりますので、そういった一体性等々も勘案しまして、中学校区、中学校エリアで最終的には設置すべきものというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはりエリアを拡大することによって、それだけ課題も多く出てきます。先ほどお話ししたとおり、当事者意識の問題や発言の停滞、そして具体的な課題が合同になることによって進まないのではないかという問題。やはりそうしたことを鑑みますと、多くのところでは各単位でコミュニティ・スクールを持っているのが実情です。今回、法改正によって、合同でのコミュニティ・スクールが設置することができるというような法改正がされたわけではありますが、やはり今までは単位でやっていることで、よりよいものになってきたという話もあります。

幕別町でも東京の三鷹市に視察に行ったというお話がありました。ここでも合同委員会をつくっていますが、委員は3校分の規模でそれぞれ持っています。要は人数を減らしていくというわけではなくて、その学校区で一定程度の人数を持ってその合同エリアで、合同会議に臨んでいるというお話もありました。やはりこうしたところも取り入れながら、幕別町としても単に人数が減れば議論が先に進みやすいというようなことではなくて、やはり地域事情のことを少しでも多く受け入れる姿勢のもとで、一定程度の人数を確保することも必要ではないかと思うのですが、再度ご意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（芳滝 仁） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 委員の数ということですが、現行の協議会、現在の任意の協議会につきましても、例えば糠内中学校のエリア、南幕別地区につきましては、糠内小学校、明倫小学校、糠内

中学校の3校、既にこの中学校エリアで任意の協議会ではありますけれども、を設置しております。ただメンバーについては、1校当たりそれぞれ3名ずつの協議会の委員が選定されておまして9名ということになっておりますけれども、今後、各中学校エリアで設置するに当たりますは、単純に学校ごとの人数を足した数ということになるかどうかというのは、まだそこまでは結論づけていないところなのですけれども、最終的にまだ人数については決めておりませんので、そういったことも踏まえながら、各学校からの積み上げで最終的に中学校エリアのメンバーを決めていくという形になるようにしたいというふうにも考えておりますので、そういったことも踏まえながら選定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。いろいろ試行錯誤していただければと思っています。

それでは、次の周知報告についてお伺いしたいと思います。コミュニティ・スクールの住民への情報共有等は、やはり学校の理解だと思えます。先ほどお話ししたとおり、学校の先生方のご理解、そして地域のご協力のご理解、そうしたところをどのように図っていくのか。答弁では講演会を行っていききたいというお話がありましたが、やはりなかなか参加の具合やそれに対する、要は当事者意識が進まないことにはなかなか進まないのだと思うのです。

やはり住民理解をどのように進めていくのか、一つの方法としてコミュニティ・スクールの広報通信みたいな、要は一つのA4版で、今、道の教育委員会がやっているのですけれども、各町村のコミュニティ・スクールがこういう形で進んでいますというのを詳しく載せていました。やはり幕別町にも、今後進めるに当たって、この地域ではこういった活動をしていますというのを紹介することによって、町民が出ることになれば、住民の関心が上がってくるのではないかというふうに思います。やはりそうした創意工夫を求めていききたいと思うのですが、幕別町としてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（山端広和） 今お話がありましたように、道のほうでは確かにCS通信ということで発行しております。今後、実際にコミュニティ・スクールが活動、制度が事業として導入された暁には、当然ながらその前の周知の部分もそうですけれども、活動の部分につきましては可能な限り、例えばホームページでCSだよりといいますか、CS通信ではないのですけれども、CSのコーナーといいますか、そういった部分も今設置して、どんな活動がどういった地域でやっているかといった部分について、お知らせとして情報提供していきたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 地域住民との情報の共有、それなくしてなかなか理解は進まないのではないかと思います。コミュニティ・スクールは一朝一夕でなるものではなくて、それこそ地域の積み重ね、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、進んでいるところはもうかなり前からやられているところもあったりするのです。でも、やはり全然取り組んでいないところは、全くそうなっていないという現状があります。やはり進んでいるところを紹介しながら、少しでもできるような取り組みについて紹介していくというのも、大変重要な教育委員会のコミュニティ・スクールを推進するための取り組みの一つではないかなと思いますので、その辺についてぜひ住民の方に、要はホームページだけになりますと、なかなか見られない方、関心がないとアクセスしない方というのは発生してくるのが、インターネットの弱点というところもありますので、やはりもっと広く周知できるような知恵もぜひ絞っていただければと思っています。

最後になりますけれども、「地域とともにある学校づくり」推進会議全国で行われています。ことしは三笠市で行うという話がありましたが、去年行われたところで、あと発言がとても印象的だったので、少しお話ししたいと思うのですが、小さいころに育ったのは、その推進会議があったこの住所でしたというお話でした。真ん中に通路があって家がありましたと。夕方遅くまでその方が遊んでいると、地域のおばあちゃんが早く帰りなさいと声をかけてくれましたと。あのころおばあちゃんは、

私たちがどこの家の子供なのかというのを知っていたというお話です。そして私たちもまた、あのおばあちゃんがどこの人なのかということを知っていたというお話でした。やはりあの子供らが、あの方がどこに住んでいるのか、どういう人なのかというものが、要はわかり合える地域になっていくことが、今後の地域づくりにとって大きな一歩になるのではないかと考えております。

こうした地域づくりが進むことによって、活動を通してやはり学校と地域が日ごろから協力し合うことによって、災害時が発生したときの際も非常時に連携にも大変役に立つということも考えられます。やはりそうした観点からも、子供たちにとっても、地域住民にとっても、よりよいものになることを求めまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

これで一般質問を終決いたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第3、議案第55号から日程第5、議案第58号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第55号から日程第5、議案第58号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、議案第55号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第55号、幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、厚生労働省令で定める基準に基づいて、定めているところであります。

このたび、国の基準の一部が改正されて、家庭的保育事業等の設備や運営にかかる条件が緩和されたことにより、家庭的保育事業者等は多様な担い手の確保を図れることとなりましたことから、町の基準につきまして、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第6条につきましては、家庭的保育事業者等に対して、保育所や幼稚園などの「連携施設」の確保を義務付けるものでありますが、第1項第2号につきましては、所要の文言整理であります。

2ページをごらんください。

次に、第2項につきましては、連携施設との連携事項のうち、代替保育については、連携先を保育所、幼稚園などに限定せず、小規模保育事業A型事業者等に対しても一定の条件のもとで認めるという規定であり、新たに追加するものであります。

次に、第3項につきましては、第2項の規定により代替保育を提供する者を確保する場合に、その代替保育を提供する者の基準を定めるものであります。

次に、第16条につきましては、第15条にて利用乳幼児への食事の提供は自園調理を義務付けていることに対する特例を規定しているものであり、具体的には、家庭的保育事業者等は、食事の提供について搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができると規定しているところであります。

同条第2項第4号につきましては、この特例適用となる搬入施設を追加するものでありまして、既に保育所などから調理業務を受託している事業所のうち町長が適当と認めるものを、新たに加えるものであります。

3ページをごらんください。

附則第2項につきましては、文言の整理であります。

附則第3項につきましては、本条例に規定されております家庭的保育事業における調理設備の設置及び調理員の配置について、本条例の施行の日から起算して10年間、その規定を適用しないことができると定めるものであります。

なお、現条例の施行日は、平成27年4月1日でありますことから、その期限は平成37年3月31日までとなります。

第4項以降につきましては、第3項を追加したことにより、順次、項番号を繰り下げるものであります。

議案書に戻りまして、1ページをごらんください。

附則についてであります。本条例における施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） まずは、今回のこの家庭的保育事業者の幕別町の該当する施設はあるのか、あればどこになるのかということです。

それから説明がありましたけれども、最初の改正のほうですが、保育をする場所が幼稚園とか保育所ですけれども、さらに小規模保育事業のA型というところも可能だということではありますが、具体的にどんなふうになることができるのかということです。

それから三つ目なのですが、食事について搬入を認める。つまり町が認めた外食産業から保育所の中に食事を運んで来て、それを提供することが可能になるというふうに受けとめたのですけれども、間違いないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（高橋宏邦） まず1点目なのですが、本町におきましては1か所のびのび保育所が該当となっております。

次の小規模保育のA型についてなのですが、こちらは具体的に申し上げますと3歳未満の保育を行う小規模な事業所となっております。定員については6人から19人。職員数につきましては、保育基準に基づく職員プラス1人。職員資格としましては全員が保育士。給食につきましては自園調理が原則となっております。

それから、給食の搬入につきましては、給食の自園調理が困難な家庭的保育事業者等への給食搬入の特例ということで、家庭的保育事業者に限り、保育所等から給食調理を既に受託している業者からの搬入を認めるというものでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） まず対象となるのは、のびのび保育所ということでありまして。特養等を事業を行っている中の事業所内保育所というふうに思うのですけれども、これは事業所の中で保育をやっているところはほかにもあると思うのですが、ここだけが対象になっている。つまり、そういう認定を受けていると、あまり聞かないのですけれども、数年前に保育制度が大きく見直されたときに取り入れ

られた制度だと思うのですが、その家庭的保育事業所というふうに位置付ける基準があると思うのです。それを位置付けられている町内の保育所というのは、幕別町ではのびのび保育所だけだということなのでしょうか。

それとA型の説明はあったのですけれども、その家庭的保育事業所とA型保育所との関連です。連携して保育する場合にというような説明であれば、つまりのびのび保育所のことを具体的に言えば、そこで何らかの事情でその場所で保育できないというようなことがあったときに、A型と連携してやっていますよというような意味合いなのではないでしょうか。ちょっと説明がよくわかりませんでした。

それから三つ目なのですけれども、普通、保育所の給食というのは、そのみずからの保育所、自園でつくって提供するというのが原則だと思うのですけれども、外部から搬入することを認めるということは、極端な事例ですけれども、昨年、本州のほうで一保育園が、いわゆる子供の給食の提供に当たって、でき合いの食べ物を注文して入れて、それを子供の、いわゆる適量という必要な量を提供するというよりは一つのをみんなで分け合って、結局必要な量が満たされなかったということが大問題になったことがありました。こういった心配が懸念されるのですけれども、そういうことにはつながっていかないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（合田利信） 今回の家庭的保育事業という基準を、国の基準に合わせて改正ということなのですから、基本的に家庭的保育事業等という中には4種類ございまして、小規模保育、先ほど子ども課長が説明したとおり6人以上19人という中の小規模保育、さらに5人以下の家庭的保育、それと居宅訪問型保育ということで、家庭に保育を行わなければいけない中で、保育所を訪問すると、そういった事業保育、それと本町においてはのびのび保育ということで、事業所内、事業所において保育を行う、この4種類がありまして、その四つのうち、うちの町では事業所保育しかございませんということです。

次に、改正の中で、もともと家庭的保育事業、事業所保育も含めてなのですから、幼稚園や保育所と連携をしないといけないという原則があるのですが、これについては今回の改正に合わせてA型とか、そういったところと連携をすればよいというふうに緩和されたのですが、実際はそういった事業所がないものですから、うちの町でいきますと、保育所、幼稚園と連携しなければならないというところの原則の方法しかないということでございます。

あと、給食につきましては、今回の改正で適用になるのが、あくまでも家庭的保育事業、四つのうちの家庭的保育事業について、委託により搬入が可能となったという基準でありますので、町内においての保育所、事業所保育については、今回の改正の適用はないということでございます。今、のびのび保育所については、自園方式で自賄いということで給食を提供しているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 実態はわかりました。厚生労働省ですか、法は改正してきましたと。しかし幕別町で実際保育をやっている家庭的保育所の該当、のびのび保育所、5人未満でやってらっしゃるので、そこには改正されるけれども、変わることはありませんということだと思うのです。

ただ、二つ目の給食のことで心配があるということでお尋ねをして、そのことについてのお答えというのは適用されないからいいのだということではなくて、こういう法律をつくってしまうと、それに合致すればやっているといいのだという言葉はちょっと乱暴ですけれども、やられかねないというようなことを思えば、やはり保育所の給食というのは、その現場、保育所の中できちんと、子供さんが小さいだけに、なお衛生面、健康管理面、そして食事というのが、子供そのものをつくり上げるということを考えれば、保育の一環としてその場所で責任を持ってやるというのが大原則だと思うのです。それを外部からの搬入を認めるということになれば、そういう条件の申し出があったときに、町としてはそれを受け入れざるを得ないということになっていくのではないのでしょうか。これは大きな保育の後退の提案だと思うのですけれども、実情と認識についてお答えください。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今回の改正につきましては、基本的には家庭的保育、いわゆる小規模な保育について、これは子供たちが安定的に、そして確実に保育が行われるように、そのようなことが大原則でまずあります。

その中で、小さな保育所ですから、やっぱり保育を確実に行うためには、保育所とか幼稚園とか連携をまずしておいて確実に担保をとる、これは最初から定められております。その保育所とか幼稚園に今は、現在は限定されておりますが、その限定を外して、小規模な A 型とか、そういう事業所も連携先として新たに加わったということでもあります。ですから、その面において要件が緩和されたということで、私は説明をいたしました。

それと給食のあり方につきましては、基本的には自園調理です。これが一番安全で確実な方法です。ですが、先ほど言いましたように、家庭的な保育ですから、なかなか職員配置とか、またはいろいろな設備とか、そういうものがなかなか追いつかない面もありますから、それは外部と契約をして、給食を委託して、調理を対応することができる、これは最初から定められておりますけれども、その中におきまして、これは基本的に保育所や幼稚園が外部で委託している場合は、外部と委託をしているその受託先の事業者と手を結んでもいいよということですから、安全確実なそういう実績のあるところと契約を結んでいくと、そういう趣旨でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 56 号、応急工事計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 56 号、応急工事計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 13 ページ、議案説明資料の 5 ページをお開きいただきたいと思っております。

昨年 9 月に発生した台風第 18 号の豪雨による異常出水により、被災した農業用施設の復旧事業を行うために、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項を準用する同法第 87 条の 5 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を経て、応急工事計画を策定するものであります。

はじめに、議案説明資料の 5 ページをごらんください。

本復旧事業の箇所につきましては、この図のとおり駒島地区 3 か所、古舞地区 2 か所の合計 5 か所であります。

被災状況につきましては、河床の洗掘やのり面の崩壊、連結ブロック、横断管渠などの排水路関係施設が被災したものであり、その対応策につきましては、これらの施設を原形に復旧するというものであります。

次に、議案書の 13 ページをごらんください。

本復旧事業に係る応急工事計画につきましては、この表のとおりに策定しようとするものであります。

なお、予算につきましては、平成 29 年度幕別町一般会計補正予算にて措置済みであります。そのうち工事請負費に関しましては、平成 30 年度へ繰越明許されているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第58号、町道の路線認定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案説明資料の8ページをごらんください。

今回認定しようとする路線は、①の新北町32号通から⑤の新北町36号通までの5路線であり、総延長684.37メートルとなります。

これらの5路線につきましては、平成29年10月13日付で許可された札内新北町開発行為により造成される新規道路であり、事業完了後、本町に引き継がれることから、今回、町道として認定するものであります。

次に、議案書の15ページをごらんください。

各5路線に係る起点と終点につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月12日から24日までの13日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明9月12日から24日までの13日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月25日午後2時からであります。

12:01 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成30年第3回幕別町議会定例会
(平成30年9月25日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
10 東口隆弘 11 野原恵子 12 中橋友子
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
日程第3 発議第10号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書
日程第4 議案第57号 指定管理者の指定について
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5 議案第60号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
日程第6 議案第67号 平成30年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
日程第7 議案第68号 平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第69号 平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第9 陳情第9号 「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第9の2 発議第11号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 日程第10 認定第1号 平成29年度幕別町一般会計決算認定について
日程第11 認定第2号 平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第12 認定第3号 平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第13 認定第4号 平成29年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第14 認定第5号 平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
日程第15 認定第6号 平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
日程第16 認定第7号 平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
日程第17 認定第8号 平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第18 認定第9号 平成29年度幕別町水道事業会計決算認定について
(日程第10～日程第18 決算審査特別委員会報告)
- 日程第19 議案第65号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第20 議案第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第21 議員の派遣について
日程第22 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第23 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成30年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成30年9月25日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 9月25日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 経 済 部 長 萬谷 司
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 原田雅則
忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明 札 内 支 所 長 坂井康悦
教 育 部 長 岡田直之 政 策 推 進 課 長 谷口英将
総 務 課 長 新居友敬 地 域 振 興 課 長 川瀬吉治
糠 内 出 張 所 長 天羽 徹 土 木 課 長 小野晴正
水 道 課 長 山本 充 経 済 建 設 課 長 川瀬康彦
学 校 教 育 課 長 山端広和 生 涯 学 習 課 長 石野郁也
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 林 隆則 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
10 東口隆弘 11 野原恵子 12 中橋友子

議事の経過

(平成30年9月25日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番東口議員、11番野原議員、12番中橋議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。

第2回定例会で決定した議員派遣のうち、総務文教常任委員会と産業建設常任委員会から先進地視察調査に係る議員派遣結果報告書が、また、広報広聴委員会から議会広報研修会に係る議員派遣結果報告書が、議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付いたしました。後ほどごらんいただきたいと思っております。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、さきの行政報告において被害の概要について報告させていただいた台風21号と平成30年北海道胆振東部地震に伴う被害状況等について、その後判明いたしました被害及び現時点における被害額について、ご報告をさせていただきます。

はじめに、台風21号による被害状況についてであります。農業被害については新たな被害はありませんでしたが、牛舎及び格納庫でそれぞれ1棟、ビニールハウスで2棟が強風により損壊し、全体で4棟、金額にして179万2,000円の被害となりました。

次に、公共施設の被害状況について、新たに集団研修施設こまはた敷地内の倒木が判明しました。

公共施設の被害額といたしましては、町道糠内古舞線ほか34路線45か所の倒木除去に107万1,000円、その他公共施設の倒木除去に126万9,000円、また、パークゴルフ場の掲示板及び公園の園名板の一部破損や、幕別小学校の防風ネットの倒壊、まなびや中里の体育館外壁の破損などで104万9,000円、合せて338万9,000円の被害額となり、農業被害を含めた台風21号による被害の総額は518万1,000円となったところであります。

次に、平成30年北海道胆振東部地震の影響に伴う被害状況等についてであります。

9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震では、強い揺れの影響で斜面崩壊や家屋の倒壊が発生し、厚真町などで多くの尊い命が奪われたほか、震源地に近い苫東厚真火力発電所が地震直後から発電が停止となったことなどから、道内全域において大規模な停電が発生し、その後も電力が不足する状態が続き、再びの停電を回避するため、電力事業者から節電を要請されるなど、本町にも大きな影響を及ぼしたところであります。

このため、本町では、9月10日からホームページや防災メール、公区内回覧で節電を呼びかけるとともに、公共施設の減灯や空調の停止、街路灯や公園内の照明の間引きなど節電に努めてきたところ

であります。

次に、この停電による現時点で取りまとめました被害の状況について申し上げます。

はじめに、農業被害であります。町内の生乳出荷酪農家 15 戸において、搾乳の受け入れ先となる乳業工場の操業が停止したため、生乳 32 トンが廃棄となり、被害額ではおよそ 320 万円に及ぶとの報告を受けているところでありますが、今後においても乳房炎やストレスの発生等による生乳の減産などの影響が懸念されるところであります。

次に、商工業における被害状況についてであります。

停電の影響に伴い、宿泊施設の利用予約のキャンセルなどの被害が生じており、宿泊業においてはキャンセル数 2,719 人で、被害額は 2,194 万 3,000 円、さらに町内 2 か所のゴルフ場でのキャンセル数が 669 人で、被害額は 504 万円、その他商工業では電源喪失に伴う食材の廃棄や受注製品のキャンセルなど 1,056 万 3,000 円の被害となり、合わせて 3,754 万 6,000 円の被害額となりました。

次に、公共施設における被害状況等についてであります。公共下水道札内中継ポンプ場の自家発電機の停止につきましては、停電が誘因となり直流電源盤のブレーカーが故障したことが判明し、この部品交換に要する 30 万円のほか、発電機の借り上げや臨時点検に合わせて 338 万 2,000 円を要しました。

また、簡易水道施設では、非常用発電機の燃料代や臨時点検などに合計で 115 万 5,000 円、学校施設においては、停電復旧後の防犯カメラの不具合や職員用パソコンのサーバーの故障で 89 万 2,000 円、保健福祉センターにおいては、デイサービスの給湯循環ポンプなどの修繕で 52 万 7,000 円の費用を要しております。

このほか、町内の医療機関に保管しております各種予防接種のワクチン 123 人分が停電により保冷ができず、63 万 8,000 円分が廃棄処分となったほか、町内 57 公園の照明灯、266 灯のタイマー設定の復旧作業に 20 万円、南勢牧場の給水ポンプ及び依田公園浄化槽の発電機借り上げに要した費用が 17 万 6,000 円、その他、幕別ダムにおける緊急時操作点検や発電機の燃料費などを含め、停電に伴う公共施設における応急処置と復旧等に要する費用の合計は 753 万 5,000 円となっております。

これら農業、商工業の被害額と公共施設における費用を被害額といたしますと、地震に伴う停電による被害額全体では 4,828 万 1,000 円となったところであります。

このたびの台風による強風被害や停電に伴う公共施設に関する復旧作業につきましては、既定予算の中で早急に対応を進めているところでありますが、今後、既定予算に不足が見込まれる経費につきましては、今回、補正予算として提案をさせていただいております。

次に、平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う支援についてであります。9 月 15 日から 5 日間、被災した厚真町へ 4 名の職員を派遣し、罹災証明の発行や物資の受け付け、被災者からの問い合わせ対応など被災地の復興支援を行ってきたところであります。

また、日本赤十字社北海道支部幕別町分区では、9 月 12 日から平成 30 年北海道胆振東部地震災害義援金箱を本庁舎、支所等各窓口を設置したところであり、今後においても北海道や関係市町村と連携し、必要な復興支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、台風に伴う強風被害と停電による町内の主な被害についてのご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 2、発議第 9 号及び日程第 3、発議第 10 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第9号及び日程第3、発議第10号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、発議第9号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 発議第9号

平成30年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員野原恵子

賛成者、幕別町議会議員東口隆弘

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取組を進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組や森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上です。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第10号、JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

小川純文議員。

○8番(小川純文) 発議第10号

平成30年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員小川純文

賛成者、幕別町議会議員中橋友子

賛成者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員田口廣之

賛成者、幕別町議会議員千葉幹雄

JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書

JR北海道は、平成28年11月に「当社単独では維持困難な線区」として13線区を発表し、うち根室線(富良野―新得間)をはじめとする3線区を「バス等への転換について相談を開始する線区」とした。

根室線の沿線自治体(滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町、新得町、占冠村)で構成する根室本線対策協議会において、北海道運輸局、北海道、JR北海道などとともに、線区の経費節減策、利用促進策、住民意識の醸成策について協議してきている。しかしその一方で、同線区は平成28年の台風10号の被害を受け不通となった後も復旧工事がなされておらず、現在放置されたままとなっている。

こうした状態は、路線廃止に向けた既成事実化であり、断じて容認できるものではない。

根室線は、これまで北海道の幹線として旅客や貨物の輸送に重要な役割を果たしてきているほか、平成27年に国が認定した東北道の広域観光周遊ルート上にもある。安定した農産物の輸送体系を形成する広域物流ルートとして、さらには札幌のほか、帯広・富良野・旭川・北見・釧路などを周遊する広域観光ルートとして必要不可欠な路線であることから、根室線の廃止は、沿線住民の生活はもとより、十勝の観光・経済、ひいては北海道全体にも影響を及ぼすものと考えらる。

本年3月に北海道が策定した「北海道交通政策総合指針」では、根室線(富良野―新得間)について、「道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとして、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要」と明記されたところである。

しかしながら、本年6月17日に開催された、国、道、北海道市長会、北海道町村会、JR北海道、JR貨物による6者会議において、JR北海道は、8線区について国に支援を求めた一方で、根室線(新得―富良野間)については、国に支援を求めず、維持に向け努力する姿勢が感じられない状況である。

国においては、地域の実情を理解の上、根室線が一刻も早くもとの姿に戻るよう不通区間の早期災害復旧、全線維持に向けた適切な指導とJR北海道の経営再建に向けた抜本的な経営支援、老朽化した鉄道施設の保全・更新への支援について実効ある取り組みをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、内閣官房

長官

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、議案第57号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○8番（小川純文） 平成30年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年8月31日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年8月31日、9月11日（2日間）

2、審査事件

議案第57号、指定管理者の指定について

3、審査の経過

審査に当たっては、札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの指定管理者の候補者から提案された事業計画の概要と収支計画に基づき、管理運営の基本方針、経費の削減、利用促進に向けての取組、安全管理の対策、他団体との連携・協力等について説明がなされた。

委員会では、計画された事業の運営のあり方、雇用される職員の待遇などについて質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論を見た。

4、結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第57号、指定管理者の指定についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数19人、賛成15人、反対4人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[付託省略]

○議長(芳滝 仁) お諮りいたします。

日程第5、議案第60号から日程第8、議案第69号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第60号から日程第8、議案第69号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(芳滝 仁) 日程第5、議案60号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第60号、平成30年度幕別町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、議案第57号、指定管理者の指定についてと関連するものであり、債務負担行為の補正であります。

裏面になりますが、2ページをごらんください。

第1表、債務負担行為補正であります。

「札内スポーツセンター及び農業者トレーニングセンターの指定管理者業務に係る指定管理料」の追加であります。

指定の期間につきましては、住民サービスの安定的な継続性を確保し、計画的な管理運営が実施できるよう、平成31年度から平成35年度までの5年間とするものであり、限度額につきましては「2億1,400万円に消費税及び地方消費税を加算した額」として、新たに債務負担行為の追加を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押して

ください。

投票開始。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 15 人、反対 4 人。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 67 号、平成 30 年度幕別町一般会計補正予算(第 6 号)を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 67 号、平成 30 年度幕別町一般会計補正予算(第 6 号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 320 万 8,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 148 億 9,143 万 1,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、台風 21 号と平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う災害復旧に要する所要の経費を補正するものであります。

このうち 1 点目としては、緊急対応しなければならない案件について既定予算を活用して既に取り組んでおりますことから、今後、不足が見込まれる分を追加するものであり、2 点目としては、議決後に復旧に向けた対応に取り組んでいく案件に係る経費分を計上しているところであります。

それでは、5 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 32 万円の追加であります。

行政報告でも申し上げましたとおり、9 月 15 日から 5 日間、厚真町への職員派遣に要した費用を追加するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、10 目保健福祉センター管理費 52 万 2,000 円の追加であります。

保健福祉センターの停電に伴い、デイサービスセンターへの給湯が不良となりましたことから、循環ポンプに係る修繕費等を追加するものであります。

8 款土木費、3 項都市計画費、2 目都市環境管理費 74 万 4,000 円の追加であります。

13 節につきましては、停電により依田公園浄化槽が停止したことに伴う原水槽ポンプ稼動のための発電機設置に係る費用及び町内 57 公園の照明灯 266 灯のタイマー設定の復旧作業に要する費用を追加するものであり、15 節につきましては、台風による公園施設内の倒木除去及び公園内の看板等の一部破損に係る復旧に要した費用を追加するものであります。

6 ページになります。

10 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 89 万 2,000 円の追加であります。

停電により不具合の発生した幕別中学校と札内東中学校の防犯カメラ及び忠類中学校の校内サーバーの修繕費を追加するものであります。

次に、5 項社会教育費、2 目公民館費 21 万 7,000 円の追加であります。

台風によるまなびや相川敷地内の倒木除去及びまなびや中里体育館の外壁破損に係る修繕費を追加するものであります。

6 目集団研修施設費 51 万 3,000 円の追加であります。

台風による集団研修施設こまはた敷地内の倒木除去及び体育館排煙窓の雨漏りに係る修繕費を追加

するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

20 款 1 項 1 目繰越金 320 万 8,000 円の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 68 号及び日程第 8、議案第 69 号の 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 68 号、平成 30 年度 幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 33 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4 億 9,250 万 5,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、平成 30 年北海道胆振東部地震の影響に伴う災害復旧に要する所要の経費を補正するものであります。補正額の計上のあり方につきましては、一般会計と同様であります。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 33 万 9,000 円の追加であります。

このたびの地震に伴い簡易水道施設が停電したことにより、簡易水道施設の臨時点検を行うことに要する費用及び非常用発電機の維持管理に要する費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページまでお戻りいただきたいと思います。

4 款 1 項 1 目繰越金 33 万 9,000 円の追加であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 69 号、平成 30 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 332 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 3,044 万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、2 項下水道管理費、2 目札内中継ポンプ場管理費 332 万 4,000 円の追加であります。

地震に伴う札内中継ポンプ場の停電により、11節につきましては、非常用発電機の燃料費の追加のほか、行政報告でも申し上げましたとおり、札内中継ポンプ場の直流電源盤のブレーカー等交換に要する費用、13節につきましては、札内中継ポンプ場施設機器の臨時点検に要する費用、14節につきましては、非常用発電機の借上及び非常用発電機の運搬に係る自動車の借上に要する費用を追加するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページまでお戻りいただきたいと思えます。

5款1項1目繰越金332万4,000円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

以上で、特別会計補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第68号、平成30年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第69号、平成30年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第9、陳情第9号、「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長小川純文議員。

○8番（小川純文） 平成30年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長小川純文

総務文教常任委員会報告書

平成30年8月31日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年8月31日（1日間）

2、審査事件

陳情第9号「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」（以下、「旧指針」）に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4から8学級」として、高校の募集停止や再編・統合を行ってきました。2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校のない市町村は50へと増加しました。2019から2021年度の「公立高等学校配置計画案」においても、再編・統合によって、1校の募集停止をはじめ、53校において54学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」の補助や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校の存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、全ての子供たちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

道教委は本年3月、「これからの高校づくりに関する指針」（以下、「新指針」）を公表しました。「新指針」は、依然として「望ましい学級規模を4から8学級とし再編整備を進める」ことを基本としており、地域の要望や実態が全く踏まえていない内容となっています。「旧指針」の問題点を一切改めない「新指針」によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、中学校卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」、「高校教育制度」をつくり出していくことが必要です。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第9号、「道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

14：44 休憩

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第9の2、発議第11号、道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第11号、道教委『これからの高校づくりに関する指針』を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[決算審査特別委員会報告]

日程第10、認定第1号、平成29年度幕別町一般会計決算認定についてから日程第18、認定第9号、平成29年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの9議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 朗読をもって報告とさせていただきます。

平成30年9月25日

幕別町議会議長芳滝仁様

決算審査特別委員会委員長小島智恵

決算審査特別委員会報告書

平成30年8月31日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成30年8月31日、9月18日、19日、21日（4日間）

2、審査事件

認定第1号、平成29年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第9号、平成29年度幕別町水道事業会計決算認定について

3、審査の結果

全会計を認定すべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これより、認定第1号、平成29年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成29年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成29年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第3号、平成29年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第4号、平成29年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第5号、平成29年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第6号、平成29年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、平成29年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第8号、平成29年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号、平成29年度幕別町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第9号、平成29年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(芳滝 仁) 日程第19、議案第65号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

てを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 65 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 17 ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、現公平委員会委員であります山崎和夫氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 11 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票はモニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

日程第 20、議案第 66 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 66 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 18 ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、現教育委員会委員であります小尾一彦氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 30 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 12 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

これより、表決を行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票開始。

なお、会議規則第 82 条第 2 項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） なしと認め、確定します。

投票総数 19 人、賛成 19 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定されました。

[議員の派遣]

○議長（芳滝 仁） 日程第 21、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しましたとおり、来る 10 月 3 日から 4 日までの 2 日間、新ひだか町ほかを行政視察先として民生常任委員会委員 7 人を、11 月 6 日、芽室町で開催される十勝町村議会議員研修会に全議員を、10 月 27 日、札幌コミュニティプラザで開催される議会改革フォーラムに全議員を派遣したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第 22、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 23、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成30年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:04 閉会